

國立政治大學日本語文學系碩士論文

指導教授: 于乃明 博士

# 台灣出兵の考察

アジアにおける国際関係を中心に

研究生 洪偉翔 撰

中華民國 102 年 1 月

# 論文の構成

## 第一章 序章

第一節	研究動機と目的	4
第二節	研究方法	7
第三節	先行研究	9

## 第二章 日本の「台湾出兵論」形成の背景

第一節	当時の国際関係の中の日本	13
第二節	日清修好条規の締結における日清関係の変化	
	2-2-1 日清修好条規締結	15
	2-2-2 条約に対する解釈の異同	18
第三節	琉球藩の設置と中日琉関係の変容	
	2-3-1 琉球と中日との関係	20
	2-3-2 琉球藩の設置	21
第四節	アメリカの建言による副島の台湾出兵論の形成	
	2-4-1 台湾遠征計画の発端	23
	2-4-2 アメリカ人の煽動	24

## 第三章 台湾出兵の具体化と日本の国内情勢

第一節	副島が主導する対清外交	
	3-1-1 リゼンドル覚書の提出	27
	3-1-2 副島の渡清	28

3-1-3	渡清の経過	30
3-1-4	副島対清外交の検討	32
第二節 征韓論の浮上		
3-2-1	征韓論の出現	35
3-2-2	征韓論の再起	36
第三節 政府内の大変動		
3-3-1	岩倉使節団の帰朝	38
3-3-2	論争と政変	40

## 第四章 台湾出兵とその意義

第一節 大久保政権による台湾出兵方針の決定		
4-1-1	反征韓論から台湾出兵へ	43
4-1-2	台湾出兵方針の決定	45
4-1-3	台湾への領有意図	47
第二節 台湾出兵の実行		
4-2-1	外国公使の干渉と西郷の暴走	50
4-2-2	柳原公使の対清交渉	53
4-2-3	大久保の渡清	56
4-2-4	イギリスの調停による紛争の解決	59
第三節 日本の台湾出兵の意義とその影響		
4-3-1	明治政府初の対外出兵	62
4-3-2	アジアにおける万国公法秩序への算入	64
4-3-3	出兵における領台意図と植民地的側面	66

## 第五章 結章

## 第一章 序章

### 第一節 研究動機と目的

近代日本の最初の対外出兵は、その名にも出兵とある「台湾出兵」である。日本語では別に「台湾の役」と呼び、中国語では「牡丹社事件」と呼んでいる。明治政府が発足してからわずか七年足らず、一八七四（明治7年）年5月のことであった。明治新政府によるこの出兵の矛先は、一八七一（明治4年）年11月、当時の琉球王国に年貢を納めた後、首里から宮古島へ帰る途中の一艘69人が乗っている船が暴風に遭遇し、台湾の最南端一恒春半島に漂着して、上陸後しばらくして発生した原住民による殺害事件への報復行為である。

この明治四年に起きた琉球漁民の台湾遭難事件を発端とし、明治五年の琉球藩が設置された後、政府内で台湾出兵はひとつの重要な議題となっていた。ただ、当時の国内情勢は留守政府による征韓論が盛んになっていたため、台湾出兵は一時的棚上げとなった。明治六年の政変によって大久保利通が政権を握った後、台湾出兵は再び政府内の議論の中心となって、遂に実行された。では、「なぜ日本政府はこの軍事行動を敢行したのか」この問いの回答を探すとともに、その延長にして当時の政府の政策と国際背景も考えざるを得ない。

一般的に、大久保政権が台湾への出兵を起ったのは、「佐賀の乱勃発を契機とした全国的な土族暴動拡大機運の高まりの中で、特に最も土族勢力の強く暴発の危険のある鹿児島土族を、規模の小さい対外侵略に参加せしめ、暴発を外らす」<sup>1</sup>ためであった。だが、それについては、毛利敏彦氏が指摘したように、従来の研究では、「国内矛盾から対外放出」という図式で踏襲してきたので、あくまでも主観的推測に偏ってきたので、信頼性が欠如している、とされている。<sup>2</sup>それゆえ、もし不平旧土族の鬱憤を晴らすためという動機をとるのであれば、より学問的な検証に堪えられるものを提示しなければなるまい。

そして、もうひとつの理由は、領土問題である。一八六八（明治元年）3月14日天皇の名義で明治政府が発表した『宸翰』（天皇の勅筆書簡）において、「万里の波濤を拓開し、国威を四方に宣布し」と言明した。当時の日本政府は

---

<sup>1</sup>丹羽邦男『明治維新と土地改革』（御茶ノ水書房、1962年）P191

<sup>2</sup>毛利敏彦『台湾出兵—大日本帝国の開幕劇』（中公新書 1996年）

近代国家の仲間入りを目指しており、それには国境の画定が必要であった。つまり国境を確定してどこからどこまでが「日本であるか」を決める＝「日本に住んでいる日本人」が決まる、というステップが絶対条件になっていた。具体的にはロシアとの間で一八七五（明治8年）年樺太千島交換条約を結んで北の国境を確定し、南の国境線は「台湾出兵」がきっかけになって一八七九（明治12年）年「琉球処分」を行い、沖縄までを日本の中にくみ込んでいた。<sup>3</sup>

ただ当時、琉球の位置は極めて矛盾したものであった。もともと中日二重的に従属していた琉球が、新日本政府の「廃藩置県」のもとで一八七二年に鹿児島県の下におく琉球藩となっていた。これはあくまでも日本の一方的な措置であって、清朝側は琉球との宗属関係を放棄したわけではなかった。こうした錯綜した関係の中で起きた台湾事件は、問題にならないはずがあるまい。

一方、「台湾無主論」がアメリカ人の扇動による議題になっていた。米駐日公使デロングが、台湾は「清の管轄だが、その政令は行われていないから、『即ち浮きものにて、取る者の所有物と相成り申すべく』と指摘したのである」。この「浮きもの」とは、国際法上はどここの国家にも所属していない無主の地の意味である。<sup>4</sup>ここに提起された国際法は、日本の出兵とその後の日本の遣使が中国側と繰り広げた論争の根拠になるものである。つまり、日本政府はこの国際法の運用による台湾出兵を発動し、また国際法を楯とすることで、大久保が北京にて堂々と今回の出兵の正当性を弁護していたのだ。

このデロングの指摘同様、日本政府の方向性は「台湾土蕃ノ部落ハ清国政府政權速ハサルノ地ニシテ...無主ノ地ト見做スヘキノ道理備レリ」<sup>5</sup>というものであって、台湾出兵は単に台湾に住む原住民の間罪を目的として行われたわけではなく、実に侵略かつ占領的な意味をも潜めている。デロングに招かれた元駐アモイ領事アメリカ国籍のリゼンドル（Charles W. LeGendre）が日本政府に提出した第一覚書には、「もし支那政府にて此地を有するを好まずば、西人の手に落さんよりは、むしろ我国より此地を領すべし」と記している。<sup>6</sup>更に、藤村道生氏の論文で紹介された第四覚書はこう書いている。「各国之内ニ權威ヲ東方ニ逞フセント欲スアラバ、必ズヤ北ニ於テハ朝鮮、南ニ在リテハ澎湖及台湾ノ両島ニ居留ヲ占ムルニ勝ル処アルベカラズ。（略）若支那政府ニテ牡丹人ノ日本従民ヲ害セシ一件ニ付十分満足ノ所置ヲ為サズンバ日本ヨリ

<sup>3</sup> 栗原純「台湾事件（1871－1874年）：琉球政策の転機としての台湾出兵」（史学雑誌、1978）

<sup>4</sup> 毛利敏彦『台湾出兵—大日本帝国の開幕劇』（中公新書 1996年） p 26

<sup>5</sup> 「台湾蕃地処分要略」大日本外交文書第七巻収録

<sup>6</sup> 同上

速ヤカニ台湾澎湖ノ両島ヲ抛有スベシ」<sup>7</sup>このリゼンドルの意見は決してアメリカ政府としての見解なのではなく、あくまでも彼自分の都合と日本の台湾領有意図がたまたま合致していたからである。(台湾を管理及び領有する意図)さらに、

四月五日には西郷へ、台湾蕃地での征討に必要となる「全権」が委任されるとともに、台湾出兵の方針を記した「特論」が下された。「特論」には、「鎮定後ハ漸次ニ土人ヲ誘導開化セシメ竟ニ其土人ト日本政府トノ間ニ有益ノ事業ヲ興起セシムルヲ以テ目的トスヘシ」(第二款)とあるのみで、蕃地領有については明記されていない。しかし、リゼンドルが三月十三日付覚書で、「遠征真ノ眼目ハ土人ノ所轄タルフォルモサ(台湾)島ノ一部日本ニ併ハスニアレトモ其表向ノ眼目ハ唯僅カニプータン(牡丹)人ノ罪ヲ問ヒ後來更ニ其悪業ヲ行フヲ防行スル為ナリト為スニ着眼ス可シ」と述べているように、條款には、「台湾出兵後の殖民政策の実施」の意図が含まれていたものと考えられる。<sup>8</sup>

しかも一八七一年(明治4)年調印された「日清修好条規」には、日中両国の内政、領土及び政令の違いに関することを明記しているのに対し(第一、三条)<sup>9</sup>、その三年後に敢えて台湾に派兵したのにはさすがに興味深い。もちろん両国がこの条規を締結する時の狙いは各々であって、中国側は「正可聯為中國外援、勿使西人倚為外府」<sup>10</sup>と主張し、日本側はもっともの用意は、(1)東アジアにおける中華秩序の外交原理の否定、(2)国際法の基で日中の地位の平等を明確化すること、(3)最恵国條款の要求の三つであった。<sup>11</sup>その目的の違いで、両国が条規への解釈ももちろん違ってくる。特に前述したように日本ではこの時から積極的に自己の国際地位を向上させるため、隣国との平等の国交が求められていた。そして、韓国との国交樹立難航の状態をも打開させようと企んでいた。同時に、当時中国における実質的な最高為政者であった李鴻章は「連日」の論調を唱え、「中日提携」を望んでいた。<sup>12</sup>したがって、明治政府の台湾出兵を巡る一連の対応の中で、李鴻章は明治政府と交渉を行っていた。そこで、台湾を議論の中心に据えて清朝と明治政府の関係を考察したい。両者の関係は、

<sup>7</sup>『名古屋大学文学部研究論集 史学』16、1968年3月、p8

<sup>8</sup>後藤新 『法学政治学論究』(慶應義塾大学大学院法学研究科2004年) p 329

<sup>9</sup>「中日修好条規」第一条。中央研究院近代史研究所蔵。日本換約檔、同治元年至十二年。

<sup>10</sup>李文忠公全集

<sup>11</sup>藤村道生「明治初年におけるアジア政策の修正と中国」(名古屋大学文学部研究論集44史学15)

<sup>12</sup>留申寧 「李鴻章的對日觀與晚清海防戰略」



当時の国際関係という大きなスキームの中で論じられる必要があるが、台湾を巡る議論のみに留まるものではないが、1) 牡丹社事件から台湾出兵への一連の対応、2) 日清戦争、3) 下関条約での台湾割譲という大きな三段階になっている。だが日清戦争に関しては直接的に台湾が登場しない。牡丹社事件後の対日政策のなかで、台湾は中心的な扱いを受けてきたが、日清戦争は主に朝鮮の主権に係わる係争であり、台湾が主役を演じることはなかった。つまり、1) から3) への流れの中では2) の大きな事件の中で台湾が欠落しているのである。にもかかわらず、下関条約では台湾と遼東半島が割譲されることとなった。本論では、当時の列強の国際関係における中日関係を基本的な立ち位置とし、その上で台湾出兵から台湾占領が完成に至るまで「台湾」を巡って両者の間にどのような認識がなされたか、という点についても考察したい。

## 第二節 研究方法

台湾出兵というテーマについては、すでに数多く優れた研究がなされてきた。だが、今までの研究には、事件の流れ、そして明治政府内の政策、琉球処分とのかかわりなどに重みを置き、外交史的（中日、そしてアメリカやイギリスとの関係も含めて）な研究は比較的少ない。鑑みて筆者は、より全面的な視野から事件の真相と国際関係の中での位置づけを探求していきたいと思う。

研究範囲には、ただ台湾出兵自体に留まらず、前後に関連する事件も入れてより全体像を把握したい。日清関係の中の台湾事件においては、前述したように日清修好条規の締結とも深くかかわっている。条規の成り立ち、そして日中両国の条規に対する解釈とお互いへの理解についても論及しないとなるまい。続いて、国際法における認識の異同と、更に日清戦争に台湾が主役ではないが結果としては台湾が割譲されたという事実から、台湾事件とどう関係しているかを研究するつもりである。もちろん外交関係と言う以上、列強との関係も重要であるから、台湾事件と最も直接的にかかわっていたイギリスとアメリカをあげ、資料の入手に困難を伴うものではあるが、少し触れておくことにする。

まず、台湾出兵の経緯を単純に理解するには、事件に直・間接的に関わった人物が書いたものは欠けしてはならないと思う。藤崎濟之助が書いた『台湾史と樺山大将』は、藤崎が蘇澳郡守任内（一九二三年）に調査の下見し、離職後もあらゆるの史料を収集して、樺山の日記と初任台湾民政局局長一水野遵の

『征藩日記』を参照し、四年もかけて事件の成り行きを詳細に還元した重要な資料である。そして、N. Y. ヘラルドの記者と日本征討軍の顧問リゼンドルの秘書とし、一八七四年五月第一日本遠征軍と共に南台湾に到着したアメリカ人—Edward H. House が第一手で観察し、当時の日清、イギリスとアメリカの相互関係と牡丹社への理解にもかなり深い著作—*The Japanese Expedition to Formosa*—である。この本は筆者が身を持って実際に事件に参加し、日清両国の外交資料を参照して忠実に記述したものである。

そして、筆者の資料収集による結果、今までの研究には、当時の新聞や世論を使った論文はほとんど見当たらない。にもかかわらず、新聞はこの研究に当たっていずれ清朝側、日本側についても重要な資料になるはずに違いない。東京日日新聞の従軍記者として台湾に赴き、「台湾事件」の連載に活躍していた岸田吟春の記事と当時の出兵に関する社論が中山泰昌編『新聞集成明治編年史』<sup>13</sup>に編纂されていたので、それらの記事に参照しながら、当時明治政府の政策と意向も読み取れるであろう。一方、清朝の新聞や論説に関するは、幸いに琉球大学の西里善行氏が整理した「台湾事件 (1871—1874) と清国ジャーナリズム」(資料篇 I、II、III、IX) があり、「申報」、「循環日報」、「万国公報」と「中西聞見録」四つの報道紙に掲載した台湾事件の関連記事の集成である。この資料を通じ、「清朝が日本の台湾出兵にどう受け止めているか、そしてどんな対応をなされたか」にもいっそう理解出来ようではなかろう。

呉密察氏の『台湾近代史研究』に台湾出兵に関する士族の建白書と願書についての研究があり<sup>14</sup>、筆者にとってもかなりの参考になると思う。それゆえ、『明治建白書集成』<sup>15</sup>に掲載した「台湾出兵」の件、そして台湾出兵の政策にも及んだ「征韓論」に関する件も含めて検証し、いったいこの両者はどう関連していたか、を自分が提出した疑問に回答を与えてみたい。

近年、台湾出兵に関する論文はそれほど出ていないが、中にも幾つかいい参考になる論文があると思う。たとえば、甘懷真氏の「台湾出兵與東亞近代國家的再編」と一瀬啓恵氏の「明治初期における台湾出兵の政策と国際法の適用」は国際法の運用と台湾出兵との関係であり、後藤新氏の「明治7年台湾出兵の一考察—台湾蕃地事務局を中心として—」は大隈が台湾蕃地事務局の事務総督として決着したいろんな政策(特に財政と軍隊の派遣など)を論じたものであ

<sup>13</sup> 中山泰昌『新聞集成明治編年史』(明治編年史編纂会 1936)

<sup>14</sup> 呉密察、「建白書」所見的「征台之役(一八七四)」、『台湾近代史研究』、(稻香出版 1991)

<sup>15</sup> 色川大吉、我部政男編『明治建白書集成』第2、3、4巻(筑摩書房 1986)



る。そして、最も興味深いのは、家近良樹氏の「台湾出兵方針の転換と長州派の反対運動」である。家近氏は、今まで大久保利通が台湾への領有意図という通説を一変し、大久保が佐賀の乱の時九州に行っている間に、もともと明治七年二月六日に決定された単に台湾原住民への問罪行動—「台湾蕃地処分要略」が西郷と大隈らによって「永住領有」となった、と指摘している。でも、出兵がなされた理由はやはり今までの通説に踏襲している。(不平士族の再反乱を防止のため)にもかかわらず、筆者は前諸氏の研究結果を踏まえ、関連する部分を再検討して本論に寄与できればと思う。

上述の資料に留まらず、第一資料としての国史館台湾文献館編訳『處蕃提要』、『甲戌公牘鈔存』、台湾史料集成編輯委員会編『明清台灣檔案彙編』(第七十三、四冊)、そして中日関係に深くかかわっていた人物の関係資料など(李文忠公全集、大久保利通関係文書、大隈重信関係文書、岩倉具視関係文書)と中央研究院近代史研究所編『中美関係史料』と、外務省編『大日本外交文書』(第六、七巻)にも大変貴重な記録が残っており、そういった史料を詳しく読んでいきながら、今まで研究された関係論文を検証するとともに、より厳密かつ論理的な結果に導くことを期している。

### 第三節 先行研究

明治は近代日本の歴史上、決定的に重要な時期である。ゆえに、明治に関する内政、外交関係などといった研究は多くなされている。その中に、「台湾事件」に関する研究も少なくない。ただし、戦前の研究には、日本政府の外交資料の公開とアジア侵略的なテーマが加えられた制限などのため、日本領台にいたるまでの「幕開け」として記念的な意味と帝国拡張政策への賛意も含めていであろう。例えば、前節にも触れたの藤崎濟之助の『台湾史と樺山大将』と、昭和十(1935年)年当時総督府は始政四十周年の祝いとし、総督府機関誌『台湾時報』に連載された山本運一「明治七年征台の役に就いて」、あと総督府図書館館長「明治七年征藩の役」など、いずれも日本の権力者の立場から事件を視、文明国たる日本が野蛮な藩人を征討して彼らに近代化をもたらすという不公平な視野で事件を看過する傾向があるので、戦後以後「征討」と言わず、「台

湾出兵」あるいは「台湾事件」と言い換えるのが一般的である。<sup>16</sup>

本論に合わせ、台湾出兵の前に調印された中日修好条規（明治四年、1871年）についての研究もきわめて重要な関連素材である。註<sup>15</sup>の藤井氏は自らの著書の第一章に日本側がなぜ条約の締結を求めてきたかという点と李鴻章が「以夷制夷」と「聯日同盟」を企図していた事実を明らかに述べている。藤井氏のこの論調は王璽の『李鴻章與中日訂約（一八七一）』から継承していると思われるが、王氏は日本が清との同盟疑惑に対する欧米からの反発を受けたのについて大幅に述べたが、藤井氏は単刀直入に、副島が岩倉使節団らの帰国も待たず、自ら中国にてすでに調印された条約を改正しようとする姿勢は、実に「征台」の準備である。<sup>17</sup>張啟雄の「新中華世界秩序構想の展開と破綻—李鴻章の再評価に絡めて—」では更に、「日本政府にとって、日中修好条規は無意味なものとして実現したのである」と指摘している。<sup>18</sup>

日本が中国と和親するという名義で条約を締結しようとしたことを手段にして、そこに韓国へ侵略の野心を託したことは多くの研究者が認めている。にもかかわらず、結果として、成立した条規は日本の期待に反した平等条約であった。そして外圧によって、調印した条規を改正しようとしたものの、それでも中国に拒否された。日本政府（特に大久保新政府）はどうしてこの条規の効力を無視し、中国の反発を買う危険も恐れず台湾に出兵したのについて、まだ議論する余地があると思う。

戦後六七十年代、明治維新及び外交史の権威である石井孝氏の著作—『明治初期の日本と東アジア』が多く引用された。本書は著者が大量の日中両国の史料のほか欧米史料を通じて、明治六年政変後の大久保政権のアジア政策を基軸として展開された当時の国際的な条件の下で書かれたものである。その第一章「日本軍台湾侵攻をめぐる国際情勢」も本論にとって、大変参考になると思う。特に、米国公使デロングが積極的に日本の台湾問題処理に関与した意図は、「日本政府に対する彼自身の影響力を著しく強め、結果として、米国政府の利益を高めることにおいた」（10頁）と称し、更に「リゼンドルはデロングとともに、日本の台湾占領を支持することにより、日本を米国の友邦に仕立て、この日本を核として極東における市場の拡大を目指したものと思われる」というのが著者の結論である。（24頁）しかし、その後デーロング公使は間もなくアメリカ政府に撤却し、後任したビンガムの台湾問題に対する態度は直ちに一転した。

<sup>16</sup>藤井志津枝 『近代中日関係史起源』（金禾出版社 1992）まえがき

<sup>17</sup>同上。P.41

<sup>18</sup>張啟雄 「新中華世界秩序構想の展開と破綻—李鴻章の再評価に絡めて—」（沖繩文化研究 Vol.16）P.242

この前後二人の米公使がこうした計画の急転換に迫られた理由はまだ詳しく論じられていない。そして、多くの論文にもよく触れられた問題点としては、いったい征韓論と台湾出兵はどう関連しているのか、ここにもただ反対された士族の士気を外へ反らすためであったとする従来の研究から一貫した論調で書かれてき、しかし大久保政権及び周りの大臣らは必ずしも賛成したわけではなかった。さらに、「表面的」な結果としては士族軍隊の暴走でこの征討劇が開始されたと言うが、大久保と大隈らは本当に彼ら（西郷従道と士族軍隊）と留守政府の副島から計画された「台湾出兵」を止めたかったのか、実に疑問が残っている。

毛利敏彦氏の『台湾出兵—大日本帝国の開国劇』（同註2）では、従来の論に新たな見解を提起している。毛利氏は通説を批判するとともに、なぜ大久保政権が台湾出兵を実行したのかへの回答を与えている。「政変直後、大久保は自己の政治生命を守るためにも、台湾政策を含む対外政策を忠実に継承すると明言した。その時、反政府エネルギーなるものはまださして表面化していなかったから、こういう仮説もまた成立困難である」（141頁）と述べ、「台湾出兵とは、明治六年政変の誤算に危機感を抱いた大久保が、西郷従道や大隈重信らと組んで、台湾先住民地域を獲得しようとして強引に推進した暴挙だったというべきであろう」と結論している。彼も清沢淵の名著—『外政家としての大久保利通』<sup>19</sup>に描かれるような、全責任を負って柔軟な外交能力を持った大久保像への批判を強くしたといえよう。毛利氏が提起する様々の論調は斬新であるが、果たして彼が今までの論説を翻す見方は正しいかについてもまたいっそう検討する必要があると筆者は考えている。

ほかの論文においては、「琉球処分」をその本位と位置づけ、台湾出兵を研究するケースも少なくない。例えば、金城正篤氏の「台湾事件（一八七—一七四年）についての一考察—琉球処分の起点として—」<sup>20</sup>と栗原純氏（註3）の論文では台湾事件が直接的に琉球民を日本国民たるものにしたとしている。しかしそういった研究は日本側が琉球の附属の探求に偏る傾向があり、琉球側自身が台湾事件の中にどういう役割を演じたか、琉球処分と台湾出兵もしくは台湾を領有しようとした意図との関係の研究はまだ欠けている。

概観的にみると、日本の近代史、明治外交史を眼目とし、そして琉球処分に踏まえる研究が各々であるが、中国側の対応は始終消極的とされており、台湾

<sup>19</sup>清沢淵 『外政家としての大久保利通』（中公新書 1969）

<sup>20</sup>金城正篤 「台湾事件（一八七—一七四年）についての一考察—琉球処分の起点として—」『沖繩歴史研究』（1965）

事件に関する清の対日対応及び政策の変遷は近年まであまり重視されなかった。また、殖民地史として、台湾領有の意図と二十年後に下関条約によって実現された「本質の占領」との関連性も実に興味深い。この「空白」の二十年、むしろ台湾出兵以前から日本はどう台湾を見ていたか、あるいはすでに「企んでいたか」というべきであろう。最後に、一八七〇年代に、中日とも列強のアジア進出に悩まされていたという状況の中で、東アジアの国際関係史としての台湾出兵はいったいどう見るべきか、を本論にでは詳しく論及したいと思う。



## 第二章 日本の「台湾出兵論」形成の背景

### 第一節 当時の国際関係の中の日本

200年以上に渡って続けられた鎖国体制が幕末の異国船の来航により揺れ動き始めた。日本が外来の衝撃を受け、幕末から外国の事情を頻りに重んじる人々があらわれる。それは、江戸幕府を倒した後、政府の中心となった薩摩藩と長州藩である。明治2年(1869年)、明治政府が改めて開国を決定して、以後は不平等条約の撤廃を目指していくことになる(条約改正)。日本は開国により帝国時代の欧米列強と関係を持つこととなったのである。そして、アジアにおける隣国との関係はどうであったのだろうか。

日本が外国に開国を余儀なくさせられた後、積極的に隣国との国交を求めている。特に、江戸時代から、ほとんど唯一の国交相手である朝鮮との関係を明治天皇の名義で再開しようとしている。明治元年十一月(1868年)、朝鮮との窓口だった対馬の宗氏を通し、朝鮮に国書を送り、両国の修好したいと伝えたが、朝鮮はそれを拒否した。その理由は、日本が朝鮮に提出した国書の中に天皇が清の皇帝と対等であることを示す「皇」「勅」「朝廷」という文字があったためとされる。これらの文字は中国の王朝だけが使うもので、中国の属国である朝鮮にとってはそういった文字を小国の日本が使うのは許せないとうことだった<sup>21</sup>。

朝鮮側が日本の国書を受け取りを拒否した影響で、日本の国内に次第に「征韓論」の声が高まり、遂にその後中日外交上の大問題となっていくのである。と同時に、中国との国交樹立も進めている。その実現は、明治四年(1871年)日本と清朝の間で初めて締結された平等条約であり、これを「日清修好条規」と言う。この条約の締結の背後には、日本の野心が託されている。それは、中国が古くから東アジアでの「中華秩序」のリーダーとしてあり続けた地位への挑戦である。中国と対等の関係を結べば、自分も中華秩序ネットの頂点の一員という考えだった。

では、日本がそんなに朝鮮との国交樹立と朝鮮の独立に熱心だったのかひと

<sup>21</sup> 外務省調査部 『大日本外交文書』第二卷第一冊、P259-260。



つの理由としては、ロシアの影を挙げることができる<sup>22</sup>。幕末以来、ロシアの南下に伴って、ロシアの樺太開発が本格化し、日露の間の紛争が頻繁となった。樺太領有なし南北半島を分け、ロシアと日本住民を住み分けさせてやるという意見を持っていた外務卿一副島重臣が征韓論で下野し、代りに黒田清隆開拓次官の「樺太放棄・北海道開拓」論が政府内部の主流となった。一八七五年（明治八年）に調印された「樺太・千島交換条約」もこの論調に基づいたものである。日露間の国境が決着したのにもかかわらず、強大なロシア帝国が韓国にも勢力を振るおうとしている。朝鮮がロシアに取られてしまうと、北海道から九州までほぼ日本の半分以上の地域がロシア軍の侵攻に脅かされる危険が高まるので、それは開国してまもない弱小日本にとって決して軽視できない問題となっている。北の防衛線を築くため、明治政府は韓国を国際法上の独立国として開国させたかったのだ。中国と日本が資本主義列強により貿易利益目当てで開国させられたのと違って、当時まだ経済的には資本主義の段階に達していない日本によって強行されたものである。朝鮮問題の権威であった榎本武揚は、朝鮮は日本にとって「経済上の実益は微小だが、ポリチカル及スタフラジカルにおいて重要であること」<sup>23</sup>を説いている。これは、駐露公使としてロシアの極東と南進政策に危機感を持つ国際的視野から、日本の朝鮮政策を体系化したものというべきであろう。

そして、一八七一年（明治四年）十一月、右大臣・岩倉具視を全権大使とした、一年十ヶ月及んだ明治政府初の海外巡廻（岩倉使節団）もこの時期に重要な出来事一つである。そのもっとも目的とは、明治維新前の諸外国と結ばれていた不平等条約の改正に各国の意向を打診するための表敬訪問であったが、結果として失敗したのである。だが、世界一の工業先進国イギリスの実状、フランスの官制、プロシア鉄血宰相ービスマルクとの面会などが、まだ近代国家を目指す道を歩んでいる日本に強い衝撃を与えていたに違いない。この付加的な側面で、日本のあらゆる国家建設に手本を見せてくれたのである。そこに、岩倉をはじめとする外遊政府と西郷を筆頭とする留守政府が分裂していたように見える。通説では、大久保らが外遊の際に西洋の進歩に痛感し、日本の近代化を最優先とするため、「征韓論」に盛んな留守政府を押し切って日本の富国強兵を旗揚げしている。では、なぜ帰国して半年も待たずに、台湾出兵の正式な公文が出されたのか。どう考えても矛盾にしていると思われる。この疑問

<sup>22</sup> 明治維新史学会編『明治維新とアジア』（吉川弘文館 2001）P139.

<sup>23</sup> 金正明編『日韓外交資料集成』第一巻（巖南堂、1996）P. 162.

を採求するため、筆者はあえて岩倉使節団の派遣による残された留守政府と、一八七三年（明治6年）十月に大久保を筆頭として成立した新政権を分けて比較することにする。

時間順で分析するので、本章の次の節らは、主に岩倉使節団が発送される前の明治政府とその後の留守政府による決議された内容と「台湾出兵論」を助成させたの関連を述べたい。彼らは、その後実際に台湾出兵行動に参加していないと言っても、台湾出兵への仕向けとアメリカ人ーリゼンドルとの計画作りはだいたい留守政府の時から立てられたものである。大久保らが台湾出兵を実行する際、単にこれらのを継承したとは言えないが、新政権が成立してまもなく明治史上初の対外出兵が派遣されたのには、現地に残され、アジア情勢の変化を見守っていた留守政府の仕立てはなくしてはありえないものだ。

## 第二節 日清修好条規の締結における日清関係の変化

### 2-2-1 日清修好条規締結

前述したように、明治初年日本は朝鮮との関係は断絶したため、朝鮮の宗主国である中国と「比肩同等」の条約を結び、そのうえで「一等を下し礼典」<sup>24</sup>によって扱おうという、中国と朝鮮との宗属関係を利用した迂回策をとった。その実現のため、一八七〇年（明治3年、同治9年）八月、外務大丞柳原前光が事情の説明するために上海に派遣された。

柳原一行は上海での交渉後、天津にいたって三口通商大臣成林や新旧の直隸総督である曾國藩、李鴻章と面談し、日中間の条約締結を訴えた<sup>25</sup>。北京にある総理衙門は、柳原の入京をさんざん阻止しようとしたが、柳原は西洋列強の仲介の可能性を示して総理衙門を脅迫しながら、日中の関係を唇齒の関係に例え、その重要性を次のように強調した。

「或曰、今時入清、非由西人介紹、事恐不諧。卿大臣乃与靜論、以為我國与清國、唇齒鄰邦、至厚友誼、何必自棄夙好、專倚外人為耶。須以一片誠之心、修涵直達彼國、當途諒

<sup>24</sup> 『日本外交文書』巻3、89「対朝鮮政策三箇条伺ノ件」P145。

<sup>25</sup> 『李文忠公全集』訳署函稿巻1「論天津教案」同治九年九月初九日。



必更加親厚也。<sup>26</sup>」

それに対して総理衙門は、もし今日本の要求に応じなければ、後日日本が欧米と連合し、中国に侵攻して更なる不平等条約を要求してくる形勢は不可避だと判断し、日本の締結要求に対する強硬な態度はついに軟化した。

「此次、日本徑自派員前來、未必不視中國之允否、以定將來之向背…（中略）…此時、堅拒所請、異日該國復俛英法為介紹、彼時、不允則饒舌不休、允之則反為示弱。在彼轉聲勢相聯、在我反牢籠失策、與其將來必允、不如此時即明示允意。<sup>27</sup>」

「天津教案」の影響で、新任となった元江蘇巡撫李鴻章も「日本來中國通商乃意中之事 中國已開關納客 無拒阻之理 且未始不為西洋多樹一敵<sup>28</sup>」と言い、そして三口通商大臣成林も総理衙門に柳原の絶え間なく執拗な要求を報告した上で、十月八日に総理衙門はようやく柳原に面会し、締約一件を承諾した。総理衙門は日本の条約締結申し入れに始終消極的だったが、清国内には賛否両論が対立していた。代表するものは、英翰「倭寇」反対論と李鴻章と曾国藩の「聯日」賛成派である。英翰は、日本が旧来中国に臣服していた倭寇であったにもかかわらず、今清国がフランスとの間で天津教案に苦しんでいる時に便乗して条約締結を要求してきた動機は不正だと、厳しく指摘していた。

それに反し、李鴻章は、「元世祖以後中國不與通朝貢」、「該國向非中土屬國、本與朝鮮琉球安南臣服者不同」<sup>29</sup>という意見をあげ、日本を隣邦として厚く持て成すべきだとした。李は日本の明治開国以来の努力を見てきたので、「以東制西」<sup>30</sup>の考えが日々強まっていた。今中国と同様に西洋列強に苦しめられている日本が「同心協力」と称して日清提携を望んでいるのは、まさに意中と符合するものだった。李鴻章とともに洋務派のリーダーの位置にあった曾国藩も日本を敵に回すのではなく、むしろ同盟国として利用するのが適当だという<sup>31</sup>。しかし、曾は柳原が申し入れてきた条約の内容に対して警戒は怠らなかった。一見李と同じく「連日本」の外交を構想しているように見えるが、曾は日本を欧米列強と対等に扱い条約を締結すべしと提案したのに加えて、「一体均霑」=

<sup>26</sup> 『日本外交文書』巻3、141号文書、付属書4・註2。

<sup>27</sup> 『籌辦夷務始末』同治朝卷七七、P37。

<sup>28</sup> 『李文忠公全集』訳署函稿巻6、P41。

<sup>29</sup> 『籌辦夷務始末』同治朝卷七九、P47。

<sup>30</sup> 『李文忠公全集』訳署函稿巻11、P6。

<sup>31</sup> 『籌辦夷務始末』同治朝卷八十、P10。

「最恵国待遇」を絶対に条約の中に入れないことを強調している。李鴻章のひたすらの連日の思いと比べ、曾國藩は条約締結に賛成してはいるが、早くから日本の真の目的に疑惑を示してたのではなかろうか。

朝廷に強い影響力を持つ二人の賛成派を背景に、清朝廟堂は条約締結の方針を確定し、一八七一年（明治四年）九月十三日に中国の全権大臣李鴻章と日本側の伊達宗城が天津山西会館において日清修好条規および通商章程に調印した<sup>32</sup>。日清修好条規は、近代の日中関係が新しい時代に突破したことを意味している。藤村氏が言うように、「日本および中国がその時まで結んだ条約の全てと異なり、列強に強制されたものでなく自主的に結んだ最初の近代的条約であった。締約国の双方が列国の領事裁判権下にあり、まだ協定関税率を強制されていたが、その条件の下で両国の対等性を貫徹しているという特色をもっていた。<sup>33</sup>」と強調している。だが、調印した条約は結局日本側の最初の意図に反したものであった。条約締結における交渉は、すでに中国側ペースで進められたあげく、日本が一番望んでいた最恵国条項が排除されたばかりではなく、中国側の強い要求によって、「両国好ミヲ通セシ上ハ、必ス相関接ス。若シ他国ヨリ不公及ヒ輕蔑スル事アル時、其知ラセヲ為サバ、何レモ互ニ相助ケ、或ハ中ニ入り、程克ク取扱ヒ、友誼ヲ敦クスベシ」<sup>34</sup>という、注目すべき一条が加えられた。それは条文の第二条であり、明治建国以来「脱亜」と旗揚げしつつ日本が無理矢理中国によって「日清同盟」に組みこまれてしまった。この対等・同盟というべき日清修好条規は、清国側にとっては、李鴻章をはじめとする清朝の対日外交の方針の実現であったので、石井孝は、「欧米諸国に対抗して日本を外援たらしめようとする、李らの指導する中国外交の成功というべきだ」<sup>35</sup>と肯定している。

「果たして中国側が主導したこの条約の締結は成功なのか」という点では疑問が残るか、日本側は、この第二条がこの先の列強との関係には差支えとなると自覚していた。特に列強と「条約改正」をする期限（明治五年）と岩倉使節団の派遣を控えていた当時、日清修好条規の締結は妨げになる可能性は高い。よって、外務省はしばらく条規の内容を公開しなかった。<sup>36</sup>その後、一八七二年（明治五年）三月十日また第二条の「攻守同盟」を改訂するため柳原前光を清

<sup>32</sup> 藤村道生『明治初年におけるアジア政策の修正一と中国—日清修好条規の検討—』P. 18。

<sup>33</sup> 同上 P36。

<sup>34</sup> 『大日本外交文書』第四卷、153・154号文書。

<sup>35</sup> 石井孝『明治初期の日本とアジア』P. 4。

<sup>36</sup> 『大日本外交文書』第四卷、P. 251。

国に派遣した<sup>37</sup>。だが、中国側は条約を改定するのを拒絶した。やむなく日本側は欧米列強に第二条は同盟を意味しているのではなく、一八五八年（咸豊八年）に調印した「中米天津条約」を倣って、「日清両国友好和親」<sup>38</sup>という意味するのもであるので、特に改訂する必要はないとした。

## 2-2-2 条約に対する解釈の異同

こうして日清修好条規の最大の問題点(第二条について)は解決したようだが、第一条の「両国所属邦土、亦各以礼相待、不可稍有侵越、俾獲永久安全」と、第三条の「両国政令禁令、各有異同。其政治應聽己国自主、彼此均不得代謀干預、強請開弁、其禁令亦應互相為助、不准誘惑土人 稍有違犯<sup>39</sup>」がその後の日本台湾出兵と韓国開国、そして琉球併合とは法理上の強く齟齬しているように思える。先ず第一条の「所属邦土」の規定から見てみよう。これは、李鴻章が新興なる日本が欧米列強の模倣をし、中国の「所属邦土」を侵害しないように規定したものである。もちろんこの時、李は日本の野心を見抜いていたわけではなく、ただ日本を自分が考えた「日中相互援助連盟」に組み込むため、この第一条で日本を牽制しようとしていたのである。それでは、李が提起した「所属邦土」とは何であったのか。「森李対談」における李の言葉を引用したい。

「條約明言所属邦土、若不指高麗、尚指那國。…(中略)…將來修約時 所属邦土句下可添寫十八省及高麗 琉球字樣。…(中略)…和約上所說「所属邦土」 土字指中國各直省 此是內地 為內屬 徵錢糧管政事 邦字指高麗諸國 此是外藩 為外屬 錢糧政事 向歸本國經理。<sup>40</sup>」

つまり、「所属邦土」とは、中国本土の十八省（台湾は福建省に属する）と、属邦である朝鮮、琉球など諸属藩であり、換言すれば中華世界である<sup>41</sup>。李が

<sup>37</sup> 同上、第五卷、P239—240。

<sup>38</sup> 同上、P. 298。

<sup>39</sup> 王璽『李鴻章与中日訂約』中央研究院近代史研究所、台北、1981年。

<sup>40</sup> 『清季中日韓關係史料』第二卷、二二九号文書附件一。

<sup>41</sup> 張啓雄「新中華秩序構想の展開と破綻」、P347。

古くから東アジアをリードしてきた中国をはじめとする「中華秩序」を改めて再現させようという意図をもっていたことが看取できる。だが、日本が新興国の姿で中華帝国と肩を並べようなどということは、中国人にとっては、一方では当然受け入れにくいものであはるが、日本が中国よりいち早く西洋の技術を身に着ければ、中国がリードする「中華秩序」を破壊するリスクが存在することを自覚していたものだと思う。

そして、第三条は「お互いの内政は干渉しない」という規定である。この考えは、すでに中国邦属内に流通している東アジア秩序原理の運用である。中華帝国は、古くから属邦を擁して、其の国々の国情と政令の異同を認識しつつ、同一化を要求せず、逆にいえば、中国に臣服すれば、この中国の国政と違う国の国王として認められるということである。日清修好条規は、日中の条約の締結によって、この「伝統」をそのまま日本に適用させるという狙いでもあったが、ただ日本は中国帝国の属邦ではなく、同盟している国なので、第一条と同じく日本が中国に対する侵害予防の意味が強かった。当時の中国はもちろん日本が台湾に軍隊派遣、琉球併合、そして朝鮮の開国を望むことを予想したわけがないが、前もってこの条約を通して中国側の立場を明確させたのである。それが、その後の台湾事件の北京交渉において、中国側が始終「中華秩序」における「政令の異同」で日本側が持ち出した「世界秩序原理」の「政令の有無論」を反駁したゆえんである。一見、中国側は一貫して「中華秩序」原理を基づいた概念で日本と接触してきたが、日本はなぜそれを受け入れなかったのか。それは、やはり日中両国の条約に対する解釈と条約締結の目的が違うからに他ならないのである。

中国は新中華秩序構想の第一人者李鴻章により、一方的に「連日抗欧米」<sup>42</sup>と企んでいるが、同時の日本はむしろいち早く「脱亜」<sup>43</sup>路線に進みたかった。だから、中国にごり押しに「日中連携」的な条約を調印させられた日本は、絶対に条約通りに動きたくないはず。よってある意味で、日本にとってのこの条約は事実上は無意味なものとして実現したのである。ただし、日本は形式的には中国と条約関係を練り上げたことを利用している。その日本が隣国と自主的に条約で結んだ関係は文明国たる証拠になるのである。この理由で、中国が願った日中連携による新中華秩序の成立しえない。お互いに利用しあった結果、日本は表面的に阻まれたようだが、事実上大成功とはいえないが、中国と比較

<sup>42</sup> 『籌辦夷務始末』同治朝卷七九、P7~8。

<sup>43</sup> 石井孝『明治初期の日本とアジア』P. 5。

したとき、一定の成果を収めたのが日本だったということが出来る。中国にとっては念願の日中連盟が出来ないばかりではなく、柳原が条約締結の申し入れてきた時語ったことが逆方向になっていた。それは、条約の締結とは、日本が列強との関係が強まるためのものとなった。

こんな曖昧な日中関係の中、たまたま起きた琉球民遭難事件（牡丹社事件）が両国の政治的・外交的となった。だから、日本は条約を締結して僅か3年後敢えて台湾に軍隊を派遣したのは、わざと条約の規定を破って中華秩序と対抗しようとの目的が潜められている。この日本が主導した台湾事件は、むしろ3年前に中国に押し付けられた日清修好条規の「日中連盟の規定」（第一～第三条）への報復行為だのように思える。台湾出兵とこの条約の規定が齟齬している部分は、また詳しくは本論の第四章に述べたい。

### 第三節 琉球藩の設置と中日琉関係の変容

#### 2-3-1 琉球と中日との関係

十八世紀の半ば以前、琉球は独立国であった。十四世紀、琉球列島では日本本島とは個別の政治史が展開し、本島で足利尊氏が室町幕府を開いた頃、沖縄本島では山北、中山、山南の三国が権力を争っていた。このころ、中国で元朝を倒して明朝を開いた太祖洪武帝は、周辺諸王に使者を送って入貢を促した。一四二二年（永楽廿年）、中山王が山北と山南両国を統一し、尚氏王朝を創って引き続き中国に年貢を納めていた。こうして貢物を捧げて明皇帝に臣服を誓うことに応じて、中華帝国の国王から琉球国中山王としての正統性が認めもらえること（冊封）が前節に触れた「中華秩序」あるいは「華夷秩序」のひとつの表現である。同時に、琉球は、明皇帝に進貢行為と結合した貿易活動で繁栄した。清になってもこの関係は依然として続いていた。一方、一六〇九年（慶長十四年）、九州南端の薩摩藩（現鹿児島県）の島津氏が琉球列島に侵入し、尚寧王を征服した後、徳川幕府は直ちに琉球を島津氏の管轄下にして、表面的に中琉関係を認めつつ、中国との莫大の貿易収支を吸収していた<sup>44</sup>。こうして、

<sup>44</sup> 真境名安興 島倉龍治編、『沖縄——一千年史』、沖縄、琉球史料研究会、1923年。



一八七九年（明治十二年）に琉球が正式に沖縄県として日本の版図に組み込まれるまで、中日琉三者の間にこういったあいまいな関係が約260年も続いたのである。

### 2-3-2 琉球藩の設置

まだ若い明治政府にとって「国家」としての領土の確保は、緊急事項の一つである。「抑琉球島ハ古昔沖縄島ト唱へ南海十二島の属島ノ内ニシテ本朝ノ属島タリ<sup>45</sup>」と認識してきた明治政府は、早く中琉の冊封関係を断絶させたかった。一八七一年（明治四年）七月十四日、政府は「廃藩置県」を実施し、果たして琉球は鹿児島県の管轄下に置かれることになる。一八七二年（明治五年）一月、鹿児島県庁は、伊地知貞馨と奈良原繁を琉球現地に派遣して善後措置にあたらせた<sup>46</sup>。同年の六月、また琉球国王尚泰に天皇親政慶賀ための使節派遣を促した。一方、東京では、まず同年の五月三十日に大蔵省の井上馨の建議によって琉球処置が初めて政府内部で検討された。

「彼従前ノ支那ノ正朔ヲ奉シ封冊ヲ受候由相聞我ヨリモ又其携式ノ罪ヲ匡正セス上下相蒙曖昧ヲ以数百年打過行トモ不都合ノ至ニ候ヘトモ君臣ノ大体上ヨリ論シ候へ仮令我ヨリ函養スト然モ彼ニ於テハ人臣ノ節ヲ守リ聊惇戾ノ行不可有義勿論ニ候況ヤ百度維新ノ今日ニ至リテハ到底御打捨被置候筋ニモ無之ニ付従前曖昧ノ陋轍ヲ一掃シ改テ皇国ノ規模御拡張ノ御措置有之度去迎威カヲ挾侵奪ノ所為ニ出候テハ不可然。<sup>47</sup>」

と、井上は琉球が中国の冊封を受けていたことを認識しつつも、日本への帰属を明らかにすることを求めた。つまり、琉球を完全併合せよと正院に建議した（急進説）のである。他方、外務省の副島重臣外務卿は、尚泰を琉球藩王に封じて華族に列するのと引き換えに外交権を停止せよと建議した（漸進説）<sup>48</sup>。

<sup>45</sup> 松田道之「琉球処分」、『明治文化資料叢書』、第四巻、P. 5。

<sup>46</sup> 『大日本外交文書』第五巻、P. 374-375、『沖縄志』第五巻、P. 34。

<sup>47</sup> 松田道之「琉球処分」、『明治文化資料叢書』、第四巻、P. 8。

<sup>48</sup> 『台湾始末』、第一巻、P19-21。

六月二日、左院は性急な日清両属の解消は清と争端を開く恐れがあるから、慎重に扱うべしと正院に念を押した上で、結局、外務省案が採用され、副島も琉球藩設置及びそれ以後の琉球問題の主導者となった。

同年の五月、日清修好条規改定のため、清朝に滞在していた外務大丞兼少弁一柳原前光がたまたま中国の官報一五月十一日付の「申報」から「琉球難民遭難事件」を知った。そして、五月二十日、柳原から副島宛の書簡に、「琉球人が清国領土台湾テノ殺害」一件が報告された<sup>49</sup>。ここで注意すべきは、「琉球人」と「清国領土台湾」との語が明記されたことである。琉球人と書くことは、日本人ではないこと意味をしているし、そして台湾の帰属にもまだ疑問はないようだった。なので、柳原は清朝との条約改定の報告をするほか、たまたま知ったこの事件を一応政府に報告したのに過ぎなかった。それを知った副島は、直ちに琉球の「処分」に取り組んだ可能性は否めないが、敢えてこの時から「征台」する体制を整うとはあまり思えない。琉球藩設置方針は、いわば日本国家の統一、つまり近代国家として主権が及ぶ範囲である国家領域確定の関係から策定されたのである。日本が明治に入ってから、徳川時代の万国分立関係を清算し、天皇を頂点とする集権国家を選択した上で、「廃藩置県」を断行したのである。そこで、琉球遭難事件があろうがなかろうが、琉球と天皇との関係は整理して再編成しなくてはならない。こうした線にそって、実は柳原から伝わってきたこの事件は、琉球藩設置とは直接に関係しているとは思えないではなかろう。況してやただの新聞の報告を受けただけで、台湾に征討せよというのが事実であれば、日本政府にしては、あまりにも無謀すぎるだろう。なので、藤井志津枝が『近代中日史源起』に、「…日本は元々琉球処分の方針があったが、今偶然に台湾事件があつて、日本政府はこれを利用して『琉球併合』と『台湾占領』にはいい口実になれる」と、「…この時副島はもう柳原が天津からの報告を受け、琉球処分にあたる措置は十分に準備ができたし、更に台湾征討の計画も進んでいる<sup>50</sup>」と、そして琉球学者一金城正篤が自分の著書『琉球処分論』に、台湾事件は琉球処分の原点だ<sup>51</sup>という意見について、筆者は事実と多少齟齬していると思う。

<sup>49</sup> 『大日本外交文書』第五卷、P. 258—260。

<sup>50</sup> 『近代中日史源起—1871—74年台湾事件』、P49 - 50。

<sup>51</sup> 『琉球処分論』、沖縄、1978年。



## 第四節 アメリカの建言による副島の台湾出兵論の形成

### 2-4-1 台湾遠征計画の発端

一八七一年（明治四年）に那覇を出帆した六十九人乗り組みの宮古島船が航海中に遭難し、台湾南端に漂着したところ、うち五十四人が原住民、いわゆる「生蕃」に略奪、殺害された事件が起きた。うちの生存者十二人が清国官民に保護され、翌年六月七日に那覇に帰還した。この出来事が当時在琉中の鹿児島県官伊地知貞馨を通じて同県参事大山綱良にもたらされる<sup>52</sup>。この通報に接した大山は、七月二十八日、「皇威ニ仗リ問罪ノ師ヲ興シ彼ヲ征セント欲ス<sup>53</sup>」との建言を政府に対して行っていた。同時に、熊本鎮台鹿児島分営長陸軍少佐樺山資紀は、大山県参事の通知から台湾事件を知った後、直ちに東京に赴き、西郷隆盛、従道兄弟、と副島らに台湾征服の勧誘に頻りに働いていた<sup>54</sup>。これ以後、薩摩士族の動きと相まって、台湾事件に政府内の関心が寄せられ、事件の解決も政府にとって重要な一大課題となっている。これが台湾出兵論の始まりである。

ただし、欧米に派遣する使節団の出発が間近になっているので、敢えてこのような時に海外に出兵するなど、通常であれば考えられないことである。そして、当時の明治政府内のリーダーの位置にあった副島外務卿は、「征台」より琉球の「処分」のほうが先の急務だと思っているはずである。同年の九月十四日、明治天皇は、琉球国王尚泰を琉球蕃王に封じ、華族に列する詔書を頒布した<sup>55</sup>。その四日後（十八日）、アメリカ公使デーロングは、副島に宛てて書簡を送り、「日本外務省から琉球蕃が設置された旨を通知されたので、琉球は日本帝国の一部だと理解するが、それでは一八五四年締結の琉米条約は日本政府が引き継ぐのか」と問い合わせた<sup>56</sup>。副島は、十月五日のアメリカ公使への照会に、日本は琉球の母国たる地位で琉米条約を引き受けると答えた<sup>57</sup>。この副島による琉球に対する「処分」は列強のアメリカに認められたことで、従来日中両属の形をとっていた琉球が日本の版図に属することを既成事実化したわけである。通説では、副島は鹿児島県参事大山の建言に共鳴し、海外出兵を唱え

<sup>52</sup> 『大日本外交文書』第五卷、P. 373 - 6。

<sup>53</sup> 『明治文化資料叢書』第四卷外交篇、P. 10。

<sup>54</sup> 『西郷都督と樺山総督』、P139-143。

<sup>55</sup> 宮内庁『明治天皇紀』第二、P755。

<sup>56</sup> 『大日本外交文書』第五卷、P. 385。

<sup>57</sup> 同上、P393-394。

始めたというのだが、こういう説は、彼が琉球に対する行った「処分」をあまり考えず、ただ軽率に薩摩藩士族らの台湾対策を持ち出したものであると考える。

## 2-4-2 アメリカ人の煽動

江戸時代の歴史の伝説—国性爺合戦、台本などの流行によって、「台湾領有」また「日本属の台湾」という考えを醸したのである。たとえば、一六四四年、中国明朝の遺臣で日本で生まれた鄭成功が「反清復明」のため、徳川幕府の援助を願っていたことが小説と演劇化されて流行し、そして日本人の中にだんだん「台湾は中国ではない」、「日本人である鄭成功が台湾を占領した」などの先入観を持ってしまった。だから江戸の台湾に関する記載文献には、台湾を中国とは別にしたものがある（西川如見—『増補華夷通商考』、新井白石—『外国通信事略』、古屋野意春—『万国一覽図説』など）。そして、幕末に入ってから西洋の外圧の脅威下で、日本は「開国進出」の観念が生み始めた。佐渡信淵、吉田松陰、島津斉彬などが、朝鮮、満州、中国本土に進取するのを提唱し、「台湾領有」の考えも同時に盛んになっている<sup>58</sup>。

一八七二年（明治五年）九月、副島外務卿によって琉球に対する「処分」が下され、一方的に琉球を日本の一部だと主張し、そしてアメリカの支持を得たことで、事実上琉球における日中談判においては、日本側は優位に立っている。ただし、副島はもし更に台湾を望んでいけば、必ず主権国中国の反対と列強の干渉を受けざるを得ない。だからいくら幕末以来台湾占領の思想が残ってても、当時の明治政府にとっては、無理があることは十分知っていたはずである。なのに、副島がその後「台湾出兵」に積極的な意向を示したのはなぜでしょう。

前述したように、駐日米国公使デーロングは、一八五四年の米琉条約の条項を日本政府が遵守するかどうかを訊ねるため副島に書簡を送ったが、デーロングはちょうど琉球民の殺害されたとの情報に接したので、副島に日本政府の対策を打診した<sup>59</sup>。副島は、やがて日本政府が台湾原住民懲罪の処置をとるであろうことを知らせ、また台湾についての詳報と地図の写しを彼に聞き求めた

<sup>58</sup> 松永正義「台湾領有論の系譜—1874年台湾出兵を中心に—」、『台湾近代史研究』創刊号、1878年P. 15—17。

<sup>59</sup> 『大日本外交文書』第五卷、P. 385。

<sup>60</sup>。こう見ると、日本は台湾の事情をよく把握してあらず、台湾出兵に向けての準備が整っていないことが分かる。そこで、日本のリクエストに応じるため、デーロングはワシントンに帰る途中だった元アモイ駐在米国領事リゼンドルを招いて、日本政府に対する台湾情報の提供に当たさせた。リゼンドルは、一八六七年に起きた米国船ローバー号が台湾で遭難事件を処理のため、同年の九月に台湾に上陸して調査を行っていた。そして、原住民の頭目と難破した欧米の船員の安全を保証するための条約を協議し、台湾南部琅橋の辺りの地図も入手した<sup>61</sup>。その後、リゼンドルはまた藩地に入り、遊歴し見聞したことを

「Reports on Amoy and the Island of Formosa」と題する報告に書いた<sup>62</sup>。このように台湾藩地に経験豊富で同じく漂着民事件を取り扱った彼にとっては、琉球人の遭難事件には当然強い関心を持ったに違いない。

一八七二年（明治五年）九月二十三日、デーロングは副島を訪問し、彼は「支那にて管轄といへとも其の命令も行はれされは即浮き物にて取るものの所有物と相成可申候<sup>63</sup>」という見解を示していた。この浮き物とは、国際上はどこの国にも所属していない無主の地を意味し、日本が先占国として台湾を占領したら、「我有睦の国にて他国の地を所有し広殖する儀は好む所にこれ有り候<sup>64</sup>」とデーロングが仄めかしている。翌日（24日）と26日の二回にわたって、副島とリゼンドルとの会談が行われた。リゼンドルは台湾島南部の重要性を唱え、そこに砲台を建設すべきだと建言した<sup>65</sup>。

副島はデーロングとリゼンドルと会談する一方で、台湾対策を同時に進行させていた。十月一日、外務省は台湾問題に関する意見書を太政官に提出した。これは後に第一覚書と呼ばれる<sup>66</sup>。この覚書は、軍事的志向を残しながらも、交渉路線が優先されたものである。その要点は、琉球藩王は「日本順従の良民」であり、宮古島民が遭難したことを中国に問罪するという内容である。更に、「清国政府台湾島の生蕃に開化を導くを怠り土蕃は現実未開の地の如く空曠」であり、「西人の我が近北に在て殖民するを好まざる」から、「もし支那政府にて此地を有するを好まずば、西人の手に落とさんよりは、むしろ我国より此地

---

<sup>60</sup> 同上、p. 402。

<sup>61</sup> 『中日韓關係史料(同治朝)』、中央研究院、P525。

<sup>62</sup> 『台湾藩地事物産与商務』、台湾文献叢書第四十六種、1960。

<sup>63</sup> 『大日本外交文書』第七卷、P5-8。

<sup>64</sup> 『大日本外交文書』第七卷、P10。

<sup>65</sup> 『大日本外交文書』第七卷、P11。

<sup>66</sup> 『台湾記事』第一稿、P20。

を領すべし」<sup>67</sup>との清国政府に対する先住民対策の無能さへの批判と日本政府の領台希望を表すものである。しかし、この外務省の意見書は、元はリゼンドルが副島外務卿に提出した意見書を基にしたものである。デーロングの琉球遭難事件への関心とリゼンドルの出現、両者による副島への台湾領有への教唆などを総合的に考え合わせると、アメリカの政府要人が日本の「台湾出兵論」の形成に与えた影響力は看過できないものである。むしろ、「琉球処分」に精一杯で「台湾出兵」の実行性すら考えてなかった副島が、強国たるアメリカの意見に次第に乗りかかっていたと言えよう。



---

<sup>67</sup>早稲田大学社会科学研究所編、「生蕃処分ニ関スル日本政府意見書覚書」、『大隈文書』第一卷

### 第三章 台湾出兵の具体化と日本の国内情勢

#### 第一節 副島が主導する対清外交

##### 3-1-1 リゼンドル覚書の提出

「第一覚書」の提出後まもなく、リゼンドルは「第二覚書」を外務卿のもとに提出した。前述したように、「第一覚書」は外交手段によって台湾問題を解決しようとするのにたいして、「第二覚書」は中国との談判が決裂することを前提にして立案された軍事作戦計画である。そして、仮に実際に日中戦争が起きた際に、必要な兵員数、戦術、また糧食と兵力補給までもが詳しく記されていた。この「第二覚書」で特に注意すべきなのが、「虚嚇声勢ヲ与ヘノタメ甲鉄艦ヲ清国ノ南岸及ヒ台湾ノ近辺ニ往來巡視セシメ」、「澎湖島ヲ占領」することである<sup>68</sup>。「台湾出兵」の二十年後（一八九五年）一関条約交渉の際、日本側が軍隊を澎湖に派遣しながら、中国の全権代表者一李鴻章に台湾の割譲を求めたのが、この「第二覚書」の運用と言えよう<sup>69</sup>。「第三覚書」は、生蕃居住地（台湾東部）における植民地論の具体策である。中に「トキトク及イーソツクノ兩人ヘ土地ノ政務ヲ取扱ハシメ、台湾南部ノ地ニモ及ホシナハ、尚ホ他ノ生蕃モ親ク交リ結フニ至ラン。元ヨリ日本ノ士官ヘ相談ノ上政務ヲ行フヘキナリ」<sup>70</sup>と、台湾生蕃に対する具体的な管理方法についても述べるなど、リゼンドルが自らの台湾経験を応用したものである。

続く、「第四覚書」は「第三覚書」を踏襲しながらも、突如一転して朝鮮問題と国際的視野から日本のアジア政策を論じたものである。「朝鮮台湾澎湖ノ如キハ、日本帝国ノ内地ナル事明ラカナリ、日本ハ半島ナル朝鮮ニ抛有スルヲ得ハ、之レ黄海マテ勢ヲ逞フスルを得ルナリ」と、いきなり朝鮮の抛有を促す。さらに、「日本ハ朝鮮・澎湖・台湾の諸島ヲ併セテ、彼ノ老極倒レントスルノ支那ヲ抱キ留タルノ勢ヲナセリ」と日本のアジア制覇を実現するのに不可欠な戦略路線を提起した。「皇国ノ声誉盛ニ振ルトキハ、貿易通商之道大ニ起ラン。之、独リ皇国ノミナラス、其益偏ク外国ニモ及フハ云フヲ待サル儀ナリ。是故ニ海外諸国モ、各平和満足ノ心ヲ以テ傍觀シ、日本ヨリ前条ノ諸策ヲ充分成遂ン事ヲ、頸ヲ跂テ希望スルヘシ」と、ここは、リゼンドルが日本を台湾出兵に煽てる意図が伺える。彼は、文明開化した日本が朝鮮・台湾を占領することによって、アジアにおける市場を拡大することを期待しているのがわかった。そ

<sup>68</sup> 早稲田大学社会科学研究所『大隈文書』第一巻、P26。

<sup>69</sup> 藤井志津枝『近代中日関係史源起—1871～74年台湾事件』、P61。

<sup>70</sup> 同注1、P31-33。



ここで、デーロングとリゼンドルは、自らが日本を極東の新興帝国に仕立てる助力者と、アメリカ政府の代わり、勝手に日米友邦を促進させた第一人者だと思いが上がった。

大量のアメリカ国家資料を引用して書き上げた『美国與台湾』の作者-黄嘉謨氏は、この『美国與台湾』の中で、デーロングとリゼンドルの本意を赤裸々に暴露している。デーロングがフィッシュ国務卿へのある照会から彼の心配が分かった。彼は、日本がごり押しの西洋列強からの圧迫を耐えかねて、再び鎖国状態に戻り、そして中国と朝鮮と連携することで極東における閉鎖主義の蔓延をもたらし、西洋列強にとってアジアの問題が更に解決しにくくなることを心配していた。そして彼はこう提案している。欧米各国の駐日代表は、日本政府をしっかりと「鎖国」と「攘夷」の観念を捨てさせて、更に既に腐敗している中国と韓国を遠ざからせるか、または敵対させて、極東に唯一の西洋同盟国にするのが得策だとしている<sup>71</sup>。リゼンドルは、日本が地理上にアメリカに相対的に近い国だし、明治維新を経て何年も経ったので、アメリカ政府は同情の上で日本と共存共栄し、お互いの利益を守るべきだと<sup>72</sup>。ただし、黄嘉謨氏は、それはリゼンドル個人の私利による架空な理論であるとする。彼は、デーロングのようにアメリカの利益を着目しているほか、彼が、中国が再三に起きた遭難事件への処理が怠けているのに対して、なんらかの決断をつけたかった。そして、中国への報復行為とも言える<sup>73</sup>。

今までの研究では、上述の黄氏以外あまり台湾出兵に関する米国の動向を注目しないままできたため、リゼンドルとデーロングの動機についてまだ今後の研究にあたって重要な素材になるが、ただいづれにせよ、リゼンドルの出現と彼の建言により、当時の外務省に「琉球民遭難事件で中国を翻弄していいんだ」、「台湾は取るべきだ」といったメッセージが寄せられた。

### 3-1-2 副島の渡清

デーロングとリゼンドルの動機がどのようなものであったにせよ、彼らの建言は、副島の歓心を買った。彼がリゼンドルと会見し意見を交わした後、「共ニ語ル半日ニシテ相見之晩キヲ恨ミ遂ニ伐蕃ノ策ヲ画定セシメ<sup>74</sup>」と、語った。同年の十二月、リゼンドルは、アメリカ国務省を退職し、外務省顧問として採

<sup>71</sup> C. E. De Long to Hamilton Fish, Japan, November 6, 1872; USNA: MID, Japan, M-133, R-21

<sup>72</sup> Charles William Le Gendre: *Progressive Japan, A Study of the Political and Social Needs of the Empire*, (NY and Yokohama: C. Levy, 1878) pp. I-V, 95-97.

<sup>73</sup> 黄嘉謨、『美国與台湾』、中央研究院近代史研究、1966、P265。

<sup>74</sup> 『明治文化資料叢書』第四巻、P35。

用された<sup>75</sup>。計画が着々と進んでいるのに対し、大蔵大輔井上馨の反対論も一気に表面化した。「兵を用ひんとす、先づ能我軍備を審量せざる可らず」と、兵制の不備と財政の困難による出兵反対を唱えた<sup>76</sup>。外務省は反対論を無視し、十一月九日、西郷隆盛が鹿児島に帰ることなる前日、清国への遣使や交渉原則を策定する閣議を開いた<sup>77</sup>。小林隆夫氏によると、副島は岩倉大使が帰朝するまでに台湾事件を決着したいと志し、ゆえに、彼は留守政府の中で最大の実力者である西郷と頻りに接触したのである。確かに、台湾征討の議は西郷の出身地鹿児島で発端したものだし、樺山資紀が急遽上京して、政府に台湾征討を働きかけるとき、まず訪れたのも西郷であった<sup>78</sup>。西郷は「征台」に猛り立っている樺山を副島に紹介し、その後樺山を密偵するため先に台湾に送らせると決めた。軍権を握っている西郷が鹿児島に帰った後、征台の軍隊を徴発していた<sup>79</sup>。こうみると、西郷が副島の「台湾出兵論」に仕向けているのがわかる。副島は十一月十九日、清国に赴いて修好条規を批准交換することとともに清朝同治帝の成婚と親政開始に祝意を伝えるよう天皇によって勅命され、併せて「特に外務大臣副島種臣を貴国に遣し和約を交換し併せて慶賀を申べしむ」との清帝あて国書を授けられた<sup>80</sup>。ここに副島の清国派遣が正式に決定、ただし、反対論を顧慮したからであろうが、その任務の内容には台湾問題はおろか琉球民遭難事件の処置すら触れていなかった<sup>81</sup>。一方、大政大臣三条実美は、副島の「清ニ適ク換約ハ名也謁帝モ亦名也唯伐蕃ヲ策ルカ故」と真の目的を知って、なかなか副島の遣使を躊躇っていた<sup>82</sup>。決断できないため、翌年十一月十一日（明治六年から新暦改定）彼はヨーロッパ考察中の木戸孝允と大久保利通への召還状を出した<sup>83</sup>。

二月十七日、出発を待ちきれない副島は、特命全権大使発令の閣議決定を急いでほしいと参議大隈重信に催促の手紙を送り、「台湾半島だけならば舌上にて受け取り候義は随分お受け合い申すべく、全島ならば兵戈も及ぶべくかまはかりがたく、この度の機会失ふべからず」<sup>84</sup>と大言を吐いた。この手紙が効いたせいか、副島の渡清は、日中修好条規の批准交換の期限が控えているので、十日後の二十七日、彼は改めて特命全権大使に任命され、外務大丞柳原前光や通訳鄭永寧とリゼンドルらに大使随行が発令された<sup>85</sup>。三月九日、天皇は、リ

<sup>75</sup> 『日本外交文書』、第五巻、P299。

<sup>76</sup> 井上馨侯伝記編纂会編、『世外井上公伝』上巻、原書房、1968年、P480-486。

<sup>77</sup> 小林隆夫、『留守政府と征台論争ーるジャンドル覚書関する一考察』

<sup>78</sup> 樺山『台湾記事』第一稿、P7。

<sup>79</sup> 渡辺盛衛『大西郷書翰大成』第四巻、P197。

<sup>80</sup> 『資料叢書』P44。

<sup>81</sup> 毛利敏彦、『台湾出兵』、P46。

<sup>82</sup> 『台湾記事』、P163。

<sup>83</sup> 『大久保利通』第四巻、P492-495。

<sup>84</sup> 『大隈重信関係文書』第二巻、P32-33。

<sup>85</sup> 『大日本外交文書』第六巻、P123。



ゼンドルを含む副島大使一行を宮中に招いて謁見し、「朕聞く、台湾島の生蕃数次我人民を殺害す」、と琉球が日本の属蕃であることを前提とした上諭を授けた<sup>86</sup>。さらに、上諭を具体化した次の委任を三条大政大臣をして宣旨させた。

- 一、 清国政府に於て台湾全島を其所属地と為し右談判を引き受け其処置を施すことを任ずるに於ては、横殺に遭し者のため十分なる伸冤の処置を責むべし。
- 二、 清国政府に於て若し政権の及ばざるを以て之を其所属地とせずして右談判を引き受けざる時は、之を朕が処置に任すべし。
- 三、 清国政府に於て若し台湾全島を属地と為し、事を左右に托し其談判を引受ざる時には、清国政府政権を失せる次第を明弁、且生蕃人無道暴虐の罪を論責し、而して服せざれば、此上の処置朕が意に任すべし。
- 四、 右談判三条の外にでる答あらば、公法を遵守公権を失わざるよう審思注意し臨機の談判をなすべし<sup>87</sup>。

と、この要旨は、加害先住民への処置要求に重点が置かれているのが明らかである。三条大政大臣は、台湾問題を一举に解決しようと大いに意気込んでいる副島が日中の友好関係を破壊させないよう、再三注意した。そして、彼も、中国の情報を得る為の潜入スパイや間諜を指揮する特権を与えられた<sup>88</sup>。こうして、アメリカ人に誘発させられた副島が次第に留守政府内の台湾出兵に対する消極論者を押し切って、中国を自分の見せ場として作っていた。前述したように、外遊中の政府が帰朝するまで、日中条規の批准、清帝との謁見問題、そしてもっとも関心の高い台湾問題の帰着などが実現できれば、彼は大いに賞賛を博し、政府内の実権を握ることが実現するだろうと企んでいただろうと考えられる。

### 3-1-3 渡清の経過

清に渡った副島は、早速に四月三十日に天津にて清側全権李鴻章と日清修好条規の批准交換を果たし、李との会談も友好的だったという<sup>89</sup>。渡清の第一任務は早々と実現した。

<sup>86</sup> 『処蕃提要』第一巻、P60。

<sup>87</sup> 『処蕃提要』第一巻、P58-59。

<sup>88</sup> 『大日本外交文書』第六巻、P123。

<sup>89</sup> 『李文忠公全集』、二十一巻、P18。

五月七日、副島一行は北京に入り、総理衙門と皇帝謁見問題について面倒な交渉に臨んだ。気張っている副島が、国際的な慣例を引き、自分は大使の位階を持つ北京駐在代表なので、頭班として謁見させるべきだと主張した。清側は西洋の道理を講究せずと反駁したのに対し、副島は、「外人余ヲ目シテ日本ヲ文明スル機械ト謂、貴政府既ニ各国ト交通シ、独リ西洋ノ事情ヲ講究セス、其レ可ナラン乎」<sup>90</sup>と揶揄した。そして、彼は清側が跪拝するようにとの要求を無視し、西洋人と同じく立礼五回（五揖）の形で謁見するという姿勢を堅持した。こうして一ヶ月余の交渉のちに不調に終わった。六月二十日、副島は随員を総理衙門に送り、日本側は謁帝を中止して直ちに帰国するよう通知させた<sup>91</sup>。

翌二十一日、柳原と外務大丞鄭永寧二人が、総理衙門を訪問し、琉球民遭難事件について清側の意見を尋ねた。先ず柳原は、マカオはポルトガル人に割譲させたが、今はポルトガルの属領となったのかと意外な質問から入った。間誤付いた総署大臣毛昶熙と董恂は当然どうしたらいいか分からず、ポルトガル人に貸したところ返さないと、答えた。続いて柳原は、中国は朝鮮を属国としているが、実に朝鮮の「内政教令」に関与していないとのことは事実かどうかと質問した。また飛んだ質問に面喰った大臣は、冊封関係があるが、朝鮮の「和戦権利」には関与しないと答えた<sup>92</sup>。このように迂回な質問から入り、清側の代表者らを混迷させてから、柳原はつい本題に移って台湾の管轄権について尋ねていた。毛と董は、「此島ノ民ニ生熟兩種有リ従前我カ王化ニ服シタルヲ熟蕃ト謂ヒ府県ヲ置キ之ヲ治ム其未タ服セ不ルヲ生蕃ト謂ヒテ之ヲ化外ニ置キ甚ル事ヲ為不ルナリ」、また「生蕃ノ暴横ヲ制セ不ルハ我政教ノ逮及セ不ル所ナリ」<sup>93</sup>という日本側にとって有力な言質を得た。だから、柳原は、「化外孤立の蕃夷なれば只我独立の処置に帰する而已<sup>94</sup>」と断言し、この会議を閉めた。ここで柳原は副島の代弁役を演じ、日本が台湾征伐の意を持っているのを隠喩して、これを中国に通告したと思っていた。ただし、中国側は、日本の台湾生蕃への問罪説を真剣に考えていなかった。むしろ、副島が謁帝任務を達成できないため、でたらめのことをわざと中国に持ち出したと認識した<sup>95</sup>。

こうして、中国側はいよいよ謁見における日本に対する強硬な態度を和らげた。六月二十四日、文祥が、副島を第一班として単独謁見を認めたと副島に告げた<sup>96</sup>。二十九日、謁見が行われた。謁見の後、中国官員は副島に日清修好条

<sup>90</sup> 『大日本外交文書』第六卷、P150-152。

<sup>91</sup> 同上、P176-177。

<sup>92</sup> 『大日本外交文書』第六卷、P177-79。

<sup>93</sup> 同上、P177-179。

<sup>94</sup> 同上、P179。

<sup>95</sup> 同上、P209。

<sup>96</sup> 同上、P209。

規の「精神」を保ち、両国の平和を守るべしと、再三にわたって念を押した<sup>97</sup>。

副島は、史上初めて対等的な立場で清帝に謁見できた外国使節であるので彼は当時の各国外交使節団に賞賛を博し、彼自身の名もあがった。同日付きの大政大臣宛報告書で、副島は、「台湾生蕃処置の一件は、本月二十一日（本文に二十日と間違った）柳原大丞を総理各国事務衙門に遣し談判致させ候ところ、清朝大臣は、土蕃の地は政教禁令が相及ばざる化外の民たる旨を相答え、別に辞なく、都合よく相済み候」<sup>98</sup>と伝達して、七月三日に北京を出て、十一日に芝罘港を出航した。

### 3-1-4 副島対清外交の検討

この日本の国威発揚に大きく寄与したと言われる対清外交とは、果たして如何であろうか。副島の渡清の目的から検討してみよう。

外務少丞鄭永寧が編纂した『副島大使適清概略』に載せられていた副島涉清の目的は「惟伐蕃を策る」<sup>99</sup>と言い切ったのに対し、伝記『副島種臣伯』に掲せられているのは、以下の内容になる。

外人の台湾を覬覦するものをして敢て我王事に妨げしめず、清人をして生蛮の地を甘讓せしめ、土地を拓き、民心を得むこと、臣に非ずんばおそらくは成す所なるべし。請ふ親ら清に適き換約を籍り以て北京に立入り、各国公使を説倒して其媚嫉を絶ち、清の政府と謁帝を論ずるに因て、告ぐるに伐蕃の由以てし、又韓国との関係を質し、その経略を正うして半島を開拓せむ<sup>100</sup>

下線が入っている部分に、朝鮮問題が提起されている。半島は朝鮮を指す。つまり、副島の渡清の際に、台湾問題以外に朝鮮問題も解決すべき重要な任務だとしていた。確かに、前掲した第四覚書に、渡清の目的に当初予定していた台湾問題のほか、朝鮮問題まで記述されていた（3-1-1 を参照されたい）。

そして、留守政府の中で参議を務めていた大隈重信がのちに回想している記録-『大隈伯昔日談』に、副島の意向についてさらに具体的に述べている箇所がある。「外交事務を裁理し、且台湾及び韓土の問題を断絶せんとす…（中略）

<sup>97</sup> 同上、P216。

<sup>98</sup> 同上、P220。

<sup>99</sup> 外務少丞鄭永寧編纂『副島大使適清概略』（『明治文化全集』第六巻収録）

<sup>100</sup> 丸山幹治、『副島種臣伯』、P205。

猛断果決を以て台湾及び韓土の無礼亡状に臨むへきを唱道し、其急激の論は將に廟堂を風靡せんとせり」<sup>101</sup>と、「現に、副島の大使として清国に派遣せらるや、右に台湾事件を提げ、左に対韓問題を携え、清国政府を要して其罪責の所在を糾問したり」<sup>102</sup>と回想し、副島の渡清の狙いは、これ以上明白ではなからう。

副島にとって腹心的な存在であるリゼンドルが著した『李仙得日本沿革論』に、「副島氏大使ノ任ヲ奉シ、清国ニ駐在スルヤ、台湾高麗ヲ襲撃スルニ於テ、清魯両国ハ決シテ之ヲ干渉スルナキヲ信認セラレタリト」<sup>103</sup>と副島の渡清目的をもう一度裏付けていた。ゆえに、副島が清に出任した際、積極的に外国との協調外交を行っていた。中でも対露外交が一番熱心だった。彼の『使清日記』によると、六月二日と十二日の二回わたって樺太問題について会談が行われた。ただ機密な内容なので、会談内容はここに記していない。七月一日、副島がロシア駐北京公使を代理日本公使職務にあたらせた<sup>104</sup>。彼がこうした親露路線をとるのは、「樺太朝鮮交換論」の実践である。要するに、ロシアが樺太を取得して、日本が韓国を併合するという利益交換論である。こういった路線が成功に達していれば、イギリスは日本の「征台」に異論を唱えることなく、ロシアにしても事前に日本の「征韓」を理解してくれるだろうと、彼の野心が託されていた。続いて、彼は駐清米国公使ロウに、「中国が台湾原住民の琉球人殺害に責任をとるならば、その行為に対して弁償を要求するし、もし中国が責任を取るのを否認すれば、原住民を懲罰するため、台湾に軍隊を派遣する予告をするだろう」<sup>105</sup>、と語っていた。また、英国公使ウェードが述べるところによると、副島は、「台湾蛮人による琉球人殺害が日本人をはなはだしく激昂させたので、政府は日本人がただちに戦争に訴えるのを抑えるのに困難で、もし中国が台湾人の善行を十分に保障しなければ、一万ないし二万の軍隊がいまや出勤の用意をしている、と言明したという<sup>106</sup>。外国との交渉においては、副島は堂々と自国の意図を明らかにしていた。

では、副島は、なぜ中国当局との台湾問題に関する談判に自ら臨んでいなかったのか。「日清交際史提要」はこう記述している。「此間台湾の事を言及するに遑あらず、仮令と言及するに遑ありしにせよ、台湾生蕃が殺害したる我人民なるものは即琉球人にて、琉球は我属国なりとは必ず清人の主張する所ろ、此に至り琉球属国不属国論を惹起し節外に枝を生ずるは明らかなり、故に大使は之を避けたらん」<sup>107</sup>と。副島は、大使として琉球難民の遭難事件について清と

<sup>101</sup> 『大隈伯昔日談』第二卷、P648。

<sup>102</sup> 同上、P683。

<sup>103</sup> リゼンドル著、『李仙得日本沿革論』、上巻。

<sup>104</sup> 『大日本外交文書』第六卷、P164-165。

<sup>105</sup> F.R. Vol. 1, 1873, pp. 178~9, Sheppard to Low 7 May 1873.

<sup>106</sup> F.O. 17. 654, Wade's No. 143, 4 June 1873.

<sup>107</sup> 『大日本外交文書』明治年間追補第一巻、P97。



論争を開くと、琉球の属国問題まで延長してしまうことを恐れていた。それゆえ、自分が出席するより、むしろ属地問題について回答する権利持たない部下に遣らせたのほうが得策だと判断したのだろう。

一方、柳原と鄭らと交渉した総署大臣は、上述したように、日本は日清修好条規の規定を承認した上で、決して踰越なことをしないと、無頓着な判断をしている。況して、大使たる副島が出面して正式な交渉を行ったわけでもなく、ただ随員を遣わして、意見を交わすのに留まったのみであるのに、あえて軍事行動に出るのは理不尽だと考えたのだろう。ただし、総署の官員は、念のため、副島が天津を立ち寄った際に台湾問題について言明したかについて質す書状を北京から天津にいる李鴻章のもとに送った。李は同治十二年六月十五日の覆函に、「十二日東使副島到天津、即偕柳原前光、鄭永寧於十三日来署謁晤談、以深遵照拂厚誼、至前向貴署面詢三事、副島並未提及、鴻章自亦未便明言」と、「台湾生蕃戕害琉球難民一案、原與日本無干；再者琉球係我屬國、僅可自行申訴」<sup>108</sup>と述べている。更に、李も数年前のローバー事件を挙げ、アメリカ兵船さえ台湾生蕃を征服できないものの、日本はもっと手が付けられないだろうと<sup>109</sup>、当時の中国人は判断力の不足と、事情処理に対して十分に手を尽くさない様が生々しく伺われる。

駐日英国公使パークスは日中間の交渉について、こう観察している。

相互にしらぬふりをしあい、確実な性格のこをできるだけいわないという、両者の便宜に役たったであろう。すなわち中国は、こうして蛮人の行為に対する日本の償金要求をさけたと思ったかもしれない。一方日本は蛮人の行為に対する中国が責任をおわぬことについての漠然たる発言が、そうすることを適当とするときはいつでも、みずから処置を取る機会を日本に与えると想像したかもしれない。<sup>110</sup>

まさに彼の指摘した通りである。こうして、日本の巧み対中国の不謹慎さの結果、日本はのちに詭弁で中国を翻弄できる言質を得た。もちろん当時新興の小国が謁帝に達成し、そして「征台」と「征韓」に備える体勢作りにも成果をあげたので、この渡清任務は大成功だと言うべきであろう。ただ客観的に視ると、副島はそのずる賢さで不名誉な成果をまんまんと入手したと、筆者は思っている。

<sup>108</sup> 『李文忠公全集』朋僚稿卷一、P48。

<sup>109</sup> 同上、P46-49。

<sup>110</sup> F. O. 46. 179, Parkes' No. 95, 26 May 1874.

## 第二節 征韓論の浮上

七月（明治六年）、副島が「台湾は清国の化外の地」という言質を得ることに成功して日本に凱旋したが、国内では征台以上に、明治政府が同時に抱えていた朝鮮問題と樺太問題を優先させたいという声が上がった。この朝鮮問題は、明治政府が発足早々から抱え込んだ外交問題で、台湾問題が発生する前から手がけられていたが、なお日朝間の正式国交が途絶えている状態だった。ついでに台湾問題も一時的に棚上げとなっている。なぜ朝鮮問題はこれほど大きく注目されたのか、まず、征韓論の流れを概観してみよう。

### 3-2-1 征韓論の出現

元来、日本と朝鮮とは、江戸幕府の鎖国政策の時代から交際を続けていた間柄だった。当時は、直接の国交というより、対馬藩宗氏を仲介にして、「通信使」を送るという型で両国の文化交流や貿易を続けさせたのである<sup>111</sup>（実に対馬宗氏が貿易を独占していた）。しかし、江戸幕府がアメリカやロシアといった欧米列強諸国の圧力に負け、通商条約を結んだことにより、朝鮮は日本との国交を断絶した。その頃の朝鮮も、欧米列強を夷狄と呼んで鎖国政策を取り、外国と交際を始めた日本とは交際出来ないという判断をしたという<sup>112</sup>。それに応じた江戸幕府は、国内外の問題に精一杯で、断絶した日朝関係を回復するのに手にまわらなかった。のちに江戸幕府が倒れ、明治新政府が樹立されると、一八六八年（明治元年）十一月、江戸時代を通じて朝鮮との仲介役を務めていた対馬の宗氏を遣わして、朝鮮に交際を求めていた。しかし、当時の朝鮮政府は、明治政府の国書の中に「皇上」や「奉勅」という言葉があるのを見つけ、明治政府から送られてきた国書の受け取りを拒否したのである。朝鮮政府としては、「皇上」や「奉勅」といった言葉は、朝鮮の宗主国である清国の皇帝だけが使う言葉であると考えていたからである<sup>113</sup>。これについて、吉野誠氏が「明治六年の征韓論争」のはじめのところに、「將軍にかわって天皇との直接の交際になるからには、朝鮮は日本の下位に位置づけられなければならないというのが、明治維新の理念にかかわる朝鮮外交の基本認識であった」と破題している<sup>114</sup>。

<sup>111</sup> 李西揚、『韓国通史』、現代国民基本知識叢書第四巻、P142。

<sup>112</sup> 中央研究院近代史研究所編『清季中日韓関係史料』第二巻、P91。

<sup>113</sup> 『大日本外交文書』、第二巻第二冊、P223-239。

<sup>114</sup> 吉野誠「明治六年の征韓論争」、東海大学紀要文学部、P136。

明治政府はこの後も対馬宗氏を通じて国書を送り続けたが、朝鮮は拒否する一方だった。朝鮮の日本に対する無礼さと、中国を宗主国とする華夷秩序に頑迷不靈な態度は、日本人に不快な念を抱かせた結果、次第に「征韓論」が出てきたのである。

政府内で、最もいち早く「征韓論」を主張したのが長州藩出身の木戸孝允であった。彼は、一八六九年（明治元年）十二月十四日、岩倉具視に、「速やかに天下の方向を一定し、使節を朝鮮遣し、彼の無礼を問ひ、彼若し不服のときは、鳴罪、攻撃其土、大に信州之威を伸張せんことを願う。然る時は、天下の陋習一変して、遠く目的を定め、随て百芸、機械等、真に事実相進み、各内部を伺ひ、人の短を誹り、人の非を責、各自不顧省之悪弊一洗に至る、必ず国地大益、不可言ものあらん<sup>115</sup>」と征討の即時実行を進言した。木戸は、幕末から対馬藩と良好な関係を結んできたので、対馬藩の窮境と朝鮮の無礼ぶりが彼に働きかけた結果、明治征韓論の発端となったと考えられる。ところが、彼が言っていた「天下の陋習一変」というのは、つまり内政上の都合のために対外政策を利用しようとする目的があった。彼の動機は不明であるが、彼の政治的立場を考えると、推測できないものではない。彼は長州派のリーダーでありながらも、なかなか実権をにぎらず、薩摩藩出身の大久保が主導権を取っている。こうして中、木戸が韓国征討を唱え始め、無礼な朝鮮を臣服させて皇国の国威を発揚するという考えを世間に知らせ、更に自分の存在を認めてもらう可能性は否めないではなかろう。

のちに、木戸は何度も征韓論を唱え続けたが、パートナー大村益次郎の暗殺、出兵の否決、そして韓国への遣使が認められなかった時、彼は参議を辞任した。（一八七〇年七月）その後、岩倉使節団とともに欧米先進国を訪問して、やがて彼は「征韓論」から「内地優先」論者へとすっかり変わっていた。

### 3-2-2 征韓論の再起

副島が北京で「征台」外交を展開している際に、日本国内に「征韓」の論争がふたたび惹起している。

一八七二年（明治五年）九月、外務大丞花房義質が朝鮮プサンに派遣された。彼の任務は、八月十日に副島が正院に提出した「朝鮮国尋交手續並ヒ目的」に沿って、旧対馬藩宗氏と朝鮮との関係を整理することである<sup>116</sup>。十五日、プサンに到着した花房は早速に草梁倭館処分に勤めた。具体的には草梁倭館を外務省の管轄下に置き、のちに「大日本公館」と改名したのである。しかし、朝鮮

<sup>115</sup> 『木戸孝允』第一巻、P159-160。

<sup>116</sup> 『大日本外交文書』、第五巻、P341-342。



側はそれに対して強く反発した。ゆえに草梁倭館は本来朝鮮政府が対馬藩主に貸した場所なので、日本政府に貸したわけではないと、主張していたのである。こうして日朝関係はただ悪化する一方だった。

翌年四月、日本政府は外務省七等出仕広津弘信を公館館長として韓国に駐在させた。彼に当たらせた仕事は、大資本家三越が朝鮮貿易に参入した朝鮮産の牛皮の買い付けへの商権保護である。ただし、三越の出現は現地の東萊府商人にとっては脅威である。ゆえに、東萊府商人は朝鮮側当局と組んで、密輸取締りという名目で大日本公館への経済制裁をかけようとした<sup>117</sup>。五月二日、朝鮮当局は巡察のため公館に無理やりに入り、そして密貿易取締りを怠っているという理由で守衛を逮捕した。これから、東萊府は厳しく沿海と公館を巡邏するだけでなく、水軍訓練までをして大日本公館による日朝貿易活動を中断状態に追い込んだ。

「朝鮮側の激しい日本排斥の態度は、日本国内で士族を中心に「征韓論」を高めた」<sup>118</sup>、と石井孝氏が指摘している。確かに、六月三日に西郷隆盛が自ら朝鮮への遣使にしてほしいと正院に申し出たことが今度の征韓論争において最も有力な切り札となっている<sup>119</sup>。彼は太政大臣三条実美と板垣退助の「先ツ今般不取敢我人民保護ノ為メ、陸軍若干軍艦幾隻、彼地へ被差置」との即出兵論を反論して、使節の任に当らうと堅持していて、結局八月十七日の閣議によって、朝鮮への使節派遣が決まった<sup>120</sup>。では、旧来の説によると、西郷は征韓に向けて一番乗り気ある第一人者とされているが、「なぜ彼は直ちに出兵に賛同しなかったのか」については確かいつそう検討する必要があると思う。ではまず、七月二十九日、西郷隆盛が板垣退助に宛ての手紙を見てみよう。

先日は遠方までご来訪なし下され、厚く御礼申し上げ候。さて朝鮮の一条副島氏も帰着相成り候て、御決議相成り候や。もし未だ御評議これなく候わば、何日には押して参朝致すべき旨御達し相成り候わば、病みを侵し罷り出で候仕るべく候間、御含み下されたく願ひ奉り候。いよいよ御評決相成り候わば、兵隊を先に御遣わし相成り候儀は、いかがに候や。樺太の如きは、最早魯より兵隊を以て保護を備え、度々暴挙もこれあり候事故、朝鮮よりは先に保護の兵を御繰り込み相成るべくと相考え申し候間、かたがた行き先の処故障出来候わん。夫よりは公然と使節を差し向け候わば、暴殺は致すべき儀と相察せられ候に付、何卒私を遣わし下され候ところ、伏して願ひ奉り候。副島君の如き立派の使節は出来申さず候得ども、死する位の事は相調ひ申すべきかと存じ奉り候間、よろしく願ひ奉り候。<sup>121</sup>

<sup>117</sup> 『征韓論実相』、P100-101。

<sup>118</sup> 『明治初期の日本とアジア』、P286。

<sup>119</sup> 「朝鮮国遣使付閣議分裂事件」、『明治文化全集』第二十五巻、P404-405。

<sup>120</sup> 『明治天皇紀』第三、P115-118。

<sup>121</sup> 『西郷隆盛全集』、P158。

自らこの手紙に明記したように、西郷は自分の命で朝鮮を征討するきっかけを作りたいというのがわかった。ただ、本当はそうであろうか。西郷は、朝鮮問題処理に当たって発兵を先行すれば「初めよりの御趣意」に反することを指摘しているが、果たして「初めよりの御趣意」とは何かについて、ここに彼は明らかにしていないが、敢えて文脈から判断すると、西郷は外交交渉によって平和的に日朝国交の樹立を望んでいたのではなかろう。実際に自分が征韓のヒーローとして犠牲するより、むしろ泥沼に陥った日朝関係を打開したいばかりではなく、いい方向を導きたいと、願っていた。そして、七月十二日、樺山は西郷隆盛・従道宛の手紙を書いたが、柳原は副島より一日早く二十五日に東京に帰着したので、樺山の手紙はその直後に西郷のもとに届けられたと推定できる<sup>122</sup>。樺山は、ロシアが清の辺境領土を「蚕食」している状況を赤裸々と指摘して、「憂うべきは魯にて、もはや台湾などは枝葉にて、当時の御急務御注意この事に御座候」<sup>123</sup>とロシアの動向への警戒を促した。樺山は西郷と同じく薩摩藩の出身であり、彼が現地で得たロシアに関する情報は西郷にしては注意すべきだったし、ロシア人による武力侵害がますます露骨となり、殺人、暴行などが日本人とロシア両国の雑居地—樺太にしばしば起きた。なので、筆者は、西郷の朝鮮への遣使論は、征韓論以上、ロシア帝国の勢力が朝鮮半島に入る前に、日本の北と南の防衛線をはかって、日朝両国が安全保障のため協力してロシアの脅威と対抗するというのが本当の狙いではないか。なので、筆者は、西郷の考えは実は通説の「征韓論」とは完全に言い切れず、「朝鮮使節派遣論」と言うべきであろう。もちろん、これは本章の重点を置くところではないので、これから新しい資料の発見によってこの論点がいつそう深まることを期待している。

### 第三節 政府内の大変動

#### 3-3-1 岩倉使節団の帰朝

西郷隆盛が朝鮮派遣使節に内定した時、アメリカ・ヨーロッパ諸国を巡遊していた岩倉使節団一行は、スペイン、ポルトガルへの訪問をキャンセルして、ようやく二年ぶりの本土への帰航中であった。副使四人のうち、大久保利通と木戸孝允は三月と四月に使節団を離れ、一足先に帰国していた。なぜ予定通り

<sup>122</sup> 毛利彦敏『台湾出兵—大日本帝国の開国劇』、P86—87。

<sup>123</sup> 『岩倉具視関係文書』第七巻、P187。

より早く帰朝して、しかも二人が歴遊途中から抜けたのか。それは、大久保が留守中の政局を統制する人材に不安があったからでことだった。西郷隆盛を筆頭に副島種臣、大隈重信、板垣退助、山県有朋、江藤新平、後藤象二郎、井上馨ら大物たる連中がそろえている。結局、これら留守政府には新規の政策は行わなかったのにもかかわらず、副島の渡清を始め、ロシア・朝鮮問題などの外交問題を取り組もうとしている。大久保は出国前に準備しておいた政策を留守政府にやらせようとしていたのに対し、留守政府は積極的に内政を施さず野にもかかわらず、武断派によって勝手に仕上げられた外交政策(朝鮮使節派遣論)は、大久保にとって危機感を抱かせねばならないだろう。(第六款の「内地の事務は大使帰国の上大いに改正するの目的なれば、其間可成丈新規の改正を要す可らず」)更に、大久保が、政策や人事に不祥事があれば、必ず使節団に報告して、指導を仰ぐべきことを約束を求めた<sup>124</sup>。(第八款の「諸官省長官の欠員なるものは、別に任せず、参議之を分任し、其規模・目的を変更せず」<sup>125</sup>) こうした予防線を張ったものの大久保が欧州視察中に急報を受け取って、日本に急ぎ帰国した時には、全ての約束事が破られていた。それは、山県有朋と井上馨などが司法卿の江藤新平の手によって、辞めさせられたり、窮地に立たされたりしていた<sup>126</sup>。長州藩出身の山県と井上は岩倉・大久保ラインの「内治」優先論を反響したので、留守政府内薩土肥三藩の外進派による反長州勢力にやられたという説がある<sup>127</sup>。

大久保には、元々自分の外遊中に長州閥が勢力を伸ばすのではないかという不安があったため、故意にと長州閥のリーダー木戸孝允を国外へ隔離しようと巧妙に誘いかけたのである<sup>128</sup>。さらには、彼が外遊中に木戸と欧米に対する全権委任状の問題について擦り合って極度の不仲となったので、留守政府内の反長州行動は大久保にとってもともと本意であったが、留守政府は自分の意思で動いてくれなかったこと(内治優先を指す)と、派閥的利害関係(最初は大隈重信が使節に予定された)で敢えて自分を使節団の副使と名乗った彼が、早速に対米外交で失敗した=天皇に授けてくださった勅旨内の任務には達成できていないという結果となり、留守政府にあわせるメンツがなかったのも当然であろう。

ゆえに、大久保は明治六年五月二十六日にヨーロッパから帰国したが、使節派遣を支持する留守政府が意気揚々と振舞っているのを見て、大蔵卿の職務に復帰しようとしなかった。そして、八月十八日、西郷が朝鮮使節と内定された次の日、大久保は急に東京を離れて旅に出た。九月二十一日、使節団の残りの岩倉らが二十一ヶ月ぶりの日本に足を着けた後、彼はようやく東京に戻ってきた。一方、帰朝した岩倉は、大久保と対照的に早々から西郷派を倒そうとする

<sup>124</sup>大久保利謙編、『岩倉使節の研究』、宗高書房、1976

<sup>125</sup> 『岩倉公実記』中巻、P949-50。

<sup>126</sup> 毛利彦敏、『明治六年政変の研究』、1991。

<sup>127</sup> 同上、藤井志津枝、「近代中日関係史源起」、P85。

<sup>128</sup> 毛利彦敏、『台湾出兵』、P103。

計画を練っている。彼が考えた方法とは、木戸孝允と大久保利通を連合させることである<sup>129</sup>。前にも触れたが、二十一ヶ月の洋行中に、海外の進歩と自国の現状とあまりの差を感じた木戸は、「立法」、「内政設備」などにいっそう力を入れたいといけなさと危機感を深めて帰国したので、彼はさすがに海外武力進出より、内治派に傾いてしまった。更に、木戸は大久保と同様に、留守政府が出国する前に政務運営に関する誓約を破ったことに強い不快感を覚えたのに違いない。彼は、九月三日付の日記に、「西郷参議より台湾出張朝鮮討伐建言云々あり、且朝廷上にも既に欲決議、依て不堪深憂」<sup>130</sup>と記している。木戸の反応に驚いた大政大臣三条は、九月五日付の書簡において、「朝鮮使節之義先頃足下へモ申入処西郷参議ヲ使節ニ可遣トノ事ハ足下ニモ承知無之哉ニ伝聞仕候」<sup>131</sup>と書き送った。それを知った岩倉は、木戸と大久保を後援にして強い勢力を持つ西郷を落とそうとしている。こうして、岩倉使節団の帰国を経て、朝鮮外交をめぐる議論によって西郷派遣が決定されたことは、明治六年の政争の焦点として浮かび上がっていくのである。

### 3-3-2 論争と政変

岩倉帰国ののち、征韓派（武断派とも言う）から政権を取り戻すために、「両公及両氏ノ合力ならでは何事も前途ノ方向は予め難定候」<sup>132</sup>による体勢＝三条・岩倉と大久保・木戸を中心とした体制を繋ごうという動きが開始された。ただし、大久保と木戸は出国前から互いにライバル的な存在であり、外遊中にも不和な関係を保っていたので、木戸の弟分の伊藤博文が二人の架け橋となっていた。伊藤は帰国早々から自派（長州藩）の勢力を挽回に奔走している。毛利氏によると、「伊藤は、薩長協力体制を再建するほかにない」と判断し、其の鍵は、「大久保を参議にすることであった」<sup>133</sup>と述べている。その点で、伊藤と岩倉の政略は合致しているのである。彼は九月二十七日付岩倉宛の書簡に、「朝鮮一条等も有之、大久保ならでは逆も目的無御座候」<sup>134</sup>と送っていた。

一方、西郷は岩倉一行が帰国したら、朝鮮使節一案の正式決定を望んでいたが、決断力に欠けている閣議召集権者三条は大久保を参議起用問題とさんざん悩まれているようで、閣議を再三延期に回していた。三条は二十八日付書簡に、「朝鮮事件西郷頗ル切迫昨日御談申上候通り二つき甚痛心仕候」「大久保木戸

<sup>129</sup> 福地惇、『明治政府と木戸孝允』、P101。

<sup>130</sup> 『木戸孝允日記』第二巻、日本史籍協会、P420。

<sup>131</sup> 『大隈重信関係文書』第二巻、P174-176。

<sup>132</sup> 『岩倉具視関係文書』第五巻、P327-328。

<sup>133</sup> 毛利彦敏、『台湾出兵』、P107。

<sup>134</sup> 『大久保利通文書』第五巻、P8。



之議論を承り不日無相違決定可仕間四五日間意待候様申遣置候<sup>135</sup>と述べている。西郷の「朝鮮使節」論と「両公及両氏」制とかかわって、政府内の中心的な争点となっていたのである。

こうした追い込まれている状況に立つ三条は、西郷の「朝鮮使節論」はすでに議決された事実を否認ながらも、わざと西郷の意思を取り間違えて、「使節殺サレテ後ニ、初メテ戦争ヲ決スルハ晩シ。必死ヲ期スルノ使節ヲ発遣スルノ日、既ニ戦争ヲ決セスンハアル可カラス」<sup>136</sup>と使節派遣＝開戦という議論の土俵を設定したのである。こうして、自称「内治優先論」者らは、「征韓論」者との戦いが正式的に決定したのだ。これもおそらく岩倉ラインの陰謀であろう。

十月八日、いやいやながらも、三条と岩倉との約束を取り付けた大久保はようやく参議への就任を了承した。そして、西郷の使節派遣に関する最終閣議は十四日及び十五日に開かれた。十四日の議に、西郷の主張を板垣退助、後藤新平、副島重臣が支持し、大久保、大隈、大木が「今俄ニ使ヲ派遣スヘカラス」<sup>137</sup>と反対した。それは、三条が閣議の前にした十二日付岩倉宛の書簡に、「使節之儀既ニ内決アリ、決シテ不可變動、然リト雖時期ハ延引致シタシ」と述べているように、西郷の派遣案に対しては、反対派（内治優先論者）は正面から遣使を反対するのではなく、遣使を延期せよと主張するというのである。

翌十五日の再議では、大久保の予想外れの展開となっていた。大久保以外の出席者はみな西郷の御任に賛意をあげたので、大久保陣営の岩倉と三条も大勢の意見に負けてしまい、「西郷進退ニ関係候テハ御大事ニ付、不得止西郷見込通ニ任セ候処ニ決定」<sup>138</sup>としたという。孤立された大久保は、さすがに岩倉と三条に対して裏切られた満腹の憤りが抑えられないだろう。彼らに無理やりに参議を引き受けさせられたあげく、こういう不本意な結末になったとなんて、大久保は十七日に辞表を出したのであった。さらに木戸も辞表を提出すると、岩倉もまた跟随した。一方、三条は閣議の決定にそって天皇に上奏するために、十七日の夜に、西郷を呼んで協議をしたが、翌日病気にかかって参議がいったん中止となった。この時点で、大久保陣営による「一の秘訣」（大久保の日記による）という手を使った。毛利氏によると、「一の秘訣」とは、病気で倒れた三条の代わりに「内治優先論」の第一人者たる岩倉を大政大臣代理につけ、「閣議の決定を天皇に上奏するにあたって内容を歪めさせ、天皇の裁決を誤導しようという非常手段である」<sup>139</sup>と紹介している。そして、二十日、三条に代わって岩倉が代理大政大臣に就任した。二十二日、岩倉邸に寄せた西郷の閣議で決定通りに直ぐ上奏すべきだとする意見に対して、「小生前議貫徹、此上は宸斷御決定可然、尤拙意見何国迄も国家之御為と存候一条、其旨言上可致之旨

<sup>135</sup> 『大久保利通文書』第五卷、P9-10、P17。

<sup>136</sup> 『岩倉公実記』下巻、P50-52。

<sup>137</sup> 同上、P80。

<sup>138</sup> 同上、

<sup>139</sup> 毛利彦敏、『台湾出兵』、P114。



及演舌候処、夫に而は無致方との事に而相分れ申候」と、岩倉は自分の見解に従って判断すると譲らなかった。翌二十三日、岩倉は使節派遣を否定する上奏を行った。天皇の使節派遣裁決に待ちに待った西郷は、この不本意な結果を知った時点で辞表を提出した。さらに、二十四日に岩倉上奏に対する天皇の裁可が下されると、板垣、後藤、副島、江藤らが下野したのに対し、大久保と木戸が提出した辞表は却下されて、大隈、大木、伊藤、寺島宗則を加えた新体制ができて、明治六年の政変は完了した。これは、もはや「征韓」に関する賛成や反対の論争の範囲を超えて、岩倉及び大久保陣営による閣議に対する越権行為をして、薩長閥再結集するために土肥勢力を一掃したのだ。西郷は、同じく薩摩藩出身同士であるが、彼の使節派遣論に執着しすぎたせいも、海外から帰国したばかり「富国強兵」と旗揚げをする大久保の政治観とぶつかったため、政壇から退けられたのであった。つまり、武力なしで大久保と岩倉（あと長州閥の伊藤）によるクーデターであった。



## 第四章 台湾出兵とその意義

### 第四節 大久保政権による台湾出兵方針の決定

#### 4-1-1 反征韓論から台湾出兵へ

すでに前章で触れたように、大久保利通を始めとする外遊政府の帰国とともに征韓論に反対し、西郷隆盛ら征韓派参議の下野という、大政変に至ったのであるが、彼らの反対の論拠に「亜細亞州ニ於テ、英ハ殊ニ強盛ヲ張り、諸州ニ誇リテ地ヲ占メ、国民ヲ移住シテ、兵ヲ屯シ、艦ヲ汎ヘテ卒然不慮ノ変ニ備ヘ、朝ニ告レハタニ来ルノ勢アリ。然ルニ今吾国ニ於テ不慮ノ困難ヲ生シ、倉庫空乏シ人民貧弱ニ陥リ…終ニ我内政ニ関スル禍ヲ招キ、恐クハ其弊害言フ可ラサルノ極ニ至ラン」<sup>140</sup>といい、「早く国内ノ産業ヲ起シ、輸出ヲ増加シ、富強ノ道ヲ勤メ」と強調したのだ。一見、国家富強の基礎構築以外に気をとられている暇はないとの思いが濃厚であるが、現実には複雑で変化に富んでいる。内政充実のための懸案も多岐にわたって存在している。さらに、ロシア、清国、朝鮮との外交も困難な要素を多くはらんでいた。

一方、征韓論争では、朝鮮と樺太の優先論が対立した。大久保らの征韓反対論を分析すると、朝鮮問題優先への反対論としての性格が強い。実際の閣議の場で岩倉と大久保らが強調したのは、国際的な問題、とりわけロシアの脅威だったように見える。大久保意見書は、「今兵端ヲ開キ朝鮮ト干戈ヲ交ユル時ハ恰モ鵝蚌相争ノ形ニ類シ魯ハ正ニ漁夫ノ利ヲ得ントス」<sup>141</sup>といい、もし朝鮮を征服できたとしてもロシアと隣接することにより、かえって危険が増すのだと強調した。岩倉は、「露国ニ対スル樺太ノ事案ヲ処分シ、且彼我ノ国境ヲ論定スルカ如キハ目下ノ急務タラントシ、露国ヲシテ永スルノ意思ヲ絶タシムヘキ…多少ノ日子ヲ費シ、宜ク此間ニ於テ内治ヲ整理シテ以テ外征ヲ謀ルノカヲ蓄フヘシ」<sup>142</sup>と主張するのである。彼らの意見を総合的に見ると、まずは樺太問題に力を入れてロシアの介入の危険を回避できるまで朝鮮使節派遣を延期させ、その間に「国政ノ整備ヲ勤メ」「民力ノ富瞻ヲ謀リ」「文明進歩ノ道ヲ尽キ」とのことに従事し、それができてから征韓に着手すべきだというのが内治派の主張であった。要するに、内治派は完全に「対外進出」を否決した内治論者ではなく、樺太問題の先決を前面に押し出して西郷隆盛の渡韓希望とたたかった

<sup>140</sup> 『大久保利通文書』、五、P59-60。

<sup>141</sup> 同上、P53-64。

<sup>142</sup> 『岩倉具視関係文書』、五、P341-344。

のである。それが故、政変後の大久保政権は、まず樺太問題の解決に取り組むことになるのである。

ただし、予想外の展開が樺太問題解決のための使節派遣とその人選の決定に拍車をかけていた。それは、明治六年十一月五日、警保寮<sup>143</sup>より榎村正直<sup>144</sup>の釈放と近衛将校の辞職に関して政府の立場を明らかにするように求める建言が出されたことに端を発する。その後、近衛士卒の連訣辞職が相次ぐという危機的な状況を背景に政局の動向に大きな影響を与えた<sup>145</sup>。元警保寮の坂元純瀨は更に、樺太問題一件は前外務卿副島により解決しているとの証言を供述したことを理由とし、政変によって下野した前参議の復職と征韓の断行を三条実美に強く迫った<sup>146</sup>。旧留守政府勢力のまき返しにより、三条は副島の復職と樺太問題の担当を主張し、さらに十二月二十八日に彼が、「益御確定之廟模ヲ以順序ヲ不失神速実地之行跡相挙候様昼夜苦慮罷在義ニ有之…今日之之形勢天下安危之ノ所分必死切迫之ノ情態」<sup>147</sup>と西郷参議の復職の意見まで述べていた。三条のこの動揺しやすい性格は大久保らにとって、さすがにいら立つものであっただろう。しかも、副島らの復職によって政変の結果がまた逆回転する可能性があることを忌諱しながら、大久保は「是非御究り相付正月ハ判然御発表順序相立候様無御座候テハ瓦解ト奉存候」<sup>148</sup>とし、副島の介入を排除するためにロシア派遣使節の人選を急ぐことにして、翌七年一月十日、榎元武揚に決定したのである。

ただし、副島が外務卿任の時からすでに日露の間に「樺太・千島交換論」（ロシアは樺太領有、日本は千島領有）との協議があったため、大久保は十六日に岩倉にあてて、副島の後任外務卿寺島宗則の「樺太事件御評議肝要」を論じたが、「是非前議の通りならでは、小子においては全く信義を失い」といい、翌日にも「樺太混雑裁判の事および境界談判の事、いづく迄も前議の御決定にもとらざるよう確定すべき、この条間違ひあらば、旧参議にたいし御申し訳あるまじ、小臣においては決して朝に立つことを得ず」<sup>149</sup>とまで極言した。大久保のこのいきなりの配慮は恐らく坂元等の如上の行動によって、自派政権の正当性が問われた危機感を感じたからである。実は、政変後ちょうど二ヶ月経った

---

<sup>143</sup> 日本の警察制度は、明治維新によって新政府が発足し、1871年（明治4年）に邏卒（らそつ）が設置されたことに始まる。明治初期には警察権は兵部省、刑部省などが持っていたが、1871年（明治4年）、警察の創設にあたり司法省が設置され、警察権は同省に一括された。東京府邏卒も同省へ移管された。川路利良はフランスの警察に倣った制度改革を推進し、統括機関として警保寮を内務省に移し、1874年（明治7年）に首都警察庁としての東京警視庁を設立する。

<sup>144</sup> 長州藩下士・羽仁正純の二男として生まれ、榎村満久の養子となる。藩祐筆役を経て1868年、議政官史官試補となる。同年、京都府に出仕。権大参事、大参事、参事などを歴任。小野組転籍事件を起こし1873年10月に勾留され、同年12月31日に罰金30円の判決を受けた。

<sup>145</sup> 『大久保利通文書』、五、P150-4。

<sup>146</sup> 同上、P287。

<sup>147</sup> 『岩倉具視関係文書』、五、P424。

<sup>148</sup> 『大久保利通文書』、五、P262。

<sup>149</sup> 同上、P272-278。

十二月二十日、大久保はすでに「抑今日之形勢四方人心恐々タル事ハ固ヨリ御承知之通ニテ今日ニ懸リ候原因又不容易、凡来陽二月頃迄国家維持之是否相分可申与窃ニ相考候」と岩倉に書き送ったが、大久保は当時から政権の存続に強い危機感を抱いていたのである。政変後動揺の目立つ兵隊や不平士族の動向は確かに大久保陣営の関心の対象となるが、大久保は特に新政権の正当性の乏しさに悩まされていたに違いない。ゆえに、大久保は当面の緊急外交事件であるロシアとの樺太交渉にあたっては、「前議ノ御決定」つまり「旧参議」前副島外務卿による政策決定が正当であったことを認め、忠実に踏襲することが今新政権においても継承すべきの使命だと確言していたのである。要する毛利氏が述べているように、元外遊政府であった大久保政権はなんらの新政策も挙げずに（実に内政から二年も離れていたもので、すぐに新たな政策を提案できなかったらう）政策不変の状況を維持することこそが新政権の存在理由だったのである<sup>150</sup>。

樺太問題の解決に大よそのめどがついた後、大久保政権にとって政変後の後始末としての第二課題である台湾問題は、すぐ計画的に閣議の俎上に載せられた。これこそ「旧参議」副島が前年渡清して持ち帰った琉球漂流民事件に当たった解決策であったが、遣韓使問題が沸騰したために依然として未解決のまま残されていた。基本的に前政権の政策を踏襲するという点で、台湾政策も大久保陣営が採った忠実路線のひとつだと考えてよかろう。

#### 4-1-2 台湾出兵方針の決定

明治六年の征韓論争において内治派の中心であった大久保利通が、明治七年に台湾への出兵を行ったのは「佐賀の乱勃発を契機とした全国的な士族暴動拡大機運のたかまりのなかで、とくに最も士族勢力の強く暴発の危険のある鹿児島士族を、規模の小さい対外侵略に参加せしめ、暴発をそらす」<sup>151</sup>ためであった、と旧来はこの問題に関して不平士族の問題処理という見解が主である。三浦梧楼も、「台湾生蕃の征討事件の起因は、明治四年台湾の蕃民が琉球の漂流民を虐殺したのである。それで懲罰の師を起こすというのであるが、それはただ表面の口実。その実は薩州人の融合を図らんため、西郷の部下に属する私学校の多数をもってこれに充てるというのである。実にもってのほかである」<sup>152</sup>と回顧しているように、この時期に明治政府の根幹をなす薩摩系勢力が二分していること（大久保利通と西郷隆盛）は、この上なく政府を不安定なものにし

<sup>150</sup> 毛利敏彦、『台湾出兵』、P121。

<sup>151</sup> 丹羽邦男、『明治維新と土地改革』、P191。

<sup>152</sup> 三浦梧楼、『観将軍回顧録』、P97。



ていたのである。高橋秀直氏は更に「坂元の征韓論に対し、政府が征台の言質を与えた」<sup>153</sup>とし、坂元純瀨を始めとする警保寮の旧薩摩藩士族による明治政府への圧力を指摘している。確かに、坂元らの反政府的動きは大久保政権を大きく震撼させたが、『大久保利通日記』によると、大久保は一月八日の閣議で坂元純瀨に樺太問題は依然として未解決であることを伝えた<sup>154</sup>のに対し、翌日坂元が大久保に「疎漏」であった旨謝罪することによりこの件は落着かせた<sup>155</sup>のであった。

つづいて、樺太問題のめどがついた時点の一月の中旬では、江籐新平をリーダーとして佐賀で起こった大久保政府に対する反乱はまだ起きていないため、台湾出兵に関する政策は不平士族や兵隊の処理とはいささか牽強付会しているように思わざるをえない。つまりこの時期、反政府エネルギーなるものはまだ表面化していなかったため、「反政府エネルギーを海外へそらす」という説は完全に否めながらも（のちに反政府勢力が高くなるから）、大久保の台湾対策の真の標的はほかにあると筆者は思う。

先述した警保寮事件で「旧参議ニ対シテ御申シ訳アルマシ」と痛感したことによって、「前参議」副島の対外政策を忠実に継承すると明言した大久保にとって、樺太・台湾、そしてのちの対韓外交の解決は彼の政治姿勢を問う一貫した問題であったのである。自己の政治生命を守るためには、台湾対策を含む旧来の政策（副島外務卿時代）を使命として受けつぐことにより政変を起こして取った政権を正当化しようとしたのである。しいていえば、彼は「不平士族の勢力を外征によって外へそらす」というような消極的なやり方ではなく、むしろ「前議」の閣議に沿って士族による反乱を未然に防ごうとしたのである。

さらに大久保は、政変後の十一月十一日、「台湾近海ヲ測量シ、生蕃ノ動静ヲ偵知シ」するために軍艦春日をすみやかに出動させた<sup>156</sup>。同じ十一月の下旬、陸軍省は、三代清元以下八名を実情偵察を兼ねて、語学研究のために清国に派遣した。十二月六日には、副島前外務卿から清国台湾調査に派遣された児玉利国と成富清風が帰国したが、翌十七日、大久保は二人と面会して詳しく台湾事情を聞いていた<sup>157</sup>。二十日、大久保は岩倉に、副島が「調査員の派遣」で持ち帰った結果は今収獲できることを報告したのに対し、岩倉は九月に清国台湾視察から帰国した福島九成に非常な興味を寄せており、是非彼の報告を聞きたいと、述べていた<sup>158</sup>。福島は十二月末ごろ岩倉に「台湾偵察報告書」を提出し、日本軍が征台の役をおこすことにより台湾獲得は容易であり、「速カニ処蕃ノ

<sup>153</sup> 高橋秀直、「明治維新期の朝鮮政策」、P48

<sup>154</sup> 『大久保利通日記』下巻、P227。

<sup>155</sup> 同上、P228。

<sup>156</sup> 妻夫忠太、『維新後大年表』、P82。

<sup>157</sup> 『大久保利通日記』下巻、P221。

<sup>158</sup> 『岩倉具視関係文書』第五巻、P402-403。



目的ヲ立テ、上下ノ人心ヲ奮起」せよと論じた<sup>159</sup>。感銘をうけた岩倉は、大久保に「(台湾問題は)そのままにては甚だ相済まざる事」<sup>160</sup>とし、もはや放置してはいけないと注意を促した。

こうして、副島が蒔いた種は、大久保らによって収獲されることになったのである。年明けて一月十七日、三条太政大臣は大隈重信に「明日ハ台湾之事評議可仕、前外務卿ノ談判始末如何相付ケ宜哉勘考有之度候」<sup>161</sup>と書き送った。翌日には大久保が副島を訪問し、十九日には福島九成にふたたび台湾出張が命令された。二十六日、大久保・大隈の両者は三条より台湾および朝鮮問題の調査を命じられた<sup>162</sup>。ここで、台湾だけでなく朝鮮問題の取調べをも同時に命じられたのであることは、樺太、台湾、朝鮮問題への解決は一連のものであることという上述した筆者の仮説が立証されるであろう。同日、大久保は副島の訪問をうけ、「支那談判ノ手順ヲ承ル」<sup>163</sup>とした。これもまさに「旧参議」の「前議」を引き受けざるをえなかった実態でありながら、大久保陣営にも台湾問題の解決について具体的な解決方針を持っていなかった事実を露呈している。

大久保は副島をはじめ外務省のリゼンドル、柳原前光、鄭永寧らと相談して立案にあたり、ようやく台湾出兵を正式に決定した。それは二月六日に、大久保・大隈両参議によって提出された「台湾蕃地処分要略」であった<sup>164</sup>。

この「要略」は、一月二十九日外務大丞柳原前光・外務少丞鄭永寧が大隈参議の命に応じて合議作成した原案「台湾処分要略」<sup>165</sup>に取捨したものである。その解決方針の特徴は、琉球人民に危害を加えた台湾生蕃を「討蕃撫民」する、つまり問罪使の派遣を主たる課題としながら、実に、それまで日清両属の状態にあった琉球の日本所属を明確化することを事実上の目的とする方針である。だが、柳原と鄭が起草した「要略」原案の第一条では、「琉球人民ノ殺害セラレシヲ報復シ其地ヲ抛有スヘキ」となっていたが、成文では「其地ヲ抛有」するとの句が削除されていたのである。こうして、台湾出兵は「要略」に記したように、問罪使の派遣のみが主張されており、台湾の領有ならびに植民地化の問題は棚上げにされたままに決定された。

#### 4-1-3 台湾への領有意図

<sup>159</sup> 『台湾始末』第二巻、P2-4。

<sup>160</sup> 『岩倉具視関係文書』第五巻、P423。

<sup>161</sup> 『大隈重信関係文書』第二巻、P235。

<sup>162</sup> 『大久保利通日記』下巻、P231。

<sup>163</sup> 同上、P234

<sup>164</sup> 『大日本外交文書』第七巻、P1-3。

<sup>165</sup> 陸海軍文書、『台湾事件輯録』。

二月六日に提出された「台湾蕃地処分要略」を俯瞰すると、原案にあった「蕃地を占領」が削除されたため、「蕃地」征討の遂行とそれに関連する清国政府との交渉方針が限られることになった。しかし、政府内部には、もちろん「蕃地」の占領計画が潜在していた。のちに提出されるリゼンドルの意見書では、ふたたび蕃地の占領が前面に出てくるのである。それは、三月十三日にリゼンドルが大隈参儀にあてて、「遠征ノ表向ノ眼目ハボンタン人ノ罪ヲ問ヒ後來更ニ其悪行ヲ行フヲ防制スル為メ、真ノ眼目ハ土人ノ所轄タルフォルモサ島ノ一部ヲ日本ニ併スニアリ」と提言して、「要略」の背後に隠されていた領有意図が明白になっている。ではなぜ大久保と大隈の連名で提出した「要略」には台湾の領有と植民地化を標榜していないのか。

二月六日付の大久保宛岩倉書簡に、「台湾御処分御決定先以而安心候、此上は問罪使命之人体御取極之義急務と存候…亦土人扶育終に吾属地足らん否哉は再び御評議之筈、尤其節之事に候得共、深く熟考候得は何卒吾れに得へきの目的立たき者と存候」とあるように、「土人を開化せしめ」との件はまだ検討すべきだということを示している。信夫清三郎氏が、「大久保と大隈は、朝鮮遣使の閣議を継承しつつ、遣使の方法を大きく修正したが、台湾に対する政策については、前外務卿副島種臣の政策をさらに際立って改変した」と指摘しているように、大久保と大隈両氏は、副島の「討蕃撫民」の役を「報復」にとどめ、「蕃地処分」を福島九成らが描いたような植民地経営にまでは進めようとしなかったのだ。それは、おそらく副島の台湾出兵論とは明らかに一線を画するものであっただろう。「旧参議」の路線を忠実に継承するといえども、副島時代の政策にばかり追随しても政変を起こした意義がなくなってしまうであろうと、考えてよかろう。

さらに、木戸孝允をはじめとする長州派による反対勢力も無視できないものとなっている。一八七三年の木戸は、数次にわたって征台反対論を唱えていた。（「三条公ニ至ル談論中西郷参議ヨリ台湾出張朝鮮征討建言云々アリ」<sup>166</sup>、「過日応御下問台湾朝鮮云々巨細言上候」<sup>167</sup>、「近来台湾朝鮮征伐等無謀ノ暴論起于朝廷内<sup>168</sup>」。）この時期の木戸の征台反対の意見は、いずれも朝鮮問題との関連を唱えられており、それは西郷の遣韓問題を強く意識した発言であったと考えられる。また、木戸の征台反対論は、副島の台湾出兵論、つまり台湾の領有ならびに植民地化を目指すものを対象とされたものであるので、大久保の一線を画した「要略」には、木戸は二月六日の日記に「今日岩倉にて会議あり台湾一条なり廻しの書面に同意せり依て今日出會を断れり」<sup>169</sup>と誌している。木戸は出兵に消極的な態度を取りながらも反対どころか同意したのである。

<sup>166</sup> 『木戸孝允日記』、二、P420。

<sup>167</sup> 同上、二、P433。

<sup>168</sup> 同上、二、P37。

<sup>169</sup> 『木戸孝允日記』、二、P488-438。

出兵が決定されたのちに、大久保は佐賀の乱平定のため東京を離れたが、十七日、黒田清隆に「台湾之事既ニ決定セリ…大隈江談置候事ニ有之候間…何く迄も御貫徹実行御挙無之候而者天下江信義も不相立候事与關心仕候」<sup>170</sup>と伝えた。このように、大久保は自分が離京していた際出兵に関する方針は大隈が中心となることで、台湾出兵の実行を強く求めたのである。

三月、当主の大隈を中心に、寺島宗則・西郷従道、柳原前光四人の連名によって「蕃地処分目的十三条」が協議決定された<sup>171</sup>。そこでは、「台湾蕃地事務局」の語句がふたたび明記されていた。この後、政府内では大隈・西郷を中心としてふたたび、蕃地領有が議論されるようになった<sup>172</sup>。

三月二十八日付の大久保あての書簡で、岩倉は「西郷大輔ヨリ内密段々見込之筋有之、是非自分台湾行被命候様条小生へ頻リニ懇談之次第二候、子細ハツマリ坂元始メ薩壯士ノ徒台湾エ移シトノ事也」<sup>173</sup>と伝えた。西郷の唐突の都督志願は、坂元ら旧薩摩蕃土族を台湾へ移すことを考えており、「殖民兵」は坂元らを念頭において計画されたものである。具体的な日時は不明であるが、西郷は、政変後、警保寮を退いた坂元らに台湾出兵の計画があることを告げ、「引き止めたが、坂元は然らば、その期に臨まば、部下を率ゐて之に参加すべきを約して去った」<sup>174</sup>との記述がある。そして、この約束に基づいたか、三月十三日付で岩倉が大久保に当てて発した書簡には「坂元始メ五六此比出府ノ話ニ而ハ色々伝聞候」<sup>175</sup>と伝え、坂元等は三月中旬ごろに上京してくるのである。よって三月下旬に西郷が台湾都督を自ら志願したのだが、そして西郷のこういった動きで、出兵には台湾の領有ならびに植民地化の問題が新たに登場してくるのである。四月四日、西郷は陸軍中将兼台湾蕃地事務局都督に任じられ、五日には委任状と特諭を交付されたが、その第二款には、「鎮定後ハ漸次ニ土人ヲ誘導開化セシメ、遂ニ其ノ土人ト日本政府トノ間ニ有益ノ事業ヲ興起セシムルヲ以テ目的トナスヘシ」<sup>176</sup>となっている。

大久保は、もともと谷干城を台湾都督に推薦したことに反して、結局西郷が都督に任じられたことに反対しなかった大きな理由は、おそらく西郷の計画は彼にとって都合であったと考えられることである。二月以後、士族の反動が高まっていく最中に、西郷が大久保と大隈の代弁者として、こういった反政府のエネルギーを台湾へそらすという一見綺麗な口実をつけて、「台湾占領ならび植民地化」との「要略」の線で大きく逸脱したものをふたたび登場させたのであった。もちろんその後、四月八日に、木戸は「台湾一条も今日之行かかり

<sup>170</sup> 『大久保利通文書』、五、P369。

<sup>171</sup> 『大隈重信関係文書』第二巻、P287。

<sup>172</sup> 勝田政治「大久保利通と台湾出兵」、P7。

<sup>173</sup> 『岩倉具視関係文書』第五巻、P464-469。

<sup>174</sup> 徳富猪一郎、『近世日本国民史』、第九十巻、P49。

<sup>175</sup> 『大久保利通文書』、五、P445。

<sup>176</sup> 『岩倉具視関係文書』第六巻、P41。

に而は最早いたし方も有是間敷、最前之様子とも事かわり実には事々敷且又かかる事に御座候へば、いつも諸彦大奮発別局と何敷と敷愚按に而は元来骨子をいれ候主意雲泥之相違に而所詮落合不申候間…」と木戸は「最前之様子」「元来骨子をいれ候主意」つまり「要略」で決められた単なる問罪使の派遣とは異なる台湾の領有と植民地化をめざす新方策に強い反対の意を示したものと理解してよいが、大久保からしては、いくら反対されても、「西郷」そして「薩摩藩旧士族」を盾に利用することができたので、自分の本意で政策を大きく回転したのではなかったと責任を逃れるのである。これこそがのちに台湾出兵は「不平士族の勢力を外へそらす」という説を依拠したのではなかろうか。

## 第二節 台湾出兵の実行

### 4-2-1 外国公使の干渉と西郷の暴走

日本の征台準備は列強の干渉を免れるために密かに進んでいたが、やはり当時の外字新聞によりその実態を暴かれた。四月四日、西郷が都督と任じられた日の英国ガゼット報には、「日本が中国たる領土を征服することには、必ず日中戦争に巻き込まれる危険が高い」<sup>177</sup>と評論し、四月八日に、「台湾は中国の領土の一部」<sup>178</sup>だと断言していた。

四月九日、西郷は軍艦を率いて長崎に向けた。同じ日にイギリス駐日公使パークスは、征台の意図と上陸場所を聞くために外務省に書簡を送った<sup>179</sup>。日本政府はイギリス公使の干渉により列強に「征台」を公開しざるを得なくなった。パークスのこういった動きは、実はイギリスが中国における膨大な貿易利益にかかわっている。イギリス政府は、決して日中の紛争で自国の利益が妨害されるのを看過して入られないはずである。

ところがパークスが日本の台湾遠征に対する態度をついに同じごろに決定した。十一日、パークスは駐清英使ウェードに打電し、中国政府は日本の遠征に対する知っているか、そして反対しているかどうかを知らせるよう要請した。十三日、パークスは、清国政府が日本の出兵を敵対行為とみなす場合には軍隊、軍需品を積載する英国船を台湾における中国領の港に出航させないにもかかわらず、ただちに遠征参加のイギリス人とイギリス船を全て召還するよう指

<sup>177</sup> 『台湾始末』、第二巻、P1。

<sup>178</sup> 同上、P2-4。

<sup>179</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P22-24。



示したとともに、各国外交団に同調を呼びかけた<sup>180</sup>。在日外交団の中にイギリス帝国の威勢の右に出る者いないため、各国はパークスの意見に追随した。早速に、イタリア・ロシア・そしてスペインの公使が局外中立声明を発表した<sup>181</sup>。列強の動きに衝撃を受けた外務省は、仕方なく日本の征台の目的は台湾を殖民地化するのではなく、単に航海安全を図るためであることを理由とし、列強の理解を得ようとしている<sup>182</sup>。欧米列強は日本が台湾を獲得するのを望んでいないことにしても、蕃人を開化させ、今後の航海安全の保障することでは、どの国にとっても好ましい結果であると、寺島は予想しているであろう。ただし、パークスは十六日に再度外務省に、彼自身の中国滞在経験により、台湾全土は中国の管轄範囲だとずっと信じているとの書簡を送った<sup>183</sup>。それを応じた寺島は、どう弁解しても理屈だろうと思って、あえて返事を書き返せなかった。

この期間、外字新聞による一連の日本政府を批判する記事および社説が載せられ、日本は台湾を植民地化する野心は必ず中日戦争につながり、そして結果は中国に破られてしまうだろうと、予想している。十七日、台湾蕃地事務局長大隈が長崎に向けて出発した日、横浜の英字新聞『ジャパン・ヘラルド』（イギリス報）のある記事が、台湾は清朝帝国境界内の一部なので、日本政府により台湾に軍隊を送れば、清帝に対する宣戦行為であるからにして、外国公使は局外中立を守るべきだ、しかるにアメリカ公使ビンガムが日本政府によるアメリカ軍人の雇用やアメリカ船の用船を黙認しているのは、すでに中立義務に違反していると、猛烈に批判していた<sup>184</sup>。十八日、『ウィークメール』（イギリス）も、アメリカ人に対し、自己の利益を満たすため、日本人を遠征に唆したのではないかと<sup>185</sup>、とアメリカの痛いところを突き刺した。

外国紙によるアメリカを非難する一連の世論は、パークスの陰謀がかかっていた可能性は否めない。上掲の『ジャパン・ヘラルド』はまさにパークスが十三日に日本政府に発した照会を追随した論調であり、そして在日の外国人の間に大きな影響を持たせた。特に世論的であるアメリカ公使ビンガムは、十八日日本政府に、清政府の出兵に対する了承がない限りアメリカ人とアメリカ船の征討参加を禁止するよう外務省に通告した<sup>186</sup>。ビンガムは前年（明治六年）九月二十七日にデロングの後任として来日し、彼はデロングの征台政策を継承することに好意を示して、アメリカ海軍中尉カッセルを日本政府に推薦及び雇用に尽力していた<sup>187</sup>。彼はかげで日本の遠征を支持していたが、今日米の「合作関係」が外紙より暴かれたからにして、在日外交界ではまだ新米のビンガム

<sup>180</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P30-32。

<sup>181</sup> 同上、P28。

<sup>182</sup> 同上、P34-35。

<sup>183</sup> 同上、P37-38。

<sup>184</sup> 同上、P41-42、『台湾始末』、第二巻、P20-22。

<sup>185</sup> 『台湾始末』、第二巻、P24-26。

<sup>186</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P38-41。

<sup>187</sup> 『処蕃類纂』、第二巻、P3。



は自己政治生涯を守るために列強と協調する策をとるのに余儀なくされたのであろう。

日本は副島外務卿時代から一方的に前駐日米使デロングのアレンジとリゼンドルの経験に頼っていたので、ビンガムの豹変にはさすがに大いに驚いたにちがいない。十九世紀国際社会での新参者かつ弱小の国日本は、欧米列強が許容する範囲内でしか外交活動を参与できない厳しい現実の中に、ビンガムの通知に愕然となった三条らは、翌十九日に出兵を一旦中止を決定した<sup>188</sup>。三条はすぐに「各国ノ公論台湾ハ支那ノ版図タル上ハ何レ支那政府へ使節ヲ派遣ヲ以テ遂応接候上着手ノ順序ニ不相成候テハ相成敷ト段々評議ノ次第モ有之候」<sup>189</sup>と出兵中止の決定ないし彼に速やかに帰京を命じ、西郷には「暫政府ノ命令ヲ相待候様通達」<sup>190</sup>させた。これは、第二章ですでに述べていた日本政府は台湾遠征に対する野心は、前米国公使デーロング及びリゼンドルに煽られて決定したことが改めて判明でき、いまやビンガムの抗議（日本人にとっては裏切ることであろう）により、遠征を断念せざるをえなくなった事情が示されている。

さて、東京から離れている長崎のほうでは、廟議の結果には行かなかった。遠征延期との命令を受けた大隈は、「西郷を説得したが奏功しなかった。…（中略）大隈は大いに困惑し、士気強勢で進発を制しがたい、と東京に打電した」<sup>191</sup>とされる。西郷は、「士気ヲ鬱屈せしめ、其の禍、恐らくは佐賀事変の比にあらざるべし」<sup>192</sup>との理由をあげ、出兵の決意を変えないと堅持した。リゼンドル・カッセル、ワッソンのアメリカ人も強行せよと主張していた<sup>193</sup>。この進退両難のジレンマに直面する最中に、西郷は周りの心配をよそに、二十七日に領事福島九成をカッセルとワッソンと同行させ、アモイに赴任させた。台湾の「蕃地」に入る前に、まず台湾を管轄するアモイの中国官員にその意図を通知しようとしたのである。この間、大隈からの急報を受けた大久保は、二十四日佐賀出張から帰京したばかりのにもかかわらず、「誠ニ一大事ノ国難」<sup>194</sup>との理由をして、二十九日に慌ただしく長崎へ向かった。ここの「一大事ノ国難」というのは、さぞかしイギリスを始めとする「外圧」と西郷らの遠征に対する強気により板挟みにされている進退両難状態を指しているのだろう。大久保は五月三日に長崎に到着したが、西郷はその前日に谷干城と赤松則良両参軍に千余人の兵士を持たせ、四艦を分乗して社寮に向かせた<sup>195</sup>。西郷は大久保の長崎に来ることは知っていたが、にもかかわらず遠征軍の主力を予定通りに派遣してから大久保の到着を待ち受けたのは、わざと「遠征はもう始まっている」と

<sup>188</sup> 石井孝、『明治初期の日本とアジア』、P54。

<sup>189</sup> 『大隈重信関係文書』、第二巻、P302。

<sup>190</sup> 『処蕃提要』、第二巻。

<sup>191</sup> 前掲『明治初期の日本とアジア』、P61。

<sup>192</sup> 『明治天皇紀』、第三巻、P245。

<sup>193</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P51。

<sup>194</sup> 『大久保利通日記』、下巻、P263。

<sup>195</sup> 『明治天皇紀』、第三巻、P254。

いう既定の事実を作り上げたのである。

しかし、大久保は「兵隊進退」の全権を帯びていたので、「当然のことながら遠征軍を途中から呼び返せる権限を有していた。しかし、「十月以来のいきかがり」で政変の原罪に「苦慮焦思」して遠征計画を推進してきた大久保が、その権限を行使するはずなかった<sup>196</sup>とされている。それはまさに前の節に触れた大久保が台湾出兵に関する決定をした時の心境と現実的なものにかかわっているのである。大久保自身も台湾出兵を実行したいし、西郷の暴走は、もう一度自分にとって都合のいいことをしてもらったというかつこうである。大久保は、「既に福州総督へ公告書を送りたる上は、止めるべからざるの実況ゆえ」と既成事実を承認した上で、「生蕃処分済みの上、凶暴の所業を止め、我が意を遵奉するまでは、防制のため相応の人数残しおくべきこと<sup>197</sup>と、「討蕃」終了後も現地占領を継続する方針を表明した。

五月十五日、帰京した大久保は、「此上可成清国ニ対シテハ勿論外国交際上不都合ナキ様注意シ」<sup>198</sup>と述べていた。このように、大久保にとっての台湾出兵は、イギリス・アメリカ公使の抗議、そして西郷の「暴走」によって、清国及び列強とかかわった「国際問題」となったのである。政府は大久保の報告を受け、全権公使に任じていた柳原を清国と交渉させるよう命じ、十九日に清国に向けて出発させた。大隈は神戸より柳原宛ての書簡を、「大綱之旨趣当初外務卿併都督等協議之条件ニ於テ聊以牴觸スル所無之況ヤ近日廟議益御一定相成侯上ハ決テ無顧慮達意御談判有之」<sup>199</sup>と書き送った。大隈の廟議した通りに清国と談判すればいいと柳原に告げたこの書簡を見ると、彼も大久保と同様に外圧に曝されていても、出兵実行の成功に期待していたと理解してよかろう。

#### 4-2-2 柳原公使の対清交渉

政府は柳原前光を特命全権公使として派遣したが、しかし、全権公使と言っても、彼に与えられた職権は制約があった。四月九日に与えられた内勅書は「公使ノ職ニ抛リ、関切弁論シテ始終両国ノ和好ヲ保護スヘキ事」とし、日清友好が公使の務めであることを記している。そこに、もし重大な案件にあたるについては公使の自己判断に任せず、「政府ノ指令ヲ請ヒ」<sup>200</sup>という、政府の指導を求めるよう注意している。

五月二十八日に上海に到着した柳原は、その三日後の三十一日、早速に上海

<sup>196</sup> 毛利敏彦、『台湾出兵』、P138。

<sup>197</sup> 『大久保利通日記』、下巻、P266。

<sup>198</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P83。

<sup>199</sup> 『処蕃始末』、第十四巻。

<sup>200</sup> 『輒誌』（柳原の日記）、十一巻、四月九日。

で清国側江蘇布政使応宝時と交渉に入った。清国側は、日本の台湾出兵は「清国ノ主権ヲ干犯シ、且一応掛合ノナキハ、和親国所為ニ反シ公法ヲ破レ故ニ、是非退兵セヨ」と迫った。これに対し柳原は、出兵はすでに昨年副島大使来清のさい予告したし、今度も西郷都督から福建総督へ告げた、と弁解し、退兵を要請するのは「我義挙ヲ妨害」するものとして強く拒否した。そこで応は、将来台湾を占領するかどうかをたずねたのに対し、柳原は、「我ハ義ヲ以テ先トシ後来ノ施設次之、占有トハ抑、霸術奇変ニ渋レハ、此言、貴朝ヨリ和親国タル我朝ニ向テ不可言モノナリト相避ケ」<sup>201</sup>と曖昧な回答をした。此れもおそらく日本政府からの「準則」に沿った返事だった。この段階では、柳原に台湾占領の意図を言明できないのも当然であろう。そして翌日、柳原は日本政府への報告には、中国は一貫して強硬に台湾清国領を主張し、日本軍の撤去を迫っていたが、幸いに琉球の両属問題に触れなくて一安心できる、と書き送った。そして、応宝時と談判を終えた柳原は、なおしばらく上海に滞在することにした。それは、上海が「南北ノ情態相分り候上進北ノ心得」であり、つまり北京総理衙門、台湾、そして日本への通信も便利で、情報収集と台湾の動静もよく分かり、「其上目今ノ天津へ行き候へハ、李鴻章ヨリ一刀両断ノ難論ヲ来シ、北京政府ニテ使臣ヲ拒ミ、其職権ヲ認識不仕哉」と<sup>202</sup>考えたのである。

六月六日、清側の福建布政幫辦の潘蔚欽と上海道台の沈秉成は交渉のために柳原を訪れた。翌日、柳原は日本の出兵方針を三か条にして説明している。第一には漂流民加害者である先住民を捕らえて処罰をあたえること、第二には第一の処分を妨げる者を敵として殺害すること、第三には今後漂流民の被害がでないように先住民の教化を施すことである。(第一、捕前殺害我民者誅之。第二、抗抵我兵為敵者殺之。第三、蕃俗反覆難制須立嚴約定使永遠誓不剽殺難民之策。<sup>203</sup>) 此れに対し、潘は日本側の方針を理解したようで、今後同様の被害が起こった場合は必ず清国が派兵して処罰すると答えていた。最後の第三条については、「兵營見張所ヲ建、或ハ軍艦ヲ出シ置キ、或ハ遠見台ヲ設ケ」、ふたたび「生蕃」による殺害事件を起こらないようにする、と答えている<sup>204</sup>。潘はその後台湾へ渡って西郷とも交渉した。本来ならば潘は西郷と交渉する必要は無く、柳原全権と行うべきであるが、しかし西郷と清朝との交渉は柳原の到着前からすでに始まっていたので、到着後も平行して進められている。こうして、西郷は潘と三回渡って会談を行っていた。

二十二日と二十五日の二回の会談では、台湾蕃地の版図における論争の対立が繰り返されたが、二十六日の会談では、柳原が提出した三か条の第三条に移った。潘は、すでに漂流民に保護を加え殺害しないように各社の蕃頭に伝え、

<sup>201</sup> 『処蕃提要』、巻の四、P4-5。

<sup>202</sup> 同上、P6-7。

<sup>203</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P104-107。

<sup>204</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P112-113。

証文を出させたことを述べた。しかし西郷は、その処置についてはまず日本側と商議してから実行すべきであると異論を唱えた。それから、西郷は、いきなり台湾遠征には多大の失費を要しているとして、「此上ノ処分結局ニ及ハ、必ス費用償却ノ道ヲ作サスンハアレヘカラス」と主張した。潘は金額を聞くと、西郷は「即今兵ヲ撤セハ許多ニ至ラサレトモ、此上日日持久ニ及ンテハ、兵員ノ奉給其他百般ノ費、今之ヲ算スレハ凡二百十余万ナルヘシ」<sup>205</sup>（のちに一二十万円を使っていた）と答えた。西郷は、出兵費用を賠償すれば撤兵する意思があることを示唆している。この「償金説」は西郷自身が持ち出したものなので、政府への報告書では、談判の流れになった結果と弁解している<sup>206</sup>。最初から領台にやる気満々だったのに、ここで台湾の永久占領を意図していなかったことを示すものとした「償金説」は、彼が実際に台湾蕃地での深刻さを体験してのちに政策を転換した結果だっただろう。日本軍は台湾での生蕃を征討する行動は早々に終わっていたが、台湾の暑熱に悩まされ、伝染病も多発して中で外国人の医師までを求めていることから、日本軍はやがて遠征に倦怠し、それを中止する事態に繋がる苦情があると想像しがたくは無い。

七月四日、柳原は電報を受け、「都督清国官員ト…（中略）種種談判ノ後チ償金ノ事ニ及ヘリ。其事ハ清国官員ニ依テ柳原公使へ申出シサスヘシ」という内容であった。これは柳原が西郷の償金を獲得による撤兵という具体策を初めて知ったので、さぞかし驚いた。柳原はかねて「西郷ハ軍機従事ノ職掌而已」といい、外交交渉は自己の専務であることを主張し、清朝によってもたらされた情報に不信感を抱いたために西郷からの使者との文書を待つと、回答した<sup>207</sup>。

西郷の使者と文書は十一日に到着した<sup>208</sup>。十五日、柳原は潘に、「西郷ノ趣意ハ償金為出候儀ヲ根軸ト致シ都合克運掛候如ク、其来書ニ見ヘ居候ヘモ、潘ノ書簡ニ拠レハ拒絶候儀ニ有之」<sup>209</sup>と両者の見解がまったく対立していることを明らかにしている。また、西郷が撤兵条件として弁償金の件については、柳原は西郷はただ出兵費用を「二百十余万」と答えただけであったが、清国側はこの口実を悪用して、撤兵条件と読み替え、日本側に撤兵の交渉を迫ってきたと、強く批判した<sup>210</sup>。こうして日中の交渉はいったん行き詰まったのである。

七月三十一日、柳原は北京に到着した。早速に八月三日には、北京到着を総理衙門へ知らせ、ついでに清帝に謁見願ひも題している<sup>211</sup>。そして台湾出兵に関する交渉は、まず八月七日総理衙門で宝鑾以下諸大臣と会見した。清側は、日本の今回の出兵は「我国の権を犯し、且公法を破り、即ち外国公使等も至当

<sup>205</sup> 『甲戌公牘鈔存』、P83。

<sup>206</sup> 『処蕃提要』、巻の四、P53。

<sup>207</sup> 『処蕃提要』、巻の五、P1-6。

<sup>208</sup> 『輒誌』、七月十一日。

<sup>209</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P157-159。

<sup>210</sup> 『処蕃提要』、巻の五、P42-43。

<sup>211</sup> 『輒誌』、十一巻、八月三日。



とは不申居候」といい、国際法に違反していることは外国公使の目から見ても明らかだと主張した。これに対し、柳原は「其被殺屈ヲ我朝聞ハ憤懣ニ不堪故ニ此般ノ挙アリ」<sup>212</sup>と述べ、殺された琉球漂着民は日本人被害者であるので、出兵するのが当然だと反論した。さらに、彼は、「貴朝にて台湾を取りしは康熙年間にて、府県の治は元より貴朝の処轄なれと、蕃地に政権の及ひしなし有らは我勝手に処分すへし」<sup>213</sup>と述べていた。このような繰り返しが何度もあり、結局、両者は蕃地の所属問題をめぐって意見が激しく対立し、特に柳原の高压の姿勢が目立って、そのまま散会した。

つづいて十七日、柳原は総理衙門の恭親王らと会見した。ただし、両者の論争は前回の平行線のままだった。そこで、清側は、「数次討論候得ム、右ハ徒ニ枝節ヲ陪加可致ユヘ、従前ノ論ハ止メ可及御談示。各忠恕ノ心ヲ抱キ、各推譲シテ後局ヲ都合克及御談示度候」と、いったん論点を棚上げして会談を円滑に進むための協力を図ろうと提案した。これに対して柳原は、「従前ノ如ク互ニ弁論セズ、更後局ニ付（中略）、但シ其肺腑ノ尊説拝聴仕度候」<sup>214</sup>と、提案に対しては好意的だったが、妥協案は清側から出すように求めた。しかし、清側は具体策はなく、結局はまたそのまま散会となった<sup>215</sup>。翌日、柳原はもう一度清帝に謁見する希望を出している。しかし、総理衙門の二十日の回答では、台湾出兵の交渉が進まない限り謁見はさせないと、断られた<sup>216</sup>。その後、両者の間で照会のやりとりは行われたが、妥協案は依然として出されなかった。

九月三日、柳原は恭親王宛の書簡に、「本公使ノ面詢セルハ日清両国将来ノ平和ヲ欲シタルカ故ナル事ヲ明ラカニシ、不和好ノ言ヲ以テ清国ニ迫リタルニ非サル旨抗議ノ件」<sup>217</sup>という内容を送っていた。これに対し、十日に恭親王から「永ク和好ヲ存セント欲スル点ニ於テ一致スル以上共ニ此ノ心ヲ体シテ商議ヲ継行スヘキ旨回答ノ件」<sup>218</sup>と返答をした。大久保が全権弁理大臣として北京に到着するまで、柳原は単に、清国と今後とも友好的に交渉を継続するという内容でしか清側の大臣らとやりとりしていなかった。

#### 4-2-3 大久保の渡清

柳原と総署との交渉は、あくまで「蕃地」無主論を言い張る柳原と、とにか

<sup>212</sup> 同上、八月七日。

<sup>213</sup> 同上。

<sup>214</sup> 『大日本外交文書』、第七卷、P191-193。

<sup>215</sup> 同上、『輒誌』、十一卷、八月十七日。

<sup>216</sup> 『大日本外交文書』、第七卷、P196-197。

<sup>217</sup> 同上、P214。

<sup>218</sup> P216-217。



く撤兵せよと迫ってくる清朝側とが平行線をたどるばかりで、なかなかお互いに好都合な「妥協案」という本題に入らなかった。

一方、国内では大隈が、「宣戦ノ御覚悟被遊候」<sup>219</sup>と対清朝開戦を勧めている。七月十日、大隈は次の建議書を三条に提出した。

戦端相開候節者盟約各国局外中立及公布候者必然之勢其期ニ臨ハ、船舶銃砲者勿論軍事  
関係之品物買収之道一切相絶為之不容易困却可生ト被存候間陸海軍両省へ御下命有之  
此節欠乏之機械弾薬等取調速ニ予備嚴整相成候様御取扱有之度<sup>220</sup>

これは、当時明治政府の軍備品はほとんど輸入に頼っている事実が生々しく取られているが、日本政府が清国との間に戦争が起きれば、外国が「局外中立」を唱えることは、武器の補給が中断されることを意味し、開戦の前に早急に軍備を増強することが大事だと、大隈は迫っていた。さらに大隈は、清国内でも開戦を期しているとの情報をえて<sup>221</sup>、二十七日に、「清国ノ兵備尚充実不相成内速ニ諸般御着手ノ順序御議定有之彼ノ方略挫折為致度存候」との伺い書を、翌日には「海外出師之議」<sup>222</sup>を正院に提出していた。しかし、積極的に開戦準備を進めていく大隈に対し、陸軍の首脳山県友朋は、対清整備は不十分だと開戦に消極的でありながらも、「若し彼より不和を設け候も測り難く、やむをえざるにあれば戦争にも及ぶべき旨閣議一決候」<sup>223</sup>と、清国より戦いを挑んでくるかもしれず、やむをえないときは開戦すると閣議で決定するとの返事をした。

清国も明治政府も、お互いのことを仮想敵とし、どちら側が挑発なことをしても戦争を引き起こしうると予測している。このような情勢の下で、事態打開のため、八月一日に大久保が全権弁理大臣として清国へ派遣されることが決定された<sup>224</sup>。そして翌日には、次のような権限が付与された。

- 一全権公使柳原前光へ内勅ノ次第及ヒ田辺太一ヲ以テ被仰遣件綱領不動ノ要旨ニ候ヘトモ實際不得止ノ都合ニ寄テハ便宜取談決スルノ権ヲ有スル事
- 一談判ハ両国懇親ヲ保全スルヲ以テ主トストイヘトモ不得止ニ出レハ和戦ヲ決スルノ権ヲ有スル事
- 一時宜ニヨリ在清国ノ諸官員以下一切指揮進退スルノ権ヲ有スル事
- 一事実不得止トキハ武官トイヘトモ指揮進退スルノ権ヲ有スル事
- 一李仙得へ御委任ノ次第有之トイヘトモ便宜進退指令スルノ権ヲ有スル事<sup>225</sup>

<sup>219</sup> 『大隈重信関係文書』、第二巻、P428-432。

<sup>220</sup> 『処蕃始末』、第二十六冊。

<sup>221</sup> 「台湾出兵（一八七〇～一八七四）」、P70。

<sup>222</sup> 『大隈重信関係文書』、第二巻、P442。

<sup>223</sup> 『大日本関係文書』、第七巻、P168。

<sup>224</sup> 『岩倉公実記』、下巻、P186。

<sup>225</sup> 『大日本外交文書』、第七巻、P171-172。

日本政府としては日清間の友好関係を維持するを前提としているが、状況如何によって、大久保に和戦を決定する権限を与えたことがこのポイントである。大久保は、随員二十一名に加えてフランス人法律家ボワソナードも顧問として同行し、九月十日到北京に到着した。彼は即時に柳原と面会し、そのなかで柳原は、「御国ニテ速ニ此名ヲ正スカ為メ宣戦ノ書ヲ発シ、彼カ不備ニ乗シ我武威ヲ揚ル」<sup>226</sup>と強硬策を進言した。ただし、大久保には領台の意図はあるが、あくまでも「開戦論」を望んでいなかったし、台湾現地兵士の苦境と全権大使としての義務を考慮したうえで、交渉を続行すると決意した<sup>227</sup>。

九月十四日、大久保は柳原とともに、総理衙門で清側全権恭親王と第一回の会談を行った。この日の両国の争点は、台湾「蕃地」の所属をめぐる激しく対立した。大久保は、「荒野ノ地ヲ有スルトモ、其国ヨリ実地之レヲ領シ、且ツ其地ニ政堂ヲ設ケ、又現ニ其地ヨリ益ヲ得ルニ非レハ、所領ノ権及ヒ主権アルト認ムルヲ得ス」<sup>228</sup>と国際法の基準に照らして、清国側の「台湾府志」などを台湾領有の証とする説に反論した。それから清側は、「歳々税ヲ納ムルヲ以テ大清国ノ属地ナル判然ナリ」と主張したが、大久保は、「福島参謀借地筆談ノ騰本」を証拠として、納税していなかったことを言い返した。最後に大久保は、①「蕃地」が中国の管轄内にあるとすれば、「生蕃」に対する政教は施しているか、②国際法に即して、各国が航海者の安全を守っているのに、清国が度々漂流民に害を加える生蕃に対して処罰をしないのは、理に叶うのか、との二項目の質問を清国に提出し、明後日まで回答するよう求めた<sup>229</sup>。回答期限に当たる十六日、中国側は、第一条の質問に対し、「中國政教由漸而施毫無勉強急遽之心」と答えた。第二条に対しては、「各国大臣將詳情照會本衙門必經查辦」<sup>230</sup>といい、今後も漂流民への保護策をしっかりと立てていくと答えた<sup>231</sup>。三日後の十九日、大久保は総理衙門に赴き、十六日の中国側の回答に対する反駁書を提出した。第一条について、「今台灣建設府縣以來兩百有余歳 山内山後之民未見開導之端何其太慢耶」と非難を加え、そして「無律は無國也」との国際法を沿った理念を挙げている。つづいて第二条に対しては、他国の照会を待って查辦するには、「在開拓蕃地教化蕃俗以便于東西航海者何如耳」と清側の消極策を皮肉に讒謗した<sup>232</sup>。

三回に渡って同様の硬直した応酬が繰り返されていたが、十月五日第四回目の交渉では、以下のように、両者の意見が真っ向から対立したものとなった。

<sup>226</sup> 『大久保利通文書』、第六卷、P67-71。

<sup>227</sup> 同上、P63-65。

<sup>228</sup> 『明治文化全集』第十一卷「使清弁理始末」、P85。

<sup>229</sup> 同上、P87。

<sup>230</sup> 『籌辦夷物始末』卷97、P53-54。

<sup>231</sup> 『大日本外交文書』、第七卷、P227-229。

<sup>232</sup> 同上、P230-236、『大久保利通文書』、第六卷、P77-78。

大久保「我カ政府ニ於テハ、副島ニ答ヘラル、所ヲ以テ信シ、又無主ノ野蕃ナル事ヲ信シタリ。今、尚徒ラニ論弁スルモ益ナシ。本大臣之レヲ以テ帰朝復命スヘキ而已。」

(中略)

総理衙門大臣「貴制府ニ於テ無主ノ野蕃トスルトモ、我レニ於テ野蕃トセラル、ノ理ナシ。又貴問ニヘスト云フニ非ス、照会面商等ヲ以テ悉セリト思フナリ。」

(中略)

大久保「貴大臣等ト幾回談論ニ及プトモ決ス可キナシ。因テ近ク帰朝ス可シ。」

(中略)

文祥「我レニ於テ貴問ニ応セサル等ノ事無シ。然レトモ帰国セラル、事ハ強ヒテ駐ムル所ニ非ス。」<sup>233</sup>

このように、大久保がこれ以上話しあってもどうにもならず、交渉を打ち切って近々に帰国すると言い放った。それに対し、相手の文祥も、帰国するのなら引き止めないと言い返した。交渉は決裂の様を呈した。

大久保は九日の日記に、「今般支那政府ト談判ノ結果、五日総理衙門ニ面晤ニ、既ニ帰国ノ旨ヲ述テ帰レリ。就イテハ、今次照会ニ付和戦ノ両道ニ係リ候大事<sup>234</sup>」と書いているように、次の対総理衙門への照会文が和戦の結果に繋がることを理解している。翌日、大久保は総理衙門に、「今期五日欲知、貴王大臣果欲保全好誼必翻然改凶別有兩便弁法」<sup>235</sup>と交渉打開のための清国側の誠意を求めるような照会文を送っていた。同時に、大久保は三条に対して、「和戦兩条之帰着ニ於テ名義判然タラス候」<sup>236</sup>として、交渉の結果によって戦争になるかも知れないが、戦争に及ぶ場合には日本は開戦の名義がないと無理であることを述べていた。

#### 4-2-4 イギリスの調停による紛争の解決

清国との交渉が難航しつつあるなかで、大久保は積極的に清国駐在の各国公使と接触している。そのなかでイギリス公使ウェードは、早くから調停する用意のあることを表明した。

九月二十六日、ウェードは大久保を訪問し、対清交渉を伺った。大久保は、

<sup>233</sup> 前掲、「使清弁理始末」、P95。

<sup>234</sup> 『大久保利通日記』、下巻、P317。

<sup>235</sup> 「使清弁理始末」、P110。

<sup>236</sup> 同上、P112。

交渉がいまだに見通しがつけられていないと答えた。それに対し、ウェードは両国が軍事紛争に発展すれば、イギリスを含む諸外国の貿易にとって甚大な悪影響となるので、イギリス政府は決して看過してはならないと述べたが、退兵の件について、「若シ事情ニヨリテ退兵セラルル事日本政府決定ノ事ナルニ於テハ、我レ其意ヲ体シ、此件ノ結局ニ至ルコトヲ以テ支那政府ヲシテ之レヲ肯ンセシメント欲ス」といいながらも、「我國民ノ商社此地ニアル者二百有余、一ヶ年ノ貿易四億金ニ至ル。若シ両国間開戦スルニ至リテハ、是等各人ノ利益保護セサルヲ得ス」<sup>237</sup>と、イギリスの利益を保持するため執拗に仲裁に乗り出そうとすることを示している。

しかし、その後前述したように、第四回の会談では事態は好転しないばかりではなく、談判が破裂寸前となっている。この緊迫した状況で、ウェードは再度調停の動きを見せた。ただし、大久保は、「今日ノ模様、支那政府狼狽、英公使モ之ヲ助け、是非両国ノ仲裁ニ立、戦ヲ止ント欲ス。然ルニ小子内々ニテ一言頼ムノ事アレハ、説諭尽力シテ償金ヲ出サシムヘシト」<sup>238</sup>として、ウェードの賠償による調停案を拒否した。しかし、こういう態度をとりながらも、清国に多大な利害関係を持つイギリス・フランスなどの欧米列強の意向を無視することはできないと、十分承知しているのも事実である。清沢冽氏は、「英米は何とかして戦争をやめさせたく、これに対してドイツ、ロシアは戦争を始めさせたく考えてゐることが明らかだ。このことはのちの岩倉の大久保宛書簡によって知られる。英国は南方に於いて事を起こされては迷惑だから、日本をして朝鮮の方に力を用ひしめたがってゐる。それから約三十年後の日英同盟の萌芽が既にこの頃からみられるのである」<sup>239</sup>と列国が日清間の和議を強く望んでいたことを述べている。(ちなみに、ここで触れた岩倉の大久保宛書簡には、「英公使パークス氏ト時々入来頻リニ平和ニ帰シ候様忠告又調停致度口氣モ有之他ノ各公使モ略同意ノ様ニ推察被致候」<sup>240</sup>との内容で伝えてきた。)

十四日、大久保は自らイギリス、フランスの公使のもとを尋ね、ウェードに向かつて、「此挙ノ始メ、我政府国民ニ誓フニ此義務ヲ遂クルヲ以テセリ。且ツ彼地ニ於テ我兵士節風沐雨ノ大難苦ヲ受ケ、死傷スル者有ルニ至ル。殊ニ莫大ノ経費ヲ用ヒタリ。故ニ我政府ノ満足スル所ト、人民ニ対シ弁解スヘキ条理」<sup>241</sup>と、撤退するには、「名誉」と「弁償」を含む条件を明示した。同日、パークスと日中紛争の仲裁にあたって最も協力していたフランス公使ジョフロワとの会談では、弁償の費用を明確にしていなかったが、「其費用ハ尤モ巨額ニイタレリ」<sup>242</sup>と語っていた。つづいて、「両便弁法」については、中国側が「蕃

<sup>237</sup> 「使清弁理始末」、P100。

<sup>238</sup> 『大久保利通日記』、下巻、P320-21。

<sup>239</sup> 『外政家としての大久保利通』、P187。

<sup>240</sup> 『大久保利通関係文書』、第七巻、P350。

<sup>241</sup> 「使清弁理始末」、P116。

<sup>242</sup> 同上、P117。



地」を自国領と主張するのならば、日本が台湾でとった行動については自衛なのであり、清国がその費用の責任を持つべきだという論理をあげていた<sup>243</sup>。それは、台湾は「無主ノ地」という論理からの転換説である。

十八日、第五回の会談が行われた。大久保は、「今我レ此兵ヲ撤セントスルトキハ、蕃民ヨリ必ス我レニ尽ス可キノ義務有ラン。陣営ノ造営、修築及ヒ兵士ノ食料等ニ至ルマテ其費用莫大ナリ。之レ貴政府ノ我ニ償フ可キコト当然ナリ」と始めて清国に償金の要求を主張したが、清国側は「我ニ於テ査弁ヲ経テ後ニアラサレハ明答シ難シ」<sup>244</sup>と、その場で明確な意思を表示しなかった。

しかし、交渉は依然として難航している。二十三日の会談において、清国側が「貴大臣ニ於テハ、蕃民処分ノ事ヲ以テ、支那ニ於テ当然ノ事ヲ受クルト思ハルルヤ、又ハ受クヘカラサルモノヲ受クルトハ思ハルル哉」<sup>245</sup>との発言があつて、清国は日本の要求に応じて償金を支払えば、中国の利益はどうか、唯威厳が損なわれたのではないか、どのような互いの応酬が激しくなり、遂に談判が決裂した。大久保はついに、二日後離京すると宣言した<sup>246</sup>。

一方、交渉決裂を好ましく思わないイギリス側は、局面を打開するために二十五日に総理衙門を訪問し、中国側に最高五十万両を支払うことを決意させた。そのうち、台湾原住民に害を受けた漂流民への補恤金と考えられる金額は十万両とし、そのほかは雑費と名づけられるべきものとしている<sup>247</sup>。同じ日の午後、ウェードは大久保を訪い、「支那政府ニ於テ十万両ハ難民ノ給トシ、外四十万両ハ日本諸雑費トシテ出ス可ク、証書モ亦与フ可キ由、然レトモ十万両ハ一時ニ償ヒ、四十万両ハ退兵後ニ償フ可クトノ儀ニ至レリ」<sup>248</sup>と清国側の意向を説明し、大久保の意見を打診した。大久保は、ウェードの働きかけに感謝の意を示し、熟考してから回答すると約した<sup>249</sup>。その後、両方は出兵の名義について新たな修正文を提出したが、ウェードが総署と日本全権大使の間に精力的に往復した甲斐があつて、ついに二十七日に調停案を日清双方に受諾させるのに成功させた。

三十一日、日清間で交渉が妥結した。日清両国全権は「互換條款」三か条と「互換憑単」二通の交換文書を挙げ、双方の同意事項が明文化されている。以下、「互換條款」を引用する。

#### 一、前次害ニ遭フ有ル所ノ難民之家ニ、中国ハ撫恤銀兩ヲ定給ス。(後略)

<sup>243</sup> 『明治初期の日本と東アジア』、P152。

<sup>244</sup> 『大日本外交文書』、第七卷、P277-82。

<sup>245</sup> 「使清弁理始末」、P132。

<sup>246</sup> 『大日本外交文書』、第七卷、P302。

<sup>247</sup> F. O. 17. 676. Incl. in Wade' s No. 223, Memo. On Form. Aff.

<sup>248</sup> 『大日本外交文書』、第七卷、P306-7。

<sup>249</sup> 『大久保利通日記』、下巻、P328。



二、日本国此次弁スル所、原ト保民義挙ノ為メニ見ヲ起ス。中国指シテ以テ不是ト為サス  
三、此事所有ノ両国一切来往公文、彼此撤回註銷シ、永ク論ヲ罷ム。該処ノ生蕃ニ至リテハ、  
中国自ラ法ヲ設ケ約束妥為シ、以テ永ク航客ヲ保チ、再ヒ兇害ヲ受ケル能ハサルヲ宣シクス  
ヘシ<sup>250</sup>

要するに、清が出兵を義挙と認め、日本側施設の引き取りという形にせよ償金を支払い、そして先住民に対する法的規制がこれまで不十分であったことを認めたという三点である。つづいて「互換憑単」では、「撫恤銀」の十万両を即時支払い、「蕃地」の道路、建物などへの補償四十万両は日本側が兵士を撤退完了させると同時に支払うことと、撤兵期限は十二月二日とすることが取り決められた。こうして、日本側は五十万両と引き換えに台湾占領を放棄し、「台湾事件」も開戦に至らずに解決したのである。

### 第三節 日本の台湾出兵の意義とその影響

#### 4-3-1 明治政府初の対外出兵

一八七四年に起きた「台湾出兵」は、日本や中国の近代史にとっても時代を画した出来事である。特に、維新を経て国政の基盤を固めることがまだできていなかった当時の明治政府にとっては、欧米列強の船と武器に頼らざるを得ず、国内にも賛否両論のシチュエーションのなかで、張りを切った初の対外軍事行動になることである。しかも、事件を担当する手は、旧来の記述によると、「外征派」の西郷隆盛を筆頭とする留守政府と激しく対立し、征韓論争の結果、非武装のクーデターを起して政権をとった「内治派」の代表とする大久保陣営である。ただし、その点については、筆者はすでに具体的な例を挙げて反論をしたが、坂野潤治氏<sup>251</sup>と家近良樹氏<sup>252</sup>も「内治派」と「外征派」は原理的に対立していないと論じ、それにあたって政変問題の延長で中央政府と地方の動向を一緒に考察する方法が取り上げられた。それは、幕末以来雄藩が有した勢力はまだ残存していることは否めない事実であるということを示唆するものであった。ゆえに、台湾出兵は政変半年後に起きた事件だから、日本内治史を探索するのに当たって、いままであまり重視されいなかった当時地方の士族が政府

<sup>250</sup> 「使清弁理始末」、P145。

<sup>251</sup> 坂野潤治、「征韓論争後の内治派と外征派」。

<sup>252</sup> 家近良樹、「台湾出兵方針の転換と長州派の反対運動」。

に提出した「建白書」<sup>253</sup>は、事件への認識とそれに反映していた問題点についても、よりいっそう深めることができると思う。

『明治建白書集成』第三巻と第四巻に収録された「征台ノ役」に関する建白書はおよそ五十通余りである。中には、「朝鮮征ス可キ名有テ之ヲ征セサル耳ナラス内紛争ヲ起シ未タ人心ノ方向ヲ明カニセス反テ台湾ヲ討シ」<sup>254</sup>というものがあのように、すでに「征韓」を否決したうえで、「征台」の業を起すことは矛盾ではないか、とする政府非難の声もあったが、対清強硬論を主張して政府の台湾出兵を大いに支持する建白がほとんどだった。例えば、青森県士族矢附蘇修が三条太政大臣に、「故ニ今般四方ニ優詔シテ勤王ノ兵ヲ募リ…(中略)直ニ進テ乗シテ九州ヲ鎮撫シ九州鎮セハ海ヲ裁シテ直ニ台湾ヲ征伐スル好機会ナリ…而台湾ノ用兵ヲ用テ以朝鮮ニ入庶幾ハ英明ノ威靈ニ倚リ朝鮮ヲ席捲シテ三国合テトナシ」<sup>255</sup>と、九州を鎮撫、台湾へ用兵、そして朝鮮に進出するよう進言した。

そして、四月下旬に英米にとも出兵をめぐってボイコットされた一件についても、石川県士族草薙尚志が、「今日其議ヲ止メハ内以テ国内人民ノ危機ヲ生シ外力以テ海外各国ノ嗤笑ヲ招キ而シテ其害ナル者小ハ則チ廟議ノ輕浮浮薄ヲ大方ニ示シ大ハ則チ我政府ノ不和無力ヲ宇内ニ明カシテ彼ヲシテ益其侮慢覬覦ノ心ヲ進マシムルニ足ル」<sup>256</sup>と、欧米列強の干渉を押し切って、廟議された方向に堅持して実行するべきだとの意見を提出した。

そして政府の政策に乗り、従軍意思を示した件も幾つかあった事例から考え合わせると（岩手県士族長澤勇次郎、北海道開拓史松尾源太郎、石川県士族藤寛正、長沼良之助など<sup>257</sup>）、地方の士族たちは一般的に政府の対外用兵に熱心であったことがわかる。そしてもっと更にいえば、大久保政権に政府内から外された西郷隆盛と彼に追随している旧薩摩藩士族は政府に恨みを持っているにせよ、基本的に地方の士族はおおかた政府の政策に従っている。つまり、明治初期から版籍奉還と廃藩置県をして、天皇を頂点とした中央集権国家建設を急いでいた明治政府は、一定の成功を納めたと言えよう。こういう状況を把握した大久保陣営もとうとう「台湾出兵」を閣議し、そして実行に移したと考えるのが合理的である。

一方、中央政府では、軍事力を駆使し、清国と戦争を至りかねない状態になっても、清国との談判では強硬な姿勢を示してなかなか妥協しようとしなかった事実も、裏を返せここに天皇制帝国主義的秩序を用意するものが認められるであろう。特に、第二章に述べたように、日本政府は米国公使デーロングとリゼンドルに、自らがアジアにおける文明の先頭に立ち、野蛮を征討することが

<sup>253</sup> 色川大吉、我部政男監修、『明治建白書集成』第三巻、第四巻。

<sup>254</sup> 同上、第四巻、P70。

<sup>255</sup> 同上、第三巻、P161-162。

<sup>256</sup> 同上、第三巻、P312-312。

<sup>257</sup> 第四巻、P161-3、P385-6、P406。

日本の使命である、とそそのかされた結果、早くから「脱亜」的な感情が芽生えていたと、筆者は思う。そして、日本は「蕃地」征討との大義を掲げ、台湾出兵の形をとった軍国主義による軍事侵略を発動した。

列強の介入によって清国政府との駆け引きを余儀なくされた時、清国政府はすでに台湾に上陸している日本軍に対抗する術を持たなかったことが清国政府の腐敗と軍事力不足とのことを露呈させていたので、日本政府は古来アジアにおけるリーダーであった中華帝国を尊重に足る相手とみななくなっていた。こうした中、日本政府は台湾事件が終わって早くから翌年、「征韓」の策をふたたび起用し、軍事力と外交手段を用いて、韓国を開国させることに成功した。日本政府は二回にわたって「日清修好条規」の条文（第二条）を無視することができたので、日本はだんだん「大国」を気取っている一方で、台湾出兵をその第一歩として対清関係の清算を目標とする国家戦略が浮上してきた。

#### 4-3-2 アジアにおける万国公法秩序への算入

中国の皇帝制度を代表する、古代からの東アジアの支配理念は「天子治理天下」<sup>258</sup>というのである。日本でも八世紀の律令制度により、天皇を国家の最高政治権力中心とする政体が確立された。ただし、近代国家の観点から考察すると、日中両国の前近代形態は民族国家と言えず、複数の地域社会に及んで支配している擬似に巨大化している帝国であった。帝国は天子が地域政権首長間の主従制と君臣関係を結ばせ、こうして帝国は直管轄域外の藩属政権を支配するように宣言できることになる。天子が実際に意欲支配している区域は「化内」と言うが、「天子治理天下」という事実を世人に知らせ、よって王権の正当性が満たすため、天子は「化外」の政権、人民と支配関係を持つようになった。こうした冊封関係の成立は帝国の統治機関を外に移すわけではなく、「化外」政権の首長を天下の中心部—「中国」に来るようと命じ、中国の皇帝に自家政権の正当性を認めてもらうというシステムになっている。これは「朝貢制度」という。

十四世紀、遠近の異域を征服し、文化交流を盛んにさせたモンゴル大帝国が倒れ、後継の明朝政権の統治者も自らを典型的な「天下」政権と宣言するのには、多くの辺境部族と朝貢関係をたてることを急がねばならなかった。「鄭和下西洋」一件を代表的な事件としてみると、明朝も中国歴代に運用されてきた「天下理論」を継いだことがわかる。一方、同じごろの日本徳川政権は、同じ思惟によるものだが、まったく違うやり方をした。徳川政権は、本土を異域と隔絶させることにより、つまり辺境とその外に存在していた政権を無視して、

<sup>258</sup> 甘懷真「從天下觀到律令制的成立:日本古代王權發展的側面」。

本土の一体制を構築することに尽力した<sup>259</sup>。そののち明朝も海賊の乱を防止するため「海禁」を実施したが、中国も日本も、「海禁」、「鎖国」といった措置によって、本土に存在する人間と政権だけを維持して、伝統的な世界像と秩序観が保持されていた<sup>260</sup>。

十八世紀、海禁制度が廃止されたことに伴って、中国人は合法的に海外に移り住むことができるようになった。これは、「天下」政体による「化内」の人民が「化外」に移動することが承認された初の出来事であった。だが、まだ伝統の「華夷秩序」を遵守していた中国政権（当時は清朝）はどうか「化外」の地に「化内」の人民が存在していることを解釈すればいいかという難題に悩まされていたに違いない。台湾の「蕃界」および「蕃地」問題はこうした歴史の元で出現した、と理解してよかろう。それは、海禁の時期にほとんど関与していなかった化外の地に漢人の「外向性」移民が入ることで、清朝は漢蕃関係を再整理するのを余儀なくさせられた。ここまでは日中をはじめとする東アジアにおける政治観を論じたものの、十九世紀以来、特に中葉以後、欧米の帝国主義強権が「船堅砲利」をもってアジアに侵入し、東亜旧帝国の日本と中国とも、西方帝国主義列強が構築した世界体系に飲み込まれていった。中国は対西洋列強に応じる際にのみ消極的に万国公法秩序を採用するようにしたが、アジア諸国との対応では依然として「中華秩序」にこだわっていた。

明治維新後五年も足らず、中国の「化外」の地とされた台湾「蕃地」で漂流民事故が発生した。これは当時の歴史思惟から考えると、単に数百年続いた東亜流域における多発するの一件に過ぎない事故であったが、日本政府はしばらく経って、この事件で「領土」と「国民」の課題を操ることができるのに気づき始めた。この両者は民族国家の基本的要素になるものである。陳在正氏は「牡丹社事件所引起之中日交渉及其善後」に、日本政府はこの事件を用いて新しい民族国家概念と制度を創出した<sup>261</sup>と結論づけたように、日本政府は被害者側の琉球漁民を代理人として中国側と交渉に臨むことによって、琉球を日本の領土の一部とし、天皇は直接に琉球民を支配していることを示したのである。ただし、日本のこういった点に目を向けさせたのはアメリカ外交官デーロングとリゼンドルである。彼らは欧米列強の万国公法に基づいた権利を日本政府（特に当時の外務卿一副島種臣）に唆した結果、よって日本統治者にしては「台湾出兵」が明治国家を、国際公法を履行している近代国家として宣言できる行動になるのである。

一方、依然として中国は「天下理論」に固着していた。一八七三年副島使清の際、清朝側の官員が柳原に「台湾生蕃ハ清ノ政教逮及ハスノ地」と、台湾生蕃に殺害された「藩属国」の琉球人への責任を逃避するためと思える説明をし

<sup>259</sup> 荒野泰典『鎖国を見直す』。

<sup>260</sup> ブルースバートン、『日本の境界-前近代の国家、民族、文化』。

<sup>261</sup> 陳在正、『牡丹社事件所引起之中日交渉及其善後』、『中央研究院近代史研究所集刊』22期。



た。ただし、日本はアメリカ人から紹介された万国公法の原理によって、台湾蕃地は中国の「化外」の地というあいまいな存在を否定し、領土内か領土外の二択肢しかない、清側の表明を求めると迫った。つづいて、日本側は一方的に「化外」を「領土之外」と勝手に解釈していた。

一八七四年中日の北京談判において台湾蕃地の所属をめぐる論争が激しく対立したことからわかるように、中国の「天下論」（中華秩序）と日本の「万国公法論」が各自の理論を根拠たるものとなっている。例えば、日本の全権代表大久保が「未繩以法律之民、未設立郡縣之地也。…夫歐洲諸名師所論公法者云政教不逮之地不得以為所屬」<sup>262</sup>と云い、政治支配と文明化の角度から判断すると、台湾は中国の属地でないことを立証した。それに対し、中国側は「台灣一隅、僻處海島、其中生蕃人等向未繩之以法、故未設立郡縣。即「禮記」所云不易其俗、不易其宜之意、而地土實係中國所屬。中國邊界地方、似此生蕃種類者、他省亦有、均在版圖之內、中國亦聽從其俗、從宜而已。」<sup>263</sup>と述べているように、台湾蕃社での行政と司法などの管轄行為が行われていないことを認めながらも、伝統的な中国政治制度により、特に「礼記」を引用して中国の辺境の地では不干渉政策が実施されている、と反論していた。

こういったような論争が長引いたが、ようやく駐清イギリス公使ウェードの調停により日中両方が妥協するようになった。ただし、それは両国が台湾問題に対する協議に達成したわけではなく、両国は各自に利益を守りながら互いに対し譲歩した結果である。それは、中国は台湾、日本は中国の黙認で琉球を日本帝国の一部として黙認されたのである。一方、更に重要なのは、日中両国も事件によって属地にある人民を教化することが近代国家としての責任であるということ認識した点である。北京会談の翌年、沈葆楨は台湾に派遣され、「開山撫民」を開始し、百九十年に及んだ封禁政策もいよいよ解禁された。日本側は、北海道の「蝦夷地」に「臣民化」政策を実施した。よって、日中両国は「中華秩序」理論のように放任政策から「万国公法」論による領域を拡張、政治支配する政策に転じ、その意味で日中とも万国公法を積極的に受け入れ、その結果として東亜伝統的な華夷秩序が崩壊しつつあった。台湾事件の意義は、裏返せば、単に中日両国が対抗する結果だけではなく、旧中日両帝国が周辺地域を民族国家に編入させるのに拍車をかけた一大事件である点にある。

### 4-3-3 出兵における領台意図と植民地的側面

周知の通り、台湾出兵は東アジアにおける西洋の帝国主義の背景と深く関連

<sup>262</sup> 『日本外交文書』、第七巻、P242。

<sup>263</sup> 『同治甲戌日兵侵台始末』、第一巻、P5。



していた。そして、出兵の植民地的側面を考えるのには、日本政府に雇われた米国人リゼンドルの役割をもう一度検討する必要がある。

リゼンドルは一八六七年にアメリカの在アモイ領事の任につき、六年間に渡って清国の当局とよく会議をし、そして清国側の交渉の仕方に精通するようになった。特に、ローバー事件に関する交渉の経験によって、リゼンドルは具体的に台湾東部を植民地化する論理を練り上げた。リゼンドルは自らアメリカ船ローバー号の漂流民が台湾原住民に虐殺された場所を探察したことにより、清国は台湾の「蕃地」に対する主権を確保するための支配権を行使していなかったことに気づいた。ただし、それは国際法から引き出した論理であり、清朝政府が依拠していた中華秩序とはまったく異なるものであった。これはすでに前節にも触れたが、リゼンドルは、もし清国が支配権を行使しなければ、どの国も「蕃地」に対する主権を持たないことになり、この「無主」の領域に文明を与える責任を負う国はそこを占領し、主権を取り、植民地を設立することを正当に行うことができると清国当局に脅迫した。この「主権支配権一致」の考え方はリゼンドルの西洋の規範を前提とした植民地化の論理の中心であったろう。だが、在アモイ領事の任内のリゼンドルにとっては、南台湾界隈の航海安全を確保することがもっとも真剣に追求した目的であった<sup>264</sup>。これを実現するために清国政府が台湾の最南端に灯台を設置するよう、繰り返し清国政府に要求した。それは、帝国主義列強が世界貿易を容易に行うという目的と一致している。当時の列強は、植民地化することより貿易を最優先していたが、航海の安全を確保することは貿易にとってひとつの不可欠の条件である。

一八七二年にアモイ領事の任を終え、アメリカに帰る予定だったリゼンドルが駐日米使デーロングに招かれた。同時に、リゼンドルが清国当局との交渉で主張した主権—文明の観念が彼の来日とともに日本に「伝来」してきた。これ以後日本政府の対台湾策はこの原型から離れなかった。リゼンドルが日本政府に協力的な態度を示した動機については、いっそう研究する必要があるが、彼にとって日本政府に雇用されたことは個人的な冒険や利益を追求する機会であるとともに、南台湾の安全の確保と日米関係を向上させるための非常にいい機会であったろう。

リゼンドルは日本への渡来のものち、台湾出兵の計画を概説する複数の覚書を当時の外務卿副島種臣に提出した。この覚書の中で最も注目すべき点は、台湾東部全体を植民地化の対象としていることである。例えば、第一覚書の中に、「土蕃ノ地ハ現実未開ノ地ノ如ク空曠ニナリ行き、何レノ国人タリモ容易ニ移殖スヘキ」<sup>265</sup>の状態となっており、台湾を占領しようとする意思が伺える。第

---

<sup>264</sup> William Barnes and John Health Morgan, *The Foreign Service of the United States: Origins, Development, and Functions* (Department of State, Washington, D. C., 1961), P 489.

<sup>265</sup> 『大隈文書』、第一巻、P26。

三覚書には、生蕃の統治に当たって「トキトク及ヒイソツクノ兩人へ土地ノ政務ヲ取扱ハシメ、台湾南部ノ地ニモ及ホシナハ、尚ホ他ノ生蕃モ親シク交リ結フニ至ラン。元ヨリ日本ノ士官へ相談ノ上政務ヲ行フヘキナリ」<sup>266</sup>と生蕃の居住地の平定策が述べられている。こういったリゼンドルの献策では、一貫した理論に基づき、「資本主義諸国が未開民族を開化させる＝資本主義世界へ編入＝主権」が有り、もし開化を拒否すれば、その地にある主権を放棄する、ということである。中国は台湾の開化を怠っているから、他国よりこの地を占領すればよい。しかも日本は、アジアにおける「開化」の先頭に立っているので（＝みずから資本主義世界に編入しようとしている）、台湾を領有し、この地を開化させる最も適切な国である、とリゼンドルはしきりに日本が台湾領有及び台湾を植民地化することをそそのかした。

留守政府の代わりに立ち上がった大久保政権が「台湾蕃地処分要略」を提出したが、その中の「領台」の一条が抜かれた。それに対し、明治七年三月十三日リゼンドルは大隈参議に二十二覚書を提出し、生蕃の征討および蕃地の統治に関する意見を寄せた。彼は、台湾「遠征ノ真ノ目的ハ土人ノ所轄スルフアルモサ島ノ一部ヲ日本ニ併ハスニアレドモ其表向ノ眼目ハ唯僅カニボンタン人ノ罪ヲ問ヒ後來更ニ其悪行ヲ行フヲ防制スル為メナリト為スニ着眼ス可シ」<sup>267</sup>としている。ここでわかるように、リゼンドルは遠征隊が琉球人を虐殺したと思われるボンタン人を征伐することが「表向ノ眼目」とし、台湾を領有する「真ノ眼目」を密かに進行させればよいと、日本政府に領台の準備を要請していた。このリゼンドルの意見は、大隈をはじめそのほかの指導者にも通底するものであった。

この明治七年の植民地設立の試みは結果として失敗に終わった。しかし、アメリカ元外交官リゼンドルが練り上げた植民地理論は、のちの日本政府に継承されていた。日清戦争による台湾の領有は、決して偶然の出来事ではなかった。台湾出兵は日清戦争に先立って日本最初の本格的対外遠征と位置づけられることは既に前節に述べたが、日清戦争は台湾に関する戦争ではなかったものの、結局台湾が割譲されたことから考えると、この二つの出来事は深く関連していると筆者は思う。つまり、一八七四年の台湾出兵から一八九四年の日清戦争、そして九五年の台湾割譲まで日台関係史上「空白」の二十年間の中に、台湾出兵を経験した明治政府および日本人はどう台湾を見ていたか、そして出兵は日本人に何を残したのか、と聞かざるを得ない。これに関する資料はまだほかにあると思うが、ここでは松永正義氏の「台湾領有論の系譜」<sup>268</sup>に挙げられた例を取り上げることとする。領台初期の『高等小学校読本』に対する伊能嘉矩が批判した件がある。

<sup>266</sup> 同上、P31-3。

<sup>267</sup> 同上、P41-7。

<sup>268</sup> 松永正義、『台湾を考えるむずかしさ』に収録。

嗚呼是れ何等の誤解ぞや、嘗て十二年以前、無責任なる某政客が、台湾の経営に論議を試み、中に土匪と生蕃を混同して、為に識者の嘲笑を来せしことあり、図らざりき、今や国定教科書中、殆ど之と同轍なる誤妙を繰り返し、…明治二十七八年戦役後における台湾征討は、主とする土匪の鎮圧にありて、生蕃に関せざりき…土匪なるものは…其の主体は漢族なりき、然るに斯くも明白に性質を異にせる土匪を以て、之を生蕃と混同し、其の征討を以て、七年の征討と同一視するに至りでは、為めに台湾事情の真相を誤らしむるにいたるべき影響少なきに非ざるを遺憾とせずんばならず」<sup>269</sup>

そしてこの件については、台湾総督府民政長官より文部大臣に対して訂正の申し入れがなされ、次年度より改められることとなった<sup>270</sup>。こういった記事から領台後の台湾イメージは、いまさに台湾出兵時に形成された台湾像のままであり、そして台湾＝未開化＝野蛮という連想パターンを産まざるを得なかったことがわかる。こうした発想はリゼンドルがもたらした国際法に基づいた文明論の着想によるものではないとは考えにくい。よく考えると、台湾出兵の北京交渉の際には、日本政府は中国の台湾における主権の正当性を承認したわけではなく、ただ「清国との戦争を避けたい」と列強の圧力の下に譲歩したからである。だから、日本人は幕末以来の領台論（前掲松永氏の論文）が台湾出兵を第一歩として実現され、そしてアメリカ人にさんざん煽動された結果、日本帝国は文明的な国であるので、台湾のような野蛮の地を開化するのが自分の使命であることが定着化していた可能性は高い。

思想面はそうだし、台湾から撤兵以後、日本は引き続きに台湾の調査するための人員を派遣した。例えば一八八四年（光緒十年）九月中仏戦争の最中、フランス軍が基隆、淡水両港を侵攻している時に日本海軍の天城号艦長東郷平八郎は軍艦を率いて観戦し、そしてフランス軍が基隆を攻落させたのちに、フランス提督クールベ（A. A. P. Courbet）を訪問することをきっかけに基隆の砲台や武器などの偵察をしていた<sup>271</sup>。一八八六年（光緒十二年）に小川又次が中国留学生の名義で清国へ派遣され、密かな軍事調査を行った。彼は帰国後、政府に「清国征討策案」を提出し、「取ルヘキノ地」について述べ、その中には台湾も含まれていた<sup>272</sup>。

日清戦争は台湾占領を目的とした戦争ではなかったが、開戦後まもなく台湾を戦略に入れる動きが見られる。一八九四年八月九日の陸海軍参謀会議上で冬

<sup>269</sup> 梅陰生、「国定高等小学読本中「台湾の生蕃」に関する記事の誤謬」『台湾慣習記事』、四卷七号。

<sup>270</sup> 『理蕃誌稿』第二編。

<sup>271</sup> 『明治軍事史』、上巻、P913。

<sup>272</sup> 小川又次、「清国征討策案」『日本研究史』、第七十五号。

季作戦方針を検討する際に、台湾に軍隊を派遣して占領せよという意見があり、同月の三十日の会議上で決定された<sup>273</sup>。そのほかにも、貴族院議員中村純九郎が軍令部長に「台湾占領策案」を提出<sup>274</sup>、井上毅も七月二十五日に伊藤博文に「台湾意見書」を提出して台湾の重要性を説き<sup>275</sup>、福沢諭吉が十二月五日の「時事新報」に台湾占領を鼓吹する記事を書いた<sup>276</sup>。こういった意見はだいたい日本の軍事的、経済的視点から見たものなので、台湾を取得することで南の国防線も更に南方に延伸させるができ、かつ台湾の資源も将来日本の資本主義発展上、必要であることが述べられている。実はこうした意見は、リゼンドルの第四覚書に「南ニ在テハ澎湖及台湾ノ両島ニ居留を占ルニ勝ル処アルヘカラス」とすでに明記されたことである。これもおそらく台湾出兵以来残したものではないかと思われる。

特に当時の海軍大臣西郷従道と海軍軍令部長樺山資紀は、ともに台湾出兵に関与した指導者と調査員であるので、彼らは頻りに日本政府に台湾を獲得すべきことを進言した。梁華璜氏は、「和談前夕、日本朝野輿論主張割台者甚多、在這種輿論的要求、加上西郷樺山代表的海軍勢力所堅持下、割讓台灣便成為和談的絕對條件<sup>277</sup>」と評論しているように、台湾出兵にかかわりのある人物が日清戦争の和談に「台湾占領」という強い影響力を持つ意見書を政府に寄せた下で、台湾を獲得する方針は自然に形成されたことは言うまでもない。こうして、台湾出兵は単に日本帝国主義の形成への試みの第一歩であったのみならず、台湾を植民地化する側面から考えても、大きく影響を残していたことがわかる。

---

<sup>273</sup> 岩崎囑託調査、「南方作戦に関する大本營の決心及び其兵力」、『日清戦争—参謀本部文庫』第十二章。

<sup>274</sup> 藤崎濟之助『台湾史と樺山大将』、P946-58。

<sup>275</sup> 安岡昭男、「明治前期官辺の台湾論策」、P370-1。

<sup>276</sup> 福沢諭吉、『福沢全集』、十四卷、P658。

<sup>277</sup> 梁華璜「甲午戦争前日本併呑台灣的醞釀及其動機」、『台湾文獻』、第二十卷、P108。



## 第五章 結章

東アジアの伝統的な国際秩序の再編成過程における近代日本と清国の関係、そして沖縄と台湾の運命にも影響を及ぼす明治政府による「台湾出兵」がなされた。この近代日本初の海外派兵である行動は、全権大使大久保利通と清朝大臣との冗長の交渉を経て、「琉球民は日本属国民」、「日本の出兵は保民義挙」など日本側にとって好都合な内容が明記された条款が出来、勝利を収めた、と周知されることとなった。しかし、台湾出兵の起因である「牡丹社事件」は十九世紀航海史上にありがちの単なる漂流事故のひとつだったが、日本政府は国内情勢と外圧の下でそれを運用して大規模の軍事行動をとり、そして国際事件まで波紋を広げることになった。この論文は先行研究を借り、台湾出兵という波乱を起こした当時の日本政府がさらされていた国内外シチュエーションと抱えていた企みを見抜き、さらに出兵の決定につき、岩倉使節団外遊中の留守政府とその後に立ち上げた大久保政権を対照に論じ、旧来の説に反した視線に入れた。

十九七〇年代、日清両国は西洋の侵略にさらされた中で生き残るため、「日清修好条規」を結んでいた。ただし、日本が清に条約締結を求めていた真の理由は、朝鮮の宗主国—中国との国交樹立したことを朝鮮に開国させるの策略として巡らせようとした。当時の日本は早々からロシアの威脅を感じ、北の防衛線を朝鮮まで組みこむため、朝鮮を開国させるのを急いでいた。だが、朝鮮は華夷秩序に固く依拠し、明治天皇の国書を受け入れようとしないうばかりか、酷く日本政府を貶した。それが明治初期「征韓論」の出るところである。次第に、国際法を取り入れた日本政府は、清との条約締結で頑固一徹な朝鮮との関係も改善でき、そして国際法の運用を西欧各国に見せ付ける、という発想まで含んだ。一方、清朝は「連日本・抗欧米・中華世界宗属秩序体制」という中華世界秩序構想が日本の企みを押さえて、日本はやむを得ず清側が提出した原案に牽引されてしまった。しかし、日本は列強から「中日同盟」と疑われたため、条約締結からいち早く欧米各国の疑惑解消に努めていた。こして、締結の目的は違ふと条約に対する解釈も異なり（清側は中華秩序に依拠するのに対し、日本側は国際法則を運用する）、条約履行の可能性と条約の効力も次第に薄められてしまう。この日中両国が始めて近代国家に倣って結んでいた平等条約は、まさに「同床異夢」の出来物だった。条約締結三年後、日本が起こした「台湾出兵」で、「日清修好条規」が破り捨てられたこと意味しているばかりではな



く、日本が偉大な中国華夷秩序へ挑戦状を送りつけた第一歩であり、そして「中日同盟」という疑惑が列強の中にも自然に解消されたと言えよう。李鴻章が懸命に日本を「重建中華体制」の一員を入れようとしたのに、西欧の範を得て、一等国への階段を上り始めようとした日本にとっては、万国公法秩序の形成と「脱亜」<sup>278</sup>を目標とする国家戦略が優先したのであろう。

そして、旧説での「台湾出兵は琉球処分の原点である」ことを改めて正す必要があると筆者は思う。北京交渉の果て、日本側が琉球における支配権限を有するような有利の証言を得たが、明治政府は発足して以来早々から、「近代国家」としての領土確保に積極的に力を入れていた。明治四年（一八七一年）七月、政府は「廢藩置県」一連の措置を実施し、果たして琉球も同時に鹿児島県の管轄下に置かれることになった。翌年六月、外務省の副島種臣外務卿の建議により、琉球国王尚泰が琉球藩王に封じられ、琉球藩が設置され、そして華族に列された琉球国王本来の自主的な外交権が停止されたとの処分が下れた。と、同年の五月、「日清修好条規」改定のため、清に滞在していた柳原前光が十一日付の「申報」から「琉球民遭難事件」を知り、二十日、副島宛の書簡で、「琉球民が清国領土台湾テノ殺害」<sup>279</sup>一件を報告したとされる。ここで注意すべきは、「清国領土台湾」が明記されたことがあり、つまり台湾の帰属にはまだ疑問はないようだった。なので、柳原からこの事件を知った副島が敢えてこれを「琉球併合」のいい口実に利用するにはあまり思えない。しかも、時間的にもあまりにも急すぎるし、柳原の報告を受ける前からすでに琉球政策の方針が整っていたはずだ。すなわち、琉球藩設置の目的は、日本国家の統一にあり、近代国家として主権が及ぶ範囲である国家領域確定の関係から策定されたのである。明治に入ってから、徳川時代の万国分立関係を清算し、天皇を頂点とする集権国家を選ぶ上で、たまたまに起きた遭難事件があろうがなかろうが、琉球と国家との関係は整理して再編成されなくてはならない。

柳原の報告に接した副島は、徳川時代から琉球と深い関係を結んできた旧薩摩藩士族の反応ほど熱くなかった。それはおそらく、岩倉使節団の出発が間近になっていたため、このような時に海外派兵することは考えられないことが背景にある。そして、着々と進んでいる「琉球処分」が「征台」より先の急務だと副島は思っているはずである。その直後、明治天皇は、琉球国王尚泰を琉球藩王に封じ、アメリカ公使デーロングに、日本は琉球の母国たる地位で琉米条約を完全に引き受けると承認したため、米国に「琉球が日本の一部」であることで支持を得たのだ。と同時に、デーロングは琉球民遭難事件の情報に接したので、元駐アモイ米領事リゼンドルを日本政府に紹介した。ただし、在華中の

<sup>278</sup> 慶応義塾編『福沢諭吉全集』第十巻、P238-40。石井孝が『明治初期の日本とアジア』のはじめに福沢の「主義とする所は唯脱亜の二字に在るのみ」を引用し、「実はずっと前から明治政府によって実践されてきた外交路線なのだった」と称している。

<sup>279</sup> 『大日本外交文書』第五巻、P258。

リゼンドルは、一八六七年に起きたローバー事件の処理に当たった時、台湾は清朝の管轄下と見なしたようだが、日本に招かれたら、台湾は「浮きもの」と論調が一変したのは、ただ清国が台湾をほったらかしたことに對するリベンジだけではなく、彼とデーロングの関係はもっと研究する必要はあると思う。デーロングの日本琉球主權へ認め、台湾エキスパートリゼンドルの出現、両者による副島への台湾領有への教唆などを総合的に考え合わせると、アメリカの政府要人が日本の「台湾出兵論」の形成に与えた影響が高い。

駐日米使の強力な推薦に次第に乗りかかっていた副島は、リゼンドルを外務省に出仕させた。リゼンドルは直ぐに外務省に幾つかの覚書を提出する。内容は主に台湾征討の作戦計画、清に對する談判方針、そして生藩居住地における植民地論の具体策などだったが、注目すべきのが「第四覚書」に一転して朝鮮問題を含む日本のアジア政策を論じたものであった。彼は、アジア文明の先頭を歩んでいる日本が朝鮮・台湾を占領することによって、アジアにおける市場アメリカも拡大することを期待しているを言及していた。今まであまり注目されてなかったデーロングとリゼンドルの真の意図は、米国の新しい資料を使用していないまでではなんとも言えないが、黄嘉謨氏が大量のアメリカ国家資料を引用して書き上げた『美國與台灣』を鑑みると、第四覚書で見たこの理念は、まさにデーロングは自らが日本を極東アジアの新興帝国に仕立てる助力者であり、彼はリゼンドルを駆使してアメリカ政府の代わりに、勝手に日米友邦を促進させたかったことが確かに反映されている。

副島の台湾用兵が着々と進んでいるのに対し、大蔵省の井上馨は兵制の不備と財政の困難を理由として反対論を唱え始めた。小林隆夫氏によると、副島は岩倉大使が帰朝するまでに台湾事件を決着したいと志し、故に彼は反対論を押し切って、留守政府の中で最たる実力者であり、そして琉球民事件に最も猛り立っている薩摩藩の代表者—西郷隆盛と頻繁に接触していた。さらに、副島は天皇から、清国に赴任し、修好条規を批准することとともに清同治帝の成婚と親政開始に祝意を伝えるよう勅命され、そして清国に琉球が日本の属藩であることを前提とした台湾事件に関する清国への報告などの内容が記された上諭を授けられた。こうして、副島は留守政府内の台湾出兵に對する消極論者を押し切って、外遊政府が帰朝するまで、日中条規の批准、清帝との謁見、そして台湾問題の結着などの実現により、次第に政府内の実権を握ることを企んでいただろうと考えられる。

清帝との謁見問題を見事にクリアしたことで国内外から大いに賞賛を博した副島は、なぜ渡清主要な課題である琉球遭難事件及び台湾用兵に関する諮問は自らによってではなく、自分より階級が下の柳原前光と鄭永寧を総理衙門との談判に遣わせた件については、日本側は清国との談判を想定する際から、なるべく清と琉球の所属関係を触れないようにしたかったため(その後の北京交渉においても、大久保利通は琉球問題を提起しない)、公使ではない柳原と鄭

を対清の談判に臨ませたら、自然に総理官員らから琉球管轄問題を聞かれる可能性が低くなるし、そして、柳原と鄭は談判が始まるから迂回な質問を清側に回答を求めて、飛んだ質問に答え疲れた総理官員は、琉球宗属関係はおろか、台湾の管轄関係まで日本側にまともされて何も答えようもなかったのだ。だが、当時ちょうど副島が北京で清帝との謁見にトラブルがあった時なので、清員は日本はただ謁見に怒ったせいで弁えのないことを言っているだけだと看過したようだが、日本側はそれを清国に対する台湾出兵の通知だと見なした。清の甘さが日本の欲望を見抜いてない一方、日本はこういう遠回りするようなやり方、しかも自らに有利な立場に立っていた状況は鮮明な対照となっている。ただし、国際交渉はこういう一方的な掛け合いでは済まないもので、のちの北京交渉において、実は日本は出兵する前に清国に正式に照会はなかったのが事実だから、理論上には理屈だが、清国長年の腐敗により国力の不振、そして弱肉強食の国際社会には誰もが自らの利益にしか目が向けられてないため、いくら日本が狡猾と言っても、当時の清は惜しむらくは誰にも文句を言いようがない状態であった。

こうして、中国で自らの見せ場を作っていた副島が欧米列強と斡旋して協調外交の姿勢を取り、謁帝に成功、そして台湾出兵の方面の通知もしたので、意気揚々と日本に凱旋したあげく、国内西郷隆盛を中心とする征韓論者が激昂している中、せっかく準備しかけていた台湾出兵計画がいったん棚上げとなっている。

西郷が朝鮮派遣使節に内定した時、ちょうど岩倉使節団一行がようやく二年ぶりの本土への帰航中だった。しかも、副使四人のうち、大久保利通は留守中の政局を統制する人材に不安があったため、不仲の木戸孝允と日にちずれて一足先に帰国したのだ。帰朝した大久保は、国内に残された留守政府が外遊政府を待たずに海外征討の旗を揚げたのを見ると、岩倉具視帰国ののち、征韓派から政権を取り戻すために、三条実美・岩倉具視と大久保利通・木戸孝允を中心とした体制を繋ぎ、留守政府を打倒する動きが開始された。大久保陣営はわざと西郷の使節派遣＝対韓開戦と鵜呑みにし、こうやって、西郷をセンターとする「征韓派」と大久保の「内治優先派」の対立が表面化している。さらに、西郷使節派遣に対する最後の決議日、三条は病気にかかっているを理由にして参議が中止された。この時、大久保の日記に記された「一の秘訣」、病気で倒れた三条の代わりに「内治優先派」の第一人者たる岩倉を大政大臣代理につけ、天皇裁決を自らに有利な方向を誘導するとの非常手段を使っていた。岩倉が使節派遣を否定する上奏を行ったことに対し、不本意な結果を知った西郷は直ちに辞表を提出し、そして政府内の土肥勢力まで一気に一掃したのだ。ただし、国内の「富国強兵優先」と旗揚げをする大久保は、半年も待たずに台湾征討の興を起し、一八七五年（明治八年）に西郷の使節派遣より激烈な手で朝鮮を開国させた。要するに、大久保は本当に征韓などのような侵略性のある行動に



反対するのではなく、明治六年の政変は、単に薩長連合で政権を奪うために発動したクーデターであった。西郷は大久保の同郷だが、彼の朝鮮使節派遣に執着しすぎたせいで、大久保の利益とぶつかったのがゆえに、余儀なく下野させられたのだ。

大久保を始めとする外遊政府が征韓派に反対する一論点としては、先ず国内政局を鎮め、富国強兵を実施するのが理想であることがあったのだが、現実には複雑に富んでいるので、留守政府の手で実施されていなかった内政の懸案、そして対露、清、朝鮮など外交問題もただちに直面しなければならなかった。その中、立ち上げてまもない大久保・岩倉ラインは、先ずロシアとの樺太問題について着手したのだ。それは、もちろん幕末以来日本はロシアを一番の威脅だと思い込んだばかりではなく、坂元純瀨が政府に対し、樺太問題はすでに副島前外務卿より解決したので、直ちに前参議（副島を指す）に復職させると、三条実美に責めこんでいた。大久保は、政府内に残存する留守勢力にプレッシャーを感じて、副島の介入を排除するため、直ちに榎元武揚をロシアに出仕させた。その後、大久保は岩倉と副島の後任外務卿寺島宗則に、副島前参議が決めた方針を継承するべきだと伝えていた。大久保は、坂元等の如上の行動で、自派政権の正当性が揺るがされる危機感を感じたのだ。況して、国内政局から二年以上離れた新しい政府のメンバーたちは、新政策を考え直す暇もない現時点で、前政権の政策を忠実に守りつつ反抗勢力が鎮まるのにも繋がるのの考えがあったのだろう。こうして、大久保陣営は反政府機運を未然に防いだのだ。

通説では、大久保による台湾出兵は、旧留守政府の勢力（反政府士族）の鬱憤を外へそらすという土俵設定であったが、もちろん反政府勢力の存在は否めないが、明治七年一月中旬、大久保は、樺太一件に結着をつけてすぐ台湾出兵に矛先を向けたので、この時、佐賀の乱など反政府勢力はまだ表面化していなかった。つづいて、先述したように、樺太、台湾、そして朝鮮など様々な外交問題において大久保陣営の政治手段が問われるので、彼は前参議が残した未解決一連の問題から順番付けて「マニュアル」通りにクリアしていくことに決めた。さらに、前年の十一月中旬から、大久保は調査員を清国に派遣し、そして、十二月に入り、児玉利国、成富清風と福島九成の帰国後、彼らを会見して台湾に関する報告を真剣に取り入れていたので、大久保は早々から台湾取得の意図があったことがうかがえるではなかろうか。ゆえに、反抗勢力が主な理由で台湾出兵を発動したという説に対して筆者は強く疑問に思っている。

大久保は台湾藩地を占領する意図があると言って、彼と大隈が二月六日に提出した「台湾藩地処分要略」に「台湾取得」などの文が記されていない。それを、おそらく副島のやり方と一線を画するためであるだろう。そして、征討に関するのことに一切拒否し続けた木戸孝允にして、台湾占領の件を入れてなければ、賛意をとりつけることもできるとの配慮もあったはずだ。ただし、台湾藩地占領という理念は始終潜在している。西郷隆盛の弟、西郷従道は一月の上旬、

政府に対して責めこんできた坂元に、自ら台湾都督となり、好戦的な旧武士たちを殖民軍として台湾藩地に送り込むとの約束があったため、三月になると、大久保が佐賀の乱を鎮定するために朝を離れたうち、大隈と西郷従道を中心とした「台湾藩地事務局」が成立し、台湾占領との方針が再び出現した。西郷は、薩摩士族との約束を盾にし、しかものちに士族の反乱も出現したので、最も占領に反論を唱えた木戸も何も言いようがなかったのだろう。

結果として、日本は今回の出兵で台湾を収めることに失敗した。ただし、のちの日本には、台湾出兵を第一歩として対清関係への清算を目標とする国家戦略が浮上してきた。朝鮮の開国、琉球合併などは、全部小国だった日本が侵華行為の試みである台湾出兵を発動したのちに着々と実践した。中国の腐敗っぷりは列強からだけではなく、アジアの一等国に変身していく日本もそれを軽蔑するようになり、積み重ねの試しで日清戦争まで発展していた。ゆえに、台湾出兵は近代日中関係だけではなく、東アジアにおける全体的ににとっても大きな意味を成している事件である。

そして、日本政府は、幕末以来迎えられた万国公法を最初に単なる国際法以上の世界的規範のように受け取ったが、清韓に対する交渉で、日本の主張を正当づける根拠として援用されるようにした。ただし、十九世紀の国際社会は、まさにオットー・フォン・ビスマルクが言う、「大国が利権を争う時、自分に利があれば公法に固執するが、不利だと思ったら、すぐ公法を無視して兵を持ってくる」<sup>280</sup>のような弱肉強食関係なので、日本は清国を侮ることができても、やはり西欧列強の牽制のもとで動くしかあるまい。なので、台湾出兵の過程に、駐日アメリカ公使デーロングとのちのリゼンドルのバックアップで計画され、駐日イギリス公使パークスを始め、各国公使、そしてデーロングの後任ビンガムまで出兵反対を唱えたせいで、いったん中止とならざるを得なかった。さらに、北京交渉においても、駐清イギリス公使ウェードの調停を受け止めなくてはならなかった。

最後、一八九四年（明治二十七年）に起きた日清戦争は実際に朝鮮の独立と主権における行われた戦争だったが、結果として戦争に関わっていなかった清国の領土—台湾が割譲された。日清戦争の二十年前の台湾出兵に立ち返ると、この二つ一見無関係な出来事は、その関連性は看過できないと筆者は思う。徳川時代に流伝してきた「国性爺合戦」<sup>281</sup>はおろか、幕末以来日本は南の防衛線

<sup>280</sup> 高田誠二 『久米邦武 史学の眼鏡で浮世の景を』（〈日本評伝選〉ミネルヴァ書房 2007年）

<sup>281</sup> 近松門左衛門作の人形浄瑠璃。のちに歌舞伎化された。全五段。正徳5年（1715年）、大坂の竹本座で初演。江戸時代初期、中国人を父に、日本人を母に持ち、台湾を拠点に明朝の復興運動を行った鄭成功（国性爺、史実は国姓爺）を題材にとり、これを脚色。結末を含め、史実とは異なる展開となっている。



を広げるために台湾を覬覦していた<sup>282</sup>。明治に入り、アメリカ人の一方的な教唆に乗り、自らがアジアにおいて文明の先頭にいると信じ、琉球民遭難事件を機にして清国が文明化する義務を拒絶された台湾藩地を開墾しようとした使命を思って瀬踏みしていた。この初の試みが結局失敗したとしても、台湾の生々しい「野蛮像」が征討の参与者と従軍記者により、日本本土の政府内外に伝わってきた。しかも、台湾出兵の終結である北京交渉においては、清は依然として中華秩序理論を論じたままであったのに対し、日本は国際公法の「主権—支配権一致」に依拠しているので、自然と清の「南台湾に対する支配権を行使せず、文明を与えなくても、その地は依然として清の領地である」とのような説を認めるわけにはいかなかった。日本が北京交渉の結果を承認した理由は、イギリス公使ウェードが調停に臨んだからである。すなわち、日本は琉球における主権について、片面的かつ有利な証言を得た一方、台湾における清の所轄全権に対して依然として懐疑的であった。伊藤博文と李鴻章が下関で日清終戦の談判をしている最中、日本の海軍は澎湖と台湾周りの海域を占領していた。これは、実はリゼンドルが副島に提出した「第二覚書」の「清国ノ南岸及ヒ台湾ノ近辺ニ往来巡視セシメ」の実践であり、談判の進捗に合わせ、自国に有利な結果を引き出すため台湾を取得するとの「既成事実」を作っていたのである。そして、この計画に寄与していたのは、貴族議員中村純九郎、福沢諭吉、そして改進黨の総裁大隈重信、当時の海軍大臣西郷従道と海軍軍令部の樺山資紀を代表している<sup>283</sup>。後三者は特に台湾占領政策を強く支持していた人物である。彼らの台湾出兵経験を活用して伊藤の割譲裁決に影響したと言っても、過言ではないだろう。

台湾はこうして五十年余の殖民時代を迎えることとなった。清国の不能がこういう結果をもたらしたが、台湾出兵に遡って考えると、アメリカが日本の台湾における欲望を誘い出した責任を問わざるを得ないのではなかろうか。

石井孝氏の『明治初期の日本と東アジア』、毛利敏彦氏の『台湾出兵—大日本帝国の開幕劇』、そして呉密察氏の『台湾近代史研究』では、すでにアメリカ人がどれほど日本政府を扇動していたかについて言及していたが、いまだに、デーロングとリゼンドルがなぜかくもしきりに日本に台湾攻略策をそそのかしたのか。その動機について触れたのは、先述した黄嘉謨氏の『美國與台灣』にだけ触れてある。彼は、デーロングが国务院へ書いた報告書を引用している。

「…歐美各國駐日代表所應採取的政策、惟有設法鼓勵日本政府於行動中徹底捨棄東方閉關主義、遠離中國朝鮮、甚或敵對、而成為西方的一個同盟國…、即使採取戰爭的手段、卻可以將久令人恐怖的朝鮮和台灣地區、置於一個同情西方各國的國旗之下、藉以消除對於各國商務的危害、並且增進美國在日本的利益。」<sup>284</sup>

<sup>282</sup> 松本正義 『台湾領有の系譜—一八七四（明治七）年の台湾出兵を中心に—』、P15。

<sup>283</sup> 林子侯 『乙未中日馬關條約之再檢視』、「第三屆近百年中日關係研討會論文集」、P103。

<sup>284</sup> P265。

と言い、つまりデーロングは新興の日本をアメリカの傘下に置き、そして日本政府の台湾出兵によって台湾周辺に多発する漂流民問題も一気に解決できるという一石二鳥の方法を論じている。リゼンドルもデーロングのこういった見解に同調して、「日本在地理上是一個與美國比較靠近的東方國家，實行維新已數十年，值得予以肯定與同情，美國尤應與其建立密切關係，互惠互利。」<sup>285</sup>と言ったように、彼は清朝と台湾での経験をいかして日本政府の台湾策への尽力を勤めていた。

黄氏のこの論点は、この二人がアメリカ政府に提出した報告書に依拠したものである。信用のおけるものであると筆者は考えるが、ただし、当時のアメリカはなぜ日本を同盟に組み組みたいか、についてはいまだ十分に解明されていないため、なお一層研究する価値がある。

最後に、筆者はあえて当時の背景をしたアメリカ第五代大統領が提出した「モンロー主義」を提示しておきたい。

1823年にアメリカの第5代大統領モンローが出した、ヨーロッパのラテンアメリカ諸国への干渉やロシアの太平洋進出に反対した宣言である。フランス革命とそれに続くナポレオンの登場によって高揚した自由主義はヨーロッパ列強の植民地となっていたラテンアメリカ諸国にも広がり、現地民の反乱を誘発した。しかしナポレオン失脚後、ヨーロッパではオーストリア外相メッテルニヒを代表格とする保守派が勢力を盛り返し、武力をもって彼らの反発を押さえ込もうとしていた。これに対し、アメリカはアメリカ大陸からヨーロッパ勢力を放逐する絶好の機会として、このような宣言を出し、ヨーロッパ大国のアメリカ大陸への不干渉を要求したのである。つまり、19世紀初頭、中南米の国々の独立運動に対し、自国の権益下に置きたいヨーロッパ列強の妨害が強かった。そのヨーロッパ列強を牽制し、中南米を自国の影響下に置くために、欧州とアメリカ大陸の相互不干渉を謳ったものがモンロー主義である。もちろん日本はモンロー主義の対象外であるが、イギリスをはじめ、ヨーロッパの国々が次々とアジア（特に清国を指す）に進出している中、列強の中ではすでに後進国の存在であるアメリカは積極的にアジアでの立脚する場所を探していたはずなのだ。当時の日本は清国と違って、危機感を胸に抱いて列強の蚕食にさらされる中に生きる道を探していた。ある意味で、アメリカも同様である。つまり、アメリカは日本にとって列強の一員でありながらも、列強新興国アメリカはラテンアメリカ以外のアジアにおいても、ヨーロッパと対抗的・そして排除性のある「モンロー主義」を通用しようとしていたと考えられる。リゼンドルが副島外務卿に提出した「第一覚書」に、ほかの西人が台湾を占領するには好ましくないと言うのも、その一例であることを示している。

台湾出兵の際に、日本政府が台湾占領の「意図」を「野心」へと猛烈に変わらせたのは、アメリカ人の教唆であることは否めない。ペリー来航が近代日米

<sup>285</sup> 同上。

関係の原点であるのなら、日米そして台湾の深い絆も日本の台湾出兵から結ばれ始めていたと言えよう。

## 参考文献

### 一、 史料（中国語&日本語）：

- 1、文慶等奉勅編撰：『籌辦夷務始末(同治朝)』、台北、國風出版社、1974年。
- 2、中央研究院近代史研究所編、『中美關係史料(同治朝)』、南港、中央研究院、1968年。
- 3、王文穉、『甲戌公牘鈔存』、台北、台灣銀行經濟研究室編印、台灣文獻叢刊第三九種、1959年。
- 4、李鴻章、『李文忠公全集』、台北、文海出版社、1968年。
- 5、吳元炳輯、沈文肅公（葆楨）政書』、台北、近代中國史料叢刊第六輯、文海出版社、1966年。
- 6、李先得、『台灣番事物産與商務』、台北、台灣銀行經濟研究室編印、台灣文獻叢刊第四六種、1960年。
- 7、台灣史料集成編輯委員會編、『明清台灣檔案彙編(第肆輯)』（第73、74冊）、台北、遠流出版社、2008年。
- 8、黃得峰、王學新譯、『處蕃提要』、南投、國史館台灣文獻館、2005年。
- 9、『同治甲戌日兵侵臺始末』、台北、台灣銀行經濟研究室編印、台灣文獻叢刊第三八種、1959年。
- 10、陳政三譯、愛德華・豪士（Edward H. House）著『征臺紀事：牡丹社事件始末』、中和、臺灣書房出版、2008年
- 11、大久保利通、『大久保利通文書』、東京、日本史籍協会、1927年。
- 12、大久保利通、『大久保利通日記』、東京、日本史籍協会、1927年。
- 13、大隈重信、『大隈重信關係文書』、東京、日本史籍協会、1932年。
- 14、外務省調査部編纂、『大日本外交文書』、東京、日本国際協会、1939年。
- 15、岩倉具視、『岩倉具視關係文書』、東京、日本史籍協会、1931年。
- 16、中山泰昌、『新聞集成明治編年史』、東京、財政經濟協会、1936年。
- 17、西里善行、「台湾事件と清国ジャーナリズム」（資料篇1，2，3，4）『琉球大学教育部紀要第一部』、琉球大学、1988年。  
（収録：循環日報、申報、万国公報、中西聞見録に掲載の台湾事件関連記

事と論説)

## 二、日本語

### 著書

- 1、王芸生、『日支外交六十年史』、東京、龍溪書舎、1987年。
- 2、金城正篤、『沖縄県の百年』、東京、山川、2005年。
- 3、藤崎濟之助、『台湾史と樺山大将』、東京、国史刊行会、1926年。
- 4、中村隆英、伊藤隆合編、『近代日本研究入門』、東京、東京大学出版社、1977年。
- 5、渡辺幾治郎編、『大隈重信』、東京、大隈重信刊行会、1952年。
- 6、正田健一郎訳/Lebra, Joyce C 著、『大隈重信：その生涯と人間像』、東京、早稲田出版部、1980年。
- 7、梅田正己、『近代日本の戦争：これだけは知っておきたい：台湾出兵から太平洋戦争まで』東京都、高文研、2010年。
- 8、明治維新史学会編、『明治維新とアジア』東京、吉川弘文館、2001年。
- 9、石井孝、『明治初期の日本と東アジア』、横浜、有隣堂、1982年。
- 10、佐々木楊、『清末における中国の日本観と西洋観』、東京、東京大学出版会、2000年。
- 11、松永正義、『台湾を考えるむずかしさ』、東京、研文、2008年。
- 12、加藤雄三、大西秀之、佐々木史郎編、『東アジア内海世界の交流史：周縁地域における社会制度の形成』東京、人文書院、2008年。
- 13、東アジア近代史学会、『東アジアにおける万国公法の受容と適用』、東京、まゆに書房、1999年。
- 14、東アジア近代史学会編集『アジアにおける近代国際法』、東京、まゆに書房、2000年。
- 15、樺山愛輔、『父、樺山資紀』、東京、大空社、1988年。
- 16、井出紀和太、『南進台湾史考』、台北、南天、1995年。
- 17、植民地文化研究編集委員会編集、『植民地文化研究』、浦安市、植民地文化研究会、2002年。
- 18、又吉盛清、『日本植民化された台湾と沖縄』、台北、前衛、1997年。
- 19、渡辺幾治郎編輯、『大隈研究』、東京、早稲田大学大隈研究室、1952年。
- 20、毛利敏彦、『台湾出兵—大日本帝国の開幕劇』、東京、中央公論社、1996年。
- 21、内田修道など編纂、『明治建白書集成』、筑摩書房、1986—2000年。



## 論文：

- 2 2、田保橋潔、「琉球藩民蕃害事件に関する考察」、市村博士古稀記念東洋史論叢、1933年。
- 2 3、松永正義、「台湾領有論の系譜—1874年の台湾出兵を中心について」、『台湾近代史研究』、龍溪書舎、1978年。
- 2 4、金城正篤、「台湾事件（1871—1874年）についての一考察—琉球処分 の起点として—」、沖縄歴史研究創刊号、1965年。
- 2 5、栗原純、「台湾事件（1871—1874年）—琉球政策の転機としての台湾出兵—」、『史学雑誌』第九号、1978年。
- 2 6、許世楷、「台湾事件（1871—1874年）」、『季刊国際政治』二八号、1964年。
- 2 7、遠山茂樹、「征韓論・自由民権論・封建論」、『歴史学研究』四三号、1950年。
- 2 8、藤村道生、「明治維新外交の旧国際関係への対応—日清修好条規の成立をめぐる—」、『史学』14、名古屋大学文学部研究論文集XII、1966年。
- 2 9、西里善行、「咸豊・同治期（幕末維新时期）の中琉日関係再考—尚泰冊封問題とその周辺—」、『東洋史研究』64、2006年。
- 3 0、福地惇、「明治政府と木戸孝允」、日本・東洋文化日本史学研究室。
- 3 1、白春岩、「明治初期における李鴻章の対日観」、『社会研論集』Vol. 14、2009年。
- 3 2、李啓彰、「日清修好条規成立過程の再検討—明治五年柳原前光の清国派遣問題を中心に—」、『史学雑誌』115、2006年。
- 3 3、辻岡正巳、「大久保利通の富強化構想」、『広島経済大学経済研究論集』11（2）。
- 3 4、安養寺信俊、「明治六年の対清交渉にみる副島外交の検討」、『岡山大学学院文化科学研究科紀要第二十号』、2005年。
- 3 5、安岡昭男、「明治初期琉球台湾事件と左院」、法政大学沖縄研究所、2009年。
- 3 6、川畑恵、「台湾出兵についての一考察」、『沖縄文化研究』16、1990年。
- 3 7、張啓雄、「新中華世界秩序構想の展開と破綻—李鴻章の再評価に絡めて—」、『沖縄文化研究』16、1990年。
- 3 8、張啓雄、「日清互換條約において琉球の帰属は決定されたか：一八七四年の台湾事件に関する日清交渉の再検討」、『沖縄文化研究』19、1992年。
- 3 9、野口眞広、「明治七年台湾出兵の出兵名義について—柳原前光全権公使の交渉を中心にして—」、『ソシオサイエンス』Vol. 11、2005年。

- 4 0、西敦子、「台湾出兵にみる琉球政策の転換点」、『Historica』61、2008年。
- 4 1、後藤新、「明治七年台湾出兵の一考察—台湾蕃地事務局を中心として—」、慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会、2004年。
- 4 2、家近良樹、「台湾出兵方針の転換と長州派の反対運動」、『史学雑誌』92（11）、1983年。
- 4 3、波平恒男、「琉球処分再考—琉球藩王冊封と台湾出兵問題—」、政策科学・国際関係論集（11）、2009年。
- 4 4、安岡昭男、「明治期官辺の台湾論策」、『沖縄文化研究』16、1990年。

### 三、中国語

#### 著書：

- 1、藤井志津枝、『近代中日関係史源起—1871～74年台湾事件』、台北、金禾出版社、1992年。
- 2、全國日本經濟學會譯/藤崎濟之助著、『臺灣史與樺山大將：日本侵臺始末』、台北、海峽學術、2003年。
- 3、林呈蓉、『牡丹社事件的真相』、台北、博揚文化出版、2006年。
- 4、戴天昭、『台灣國際政治史』、台北、前衛、1996年。
- 5、趙國輝、『近代初期中日台灣事件外交』、台北、海峽學術出版、2008年。
- 6、陳淑銖、『李鴻章：晚清政治靈魂人物』、台北、幼獅文化、1990年。
- 7、黃秀政、『台灣割讓與乙未抗日運動』、台北、台灣商務、1992年。
- 8、林子侯、『甲午戰爭前日本之內政與備戰』、嘉義、大人物、2001年。
- 9、林子侯、『中日關係論文集』、嘉義、2005年。
- 10、王璽、『李鴻章與中日訂約(一八七一)』、台北、中央研究院近代史研究所、2006年。
- 11、陳鵬仁訳、陸奥宗光著、『甲午戰爭：中日世界之戰』、台北、開今文化出版、1994年。
- 12、黃嘉謨、『美國與台灣：1784—1895』、台北、中研院近代史研究、1979年。
- 13、吳密察、『台灣近代史研究』、台北、稻鄉、1994年。
- 14、李定一、『中美早期外交史(1784-1894)年』、台北、傳記文學、1978年。
- 15、鹿島守之助、『日英外交史』、東京、1957年。

#### 論文：

- 16、 劉申寧、「李鴻章的對日觀與晚清海防戰略」、《第三屆近百年中日關係研討會論文集》、中央研究院近代史研究所、1996年。
- 17、 翁飛、「從馬關議和看李鴻章的思想轉變及對國策之影響」、《第三屆近百年中日關係研討會論文集》、中央研究院近代史研究所、1996年。
- 18、 林子侯、「試論同治年間中日訂約經緯」、《東方雜誌》第十七卷第十二期、2005年。
- 19、 林子侯、「乙末中日馬關條約之再檢視」、第三屆近百年中日關係研討會論文。
- 20、 林子侯、「同光年間中日、台灣琉球之糾葛」、《台北文獻》第六十六期。
- 21、 甘懷真、「台灣出兵與東亞近代國家的再編」、《アジア文化交流研究》關西大学アジア文化交流研究センター、2010年。

#### 四、西文資料

- 1、Liu, Kwang-Ching, "China's early modernization and reform movement : studies in late nineteenth-century China and American-Chinese relations", Taipei, Academic Sinica, 2009.
- 2、Yen, Sophia Su-Fei, "Taiwan in China's foreign relations, 1836-1874", Hamden Conn: Shoe String Press, 1965.
- 3、D. R. Howland "Borders of Chinese civilization : geography and history at Empire's end", Durham, N.C. : Duke University Press, 1996.
- 4、C. E. De Long to Hamilton Fish, Japan, November 6, 1872; USNA: MID, Japan, M-133, R-21
- 5、Charles William Le Gendre: *Progressive Japan, A Study of the Political and Social Needs of the Empire*, (NY and Yokohama: C. Levy, 1878) pp. I-V, 95-97.
- 6、William Barnes and John Health Morgan, *The Foreign Service of the United States: Origins, Development, and Functions* (Department of State, Washin ton, D. C., 1961)' P 489.